

変額保険(有期型)

(無配当)

ご契約のしおり・約款





ジブラルタ生命コールセンター

ー 般 の お 客 様 0120-37-2269 通話料無料

募集代理店を通じて **0120-78-2269** 通話料無料

受付時間 平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00(日・祝・12/31~1/3を除く)



ご契約のしおり・約款の読み方

この冊子の読み方

◆この冊子はつぎの順番で記載されています

ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切な部分を 抜き出し、わかりやすくご説明しています。

普通保険約款(主契約)

この保険のベースとなる部分です。生命保険会社と保険契約者 との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を規 定しています。

特約条項(特約)

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

別 表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。

「別表1」から順に記載しています。

◆ページ番号のふりかたについて

「ご契約のしおり」と「普通保険約款以降」の2部構成になっています。そのため、ページ番号もそれぞれ1ページ目から順にふっています。

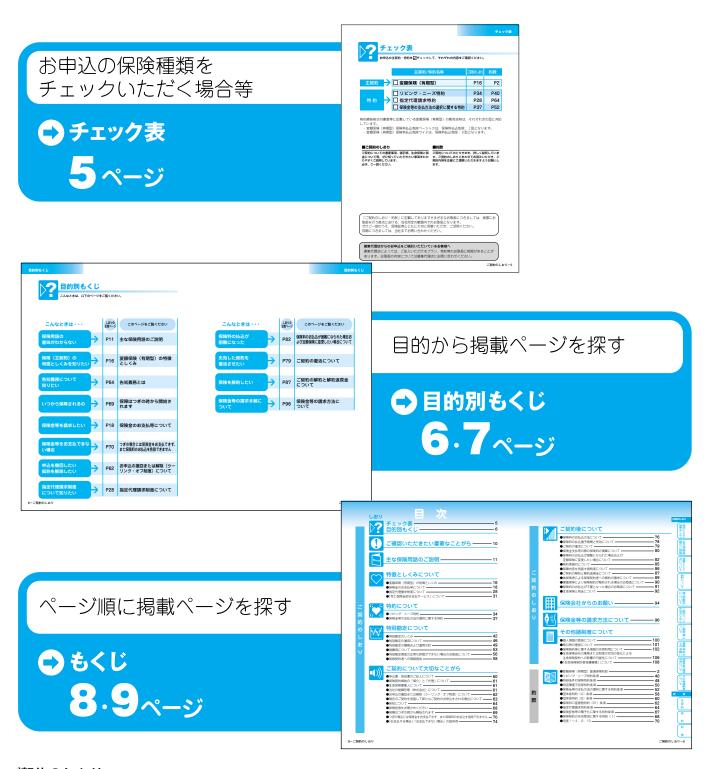
ご契約のしおりのページ番号の記載 ⇒ 「ご契約のしおり—XXI

普通保険約款以降のページ番号の記載 ⇒ 「約款—ХХ |

「ご契約のしおり」の読み方

◆知りたい情報を探すときは…

「ご契約のしおり」はお読みいただきたい項目、知りたい情報等を簡単にお探しいただけるよう、「もくじ」に加えて「チェック表」「目的別もくじ」をご用意しています。「チェック表」はお申込の保険種類をチェックいただく場合等、「目的別もくじ」は『保険(主契約)の特徴としくみを知りたい』、『保険金等を請求したい』等、ポイントを絞って本書をお読みいただく場合に便利です。



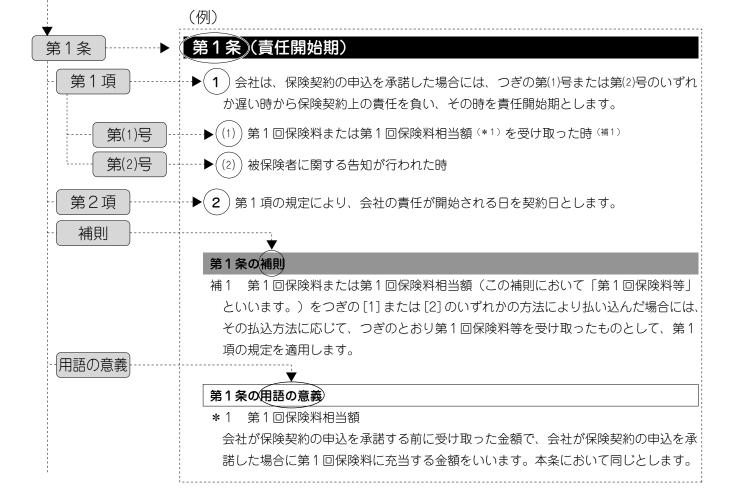
約款・特約条項の読み方①

◆各約款・特約条項の最初のページには、大分類および各条の目 次を掲載しています。

(例)



◆約款・特約条項では、基本的に「条」・「項」・「号」・「補 則」・「用語の意義」を用いて規定しています(条文によっては 「項」・「号」・「補則」・「用語の意義」がない場合もあります)。



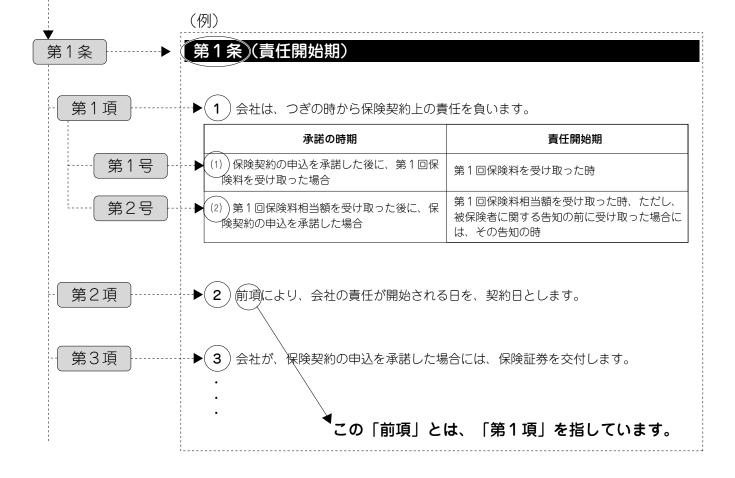
約款・特約条項の読み方②

◆各約款・特約条項の最初のページには、大分類および各条の目次を掲載しています。

(例)



◆約款・特約条項では、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規 定しています(条文によっては「項」や「号」がない場合もあります)。





お申込の主契約・特約を✓チェックして、それぞれの内容をご確認ください。

	主契約/特約名称	ご契約のしおり	約款
主契約	→ 変額保険(有期型)	P16	P2
			. —
	□ リビング・ニーズ特約	P34	P40
特 約	□ 指定代理請求特約	P28	P64
	□ 保険金等の支払方法の選択に関する特約	P37	P52

契約締結前交付書面等に記載している変額保険(有期型)の販売名称は、それぞれ次の型に対応 しています。各型の詳細については、「ご契約のしおり」の「保険金のお支払等について」をご 覧ください。

- ・変額保険(有期型)保険料払込免除ベーシックは、保険料払込免除:Ⅰ型となります。
- ・変額保険(有期型)保険料払込免除ワイドは、保険料払込免除:Ⅱ型となります。

■ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続、生命保険と税 金について等、ぜひ知っていただきたい事項をわかす。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご りやすくご説明しています。

必ず、ご一読ください。

■特別勘定のしおり

特別勘定や資産運用についての内容を詳しく説明し ています。別冊の特別勘定のしおりをあわせてお読 みください。

■約款

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明していま 契約内容を正確にご理解いただきますようお願いし ます。

「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますさまざまなお取扱につきましては、実際にお 取扱を行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱となります。 ぜひご一読のうえ、保険証券とともに大切に保管いただき、ご活用ください。

詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

募集代理店からのお申込をご検討いただいているお客様へ

募集代理店によっては、ご加入いただけるプラン、特約等のお取扱に制限があることが あります。お取扱の内容については募集代理店にお問い合わせください。



こんなときは、以下のページをご覧ください。

こんなときは・・・	しおりの 記載ページ	このページをご覧ください
保険用語の 意味がわからない	P11	主な保険用語のご説明
保険(主契約)の 特徴としくみを知りたい	P16	変額保険(有期型)の特徴 としくみ
告知義務について 知りたい	P64	告知義務とは
いつから保障されるの	P69	保障はつぎの時から開始さ れます
保険金等を請求したい	P18	保険金のお支払等について
保険金等をお支払できない場合	P70	つぎの場合には保険金をお支払できず、 また保険料のお払込を免除できません
申込を撤回したい契約を解除したい	P62	お申込の撤回または解除(クー リング・オフ制度)について
指定代理請求制度について知りたい	P28	指定代理請求制度について

こんなときは・・・		しおりの 記載ページ	このページをご覧ください
保険料の払込が 困難になった	\rightarrow	P82	保険料のお払込が困難になられた場合お よび定額保険に変更したい場合について
失効した契約を 復活させたい	>	P79	ご契約の復活について
保険を解約したい	>	P87	ご契約の解約と解約返戻金 について
保険金等の請求手続に ついて	>	P96	保険金等の請求方法に ついて

しおり		
	チェック表 ————————————————————————————————————	<u> </u>
	自的別もくじ	— 6
		<u> </u>
	ご確認いただきたい重要なことがら	- 10
Word	主な保険用語のご説明	_ 11
Jord	工 5 pkp次/13 tal 5 C ta/17 y	
	は半半してフィーへいて	
	特徴としくみについて	
	●変額保険(有期型)の特徴としくみ ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 16
	●保険金のお支払等について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	-18
	●指定代理請求制度について ————————————————————————————————————	- 28
	●「死亡保険金即日支払サービス」について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	– 31
0 0	特約について	
	●リビング・ニーズ特約 ――――	- 34
\odot \bullet	● 保険金等の支払方法の選択に関する特約 ————————————————————————————————————	- 34 - 37
		01
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	特別勘定について	
. <u>V.'\</u>	●特別勘定のしくみ ————————————————————————————————————	- 42
	◆特別勘定の運用について ————————————————————————————————————	- 46
	●特別勘定の種類および運用方針 ————————————————————————————————————	- 49
	●諸費用について ————————————————————————————————————	
	●特別勘定資産の正常な評価ができない場合のお取扱について ――――	
	●保険契約者への情報提供 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 58
	ご契約について大切なことがら	
	●申込書・告知書のご記入について ————————————————————————————————————	_ 60
1/	●保険契約締結の「媒介」と「代理」について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	●生命保険募集人について ————————————————————————————————————	
	●当社の組織形態(株式会社)について ————————————————————————————————————	_ 61
	●お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について —————	
	●現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について ——	
	●告知について ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	●保険証券をお確かめください ―――――	- 68
	●保障はつぎの時から開始されます ————————————————————————————————————	- 69
	●つぎの場合には保険金をお支払できず、また保険料のお払込を免除できません -	
	●「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例 —————	- 74

- 76

- 78

- 80

- 82

_ 92

— 96



約 款

契

約

0

お

IJ

●リビング・ニーズ特約条項 ————	
●特別条件付保険特約条項 ————————————————————————————————————	
●特定障害不担保特約条項 ————————————————————————————————————	!
●保険金等の支払方法の選択に関する特約条項 ――――	!
●団体扱特約(A)条項 ————————————————————————————————————	!
●団体扱特約(B)条項 ————————————————————————————————————	
●保険料□座振替特約(01)条項 —————	
●指定代理請求特約条項 ——————	
●保険証券等の電子化に関する特約条項 —————	
●保険契約の失効取消に関する特則(Ⅰ)—————	
●別表 1 ~ 4 、 6 、 10 ——————————————————————————————————	

い重要なことがらご確認いただきた

語のご説明

特徴としく

特約について | 特別勘定

ことがら | ついてについて | ご契約後

保険会社か

款

で確認いただきたい重要なことがら

投資リスクについて

- ・この保険は、積立金額、解約返戻金額、満期保険金額等が特別勘定*の運用実績に 応じて変動(増減)する保険です。
- ・特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動 性リスク、カントリーリスク、資産配分リスク等の投資リスクがあります。
- ・このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額、満期保険金額、 解約返戻金額が、お払込保険料の合計額を大幅に下まわることがあり、損失が生 じるおそれがあります。
- これらの投資リスクはすべて保険契約者および受取人に帰属します。特別勘定の 運用成果が保険契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募 集人等の第三者が保険契約者や受取人に何らかの補償・補てんをすることはあり ません。
 - *変額保険(有期型)にかかる資産の管理・運用を行う勘定のことで、他の保険種類にかかる資産とは区分し独立して管理・運用を行います。

運用等における諸費用について

· この保険では、保険関係費用等の諸費用をお客様にご負担いただきます。 詳しくは、「ご契約のしおり」の「諸費用について」をご覧ください。

特別勘定の選定および繰入割合について

特別勘定の選定および繰入割合については、保険契約者の責任において決定いただきます。特別勘定の運用成果が保険契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人等の第三者が保険契約者や受取人に何らかの補償・補てんをすることはありません。

約

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたってご覧ください

あ

Word

関

特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用で、特 別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等、特別 勘定の運用に関わる費用のことをいいます。

かい品名 約

ご契約を終了させ、その効力を将来にわたって消滅さ せることをいいます。

解約返戻金

ご契約が解約された場合等に、保険契約者に払い戻さ れるお金のことをいいます。

基本保險釜

保険契約締結の際、当社所定の範囲内で保険契約者の お申し出により定めた金額をいい、死亡保険金・高度 障害保険金の最低保証金額になります。ただし、保険 契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後 の金額とします。

数数

各特別勘定資産のうち、各保険契約者の保有分を表す 単位のことで、ご契約当初の口数は、投入される資産 をユニットバリューで割ることにより求められます。 特別勘定の資産の増減はご契約締結後、すべて口数で 管理します。

契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当す る日のことです。特に月単位あるいは半年単位の契約 応当日といったときは、それぞれ月ごとまたは半年ご との契約日に応当する日を指します。

契約年齡

契約日における被保険者の年齢で、満年齢で計算しま

(例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳とな ります。

却 約 Ĕ

通常は責任開始日をいい、契約年齢や保険期間等の計 算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法 <経路>等によっては、契約日と責任開始日が異なる 場合があります。

告知義務

保険契約者と被保険者がご契約のお申込をされるとき 等に、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社が おたずねする重要なことがらについて、ありのままに 報告していただく義務を告知義務といいます。

告知義務違反

告知の際に、事実が告げられなかったときには、当社 は告知義務違反として、ご契約を解除することができ ます。

い重要なことがらご確認いただきた

語のご説明

特徴としく

特約について

について ||*

| 大切なことがら | ついて | ご契約について | ご契約後に

| らのお願い | 左

款

別表

美

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることです。

主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

診 查

診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。 また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく 方法もあります。

責任開始期(日)

当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期 といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

青任準備金

将来の保険金等をお支払するために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。

た繁

第1回保険料相当額

ご契約のお申込の際にお払込いただくお金のことで、 ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当され ます。

積 立 金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち、個々の ご契約にかかわる部分のことで、運用実績により毎日 増減します。

特別勘定

変額保険(有期型)にかかる資産の管理・運用を行う勘定のことで、他の保険種類にかかる資産とは区分し独立して管理・運用を行います。

特別勘定グループ

1または2以上の特別勘定をグループ化したものを特別勘定グループといい、同一保険種類につき1または2以上の特別勘定グループを設定します。

は

払 込 期 月

毎回の保険料をお払込いただく期間のことをいいます。 月払は月単位、半年払は半年単位、年払は年単位の契 約応当日の属する月の初日から末日までです。

被保険者

生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

複活

失効したご契約を当社の承諾を得て、有効な状態に戻すことをいいます。

_

保険関係費用

保険料または積立金から控除される費用で、保険契約 の締結・維持および保険料の収納に必要な費用、保険 料払込免除に関する費用、特別勘定の管理に必要な費 用、基本保険金額保証に関する費用、死亡保障等に必 要な費用のことをいいます。

保険金・給付金

被保険者が約款で定めるお支払事由に該当したときにお支払するお金のことをいいます。

保険金・給付金受取人

保険契約者が指定された保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。

保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(たとえば、ご契約内容の変更等の請求権)と義務(たとえば、保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。

保険証券

ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算して満1か年を第1保険年度といいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。

保険料

保険契約者から当社にお払込いただくお金のことをい います。

保険料期間

保険料払込期間中の契約応当日(月払、半年払、年払の場合、月ごと・半年ごと・年ごとの契約応当日)からつぎの契約応当日前日までの期間をいいます。

ま

免責事由

被保険者がお支払事由に該当した場合でも、被保険者の自殺行為等のケースでは保険金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。



約款

"ご契約についてのとりきめ"を記載したものです。

猶予期間

払込期月内に保険料のお払込の都合がつかない場合の ために、お払込の猶予期間を設けています。猶予期間 内に保険料のお払込がないと保険契約は失効します。

ユニットバリュー

積立金を計算するために使用する価額のことで、特別 勘定の運用実績により増減します。 Memo



特徴としくみについて

語主のな

について

ご契約後に 保険会社か

その他諸制を 款 約 主 契 約

> 約 別

特

変額保険(有期型)の特徴としくみ

特 徵

- ●特別勘定の運用実績に基づき、保険金の支払額を増減させるしくみの保険です。
- ●保険期間中に被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたとき は、死亡保険金または高度障害保険金をお支払します。また、満期をむかえられた場 合は満期保険金をお支払します。
- ●保険料払込免除には、保険料払込免除事由が異なるⅠ型・Ⅱ型があります。

I型:不慮の事故による所定の身体障害状態の場合に保険料のお払込を免除

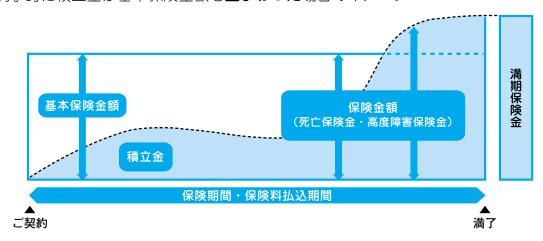
Ⅱ型:傷害もしくは疾病による身体障害状態、特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・ 脳卒中)、就労不能障害状態または要介護状態により、所定の事由に該当した 場合に保険料のお払込を免除

※この保険は無配当保険です。

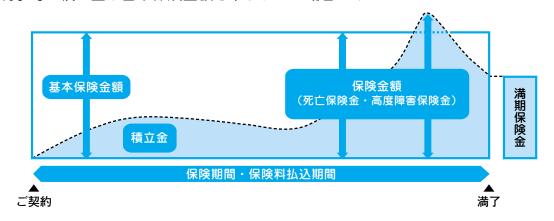
み

【保険料のお払込方法が月払・半年払・年払の例】

・満了時に積立金が基本保険金額を**上まわった**場合のイメージ



・満了時に積立金が基本保険金額を**下まわった**場合のイメージ



款

死亡保険金・高度障害保険金、満期保険金と解約返戻金の最低保証について

●死亡保険金・高度障害保険金

保険期間中に被保険者が死亡・所定の高度障害状態に該当したときには、基本保険金 額または死亡・所定の高度障害状態に該当した日の積立金額のいずれか大きい金額 を、死亡保険金または高度障害保険金としてお支払します。積立金が基本保険金額を 下まわった場合でも、**基本保険金額が最低保証されます。**

●満期保険金

保険期間満了時に被保険者が生存しているときには、保険期間満了時の積立金額を、 満期保険金としてお支払します。積立金額は特別勘定の運用実績に基づいて変動(増 減)しますので、満期保険金として支払われる金額は、お払込保険料の合計額を下ま わる場合があります。最低保証はありません。したがって、特別勘定の運用実績によ って、お払込保険料の合計額よりも受取額が少なくなることがあり、損失が生じるお それがあります。

●解約返戻金

保険期間中に解約されたときには、所定の積立金額を、解約返戻金としてお支払しま す*1*2。積立金額は特別勘定の運用実績に基づいて変動(増減)しますので、解約 返戻金として支払われる金額は、解約時までのお払込保険料の合計額を下まわる場合 があります。**最低保証はありません。**したがって、特別勘定の運用実績によって、お 払込保険料の合計額よりも受取額が少なくなることがあり、損失が生じるおそれがあ ります。

- 契約日から10年未満に解約、減額、払済変額保険(有期型)または一時払定額養老保険に変更 された場合は、解約控除がかかります。
- 保険料払込免除部分の解約返戻金は以下となります。 【保険料払込免除:Ⅰ型】の場合、解約返戻金はありません。 【保険料払込免除:Ⅱ型】の場合で解約返戻金があるときは、保険料を払い込んだ年月数および 保険契約の経過した年月数により、当社の定める方法で計算した解約返戻金をあわせてお支払 します。

款

契

保険金のお支払等について

保険金のお支払

お支払する 保険金	お支払事由	お支払額	お受取に なる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	保険金額* ¹	死亡保険金 受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に 高度 障害状態 になられたとき	保険金額* ¹	被保険者
満期保険金	被保険者が保険期間満了時まで生存されていたとき	満期保険金額*2	満期保険金 受取人

- つぎの①または②のいずれか大きい金額をお支払します。
 - ①基本保険金額
 - ②死亡保険金または高度障害保険金のお支払事由に該当した日の積立金額 なお、被保険者が責任開始日から契約日の前日までの間に死亡保険金または高度障害保険金のお 支払事由に該当しかつその保険金が支払われることとなったときは、責任開始日を契約日とみな して、基本保険金額をお支払します。
- 保険期間満了日の積立金額をお支払します。



高度障害状態

>>> 別表 1 参照



- ●死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金は重複してお支払しません。
- ●高度障害保険金をお支払した場合は、保険契約は、高度障害状態になられた 時にさかのぼって消滅したものとします。
- ■保険金のお支払については、一時支払のほか、特約を付加することにより年金支払およ び据置支払もお取扱しております。詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約 をご覧ください。
- ■保険金のお支払事由が発生した場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法につ いて | をご覧いただき、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**のをご提出くだ さい。



所定の請求書類

>>> 普通保険約款 附則9参照

表

保険料の払込免除

- ■ご契約時に保険料払込免除の型(Ⅰ型・Ⅱ型)を選択いただきます。保険料払込免除の型は、変更できません。
- ■被保険者がつぎの保険料の払込免除事由に該当したときは、以後の保険料のお払込が免除されます。

保険料の払込免除事由

【保険料払込免除: I型】の場合

被保険者が責任開始期以後に生じた**不慮の事故** を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**身体障害の状態** に該当したとき



不慮の事故

>>>> 別表2参照

身体障害の状態

>>>> 別表3参照

【保険料払込免除:Ⅱ型】の場合

- ①被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、身体障害の状態分に該当したとき
- ②被保険者が悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中により、所定の事由に該当したとき
- ③被保険者が下記(1)(2)いずれかに該当したとき
 - (1) 責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として**就労不能障害状態**でに該当したとき
 - (2) 責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因としてつぎの①または②のいずれかに該当したとき
 - ①公的介護保険制度でにより、公的介護保険制度の要介護2以上の状態でに該当していると認定されたとき
 - ②被保険者が保険料払込免除事由該当時に満65歳未満の場合、つぎの条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき
 - ア. 当社所定の要介護状態でに該当したこと
 - イ. 当社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて 180日以上継続していること

語主のなり

に特別勘

つごい契

て定

くれ後に ら保の険 は会社が

その他諸制を

約 主 契 款

約 特

約 別

表

身体障害の状態 >>> 別表3参照 就労不能障害状態 普通保険約款 附則4参照 公的介護保険制度 >>> 普通保険約款 附則6参照 公的介護保険制度の要介 >>> 普通保険約款 附則7参照 護2以上の状態 要介護状態 >>> 普通保険約款 附則8参照

悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中による保険料の払込免除事由の詳しい説明

①悪性新生物(がん)

被保険者が**悪性新生物責任開始期***1以後、初めて悪性新生物(がん)に罹患したと医師 によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき(病理組織学的所見(生 検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)

悪性新生物責任開始期…責任開始期の属する日からその日を含めて90日目の日の翌日(復活の取扱が 行われた後は、最後の復活の際の責任開始期と同一)

対象となる悪性新生物(がん)🕝

- ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>
- ・消化器の悪性新生物<腫瘍>
- ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>
- ・骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>
- ・皮膚の悪性黒色腫
- ・中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>
- ・乳房の悪性新生物<腫瘍>
- ・女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>
- ・男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>
- ・腎尿路の悪性新生物<腫瘍>
- ・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>
- ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>
- ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>
- ・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは 推定されたもの
- ・独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>
- · 真正赤血球増加症<多血症>
- 骨髓異形成症候群

·慢性骨髓增殖性疾患

- · 本態性(出血性) 血小板血症
- ・骨髄線維症
- ·慢性好酸球性白血病 [好酸球增加症候群]

ただし、下記①、②は対象となりません。

- ①上皮内新生物(詳しくは、後段の「ご注意」をご覧ください)
- ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌

②急性心筋梗塞

被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの事由に該当したとき

- ・急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、**労働の制限を必要とする状態***2が継続したと医師によって診断されたとき
- ・急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき
 - a その疾病の治療を直接の目的とする手術()
 - b **病院または診療所**(こおける手術
 - c 公的医療保険制度 に基づく 医科診療報酬点数表 () に、手術料の算定対象として列挙されている手術
- *2 労働の制限を必要とする状態…軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限 を必要とする状態

対象となる急性心筋梗塞の

・急性心筋梗塞(狭心症等は対象となりません。)

③脳卒中

被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの事由に該当したとき

- ・脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- ・脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき
 - a その疾病の治療を直接の目的とする手術()
 - b 病院または診療所分における手術
 - c 公的医療保険制度でに基づく医科診療報酬点数表でに、手術料の算定対象として列挙されている手術

対象となる脳卒中分

・くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞

い重要なことが

| 語のご説|

特徴としく

特約について

について ||-

66 ついて ご契約後

のお願い | 方法につい際会社か | 保険金等の

ら保の険

。 | について | について

主契

約

款

約特

約

別表



治療を直接の目的とする手術 病院または診療所 公的医療保険制度 医科診療報酬点数表

>>> 普通保険約款 附則 1 参照

対象となる悪性新生物(がん) 対象となる急性心筋梗塞 対象となる脳卒中

>>> 普通保険約款 附則3参照



- ●悪性新生物責任開始期前に悪性新生物(がん)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物(がん)による保険料の払込免除はしません。この場合、悪性新生物(がん)以外の保険料の払込免除事由を対象とした保障(保険料の払込免除)は継続しますが、保険料の変更(減額)はありません。
- ●保険料の払込免除の対象には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含みません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、保険料の払込免除の対象ではありません。

就労不能障害状態による保険料の払込免除事由の詳しい説明

●詳細につきましては、普通保険約款「附則4 対象となる就労不能障害状態」をご覧ください。

保険料の払込免除事由となる就労不能障害状態とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したものをいいます。

(1)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件(国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。)のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたもの

(2)つぎの1.~8.のいずれかに該当したもの

1. 所定の疾患等による障害

- ①つぎのいずれかの状態に該当したもの
- ・心臓移植を受けたもの
- ・人工心臓を装着したもの
- ・CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着したもの
- ・永続的な人工透析療法を受けたもの
- ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路 変更術を受けたもの
- ・人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置または自己 導尿の常時施行を必要とする)状態にあるもの
- ②つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、 もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その 状態がその該当した日からその日を含めて180日以上継続したと医師によって 診断されたもの

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液·造血器疾患、悪性新生物、高血 圧

款

主契

約 別 表



約

衣

当社所定の要介護状態による保険料の払込免除事由の詳しい説明

●当社所定の要介護状態の詳細につきましては、普通保険約款「附則8 会社所定の要介護状態」をご覧ください。

【当社所定の要介護状態の概要について】

対象となる当社所定の要介護状態とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当した状態をいいます。

(1)A群とB群の双方に該当して他人の介護を要する状態

【A群】①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当すること



①歩行

立った状態から、5m以上 歩行できるかどうか。



②寝返り

身体の上に布団などをかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。



【B群】③~⑥のうち、『1項目が「全部介助の状態」で1項目が「全部介助または一部介助の状態」にあること』または『3項目に該当し、それぞれ、「全部介助の状態」または「一部介助の状態」にあること』



③入浴

浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。



④排せつ

排せつと排せつ後の後始末 ができるかどうか。



⑤食事の摂取

眼前に用意された食べ物を 食べることができるかどう か。



⑥衣服の着脱

眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。

(2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

い重要なことがここ確認いただきた

| 語のご説明

特徴としく

大切なことがら

ついて ||らの:ご契約後に||保険:

款

約

特

公的介護保険制度について

【公的介護保険制度について】

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

【公的介護保険制度の要介護2以上の状態について】

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定めるつぎのいずれかの状態をいいます。

要介護2:要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態

要介護3:要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態

要介護4:要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態

要介護5:要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)又はこれに相当すると認められる状態

法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更について

- ●当社は、国民年金法*1、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正が行われ、 その改正内容がこの保険契約の保険料の払込免除事由に影響を及ぼすと認めた場合 には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料の払込免除事由を国民年金法、 公的医療保険制度、または公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあり ます。
- ●この場合、当社は法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更をする旨を、保険料の払込免除事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- ●法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、保険料の払込免除事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
 - (2) 保険料の払込免除事由変更日の前日に解約する方法
- ●指定がなされないまま保険料の払込免除事由変更日が到来したときは、「(1)保険料の 払込免除事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。
- * 1 国民年金法施行令、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)その他関連する法令等を含みま す。

款

■保険料の払込免除事由が発生した場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法に ついて」をご覧いただき、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類分をご提出 ください。



所定の請求書類



>>> 普通保険約款 附則9参照

い重要なことがら

語のご説明

特徴としく

約

款

指定代理請求制度について

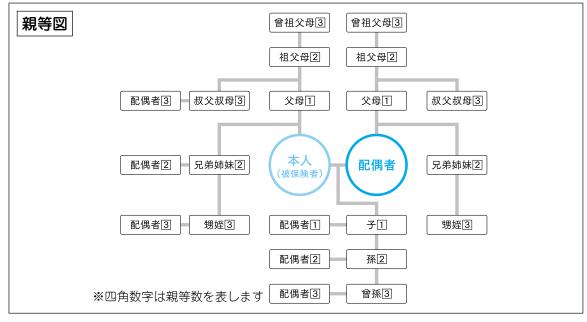
保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求 人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等をご請求できない所定の事 情があるときに、保険金等の受取人にかわり指定代理請求人がご請求を行うことができる 制度です。

指定代理請求人について

・指定代理請求人は1名とし、つぎの〈指定代理請求人の範囲〉から指定していただきます。

〈指定代理請求人の範囲〉

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の3親等内の親族
- ③主契約の被保険者と同居し、または生計を一にしている上記①または②に準ずる者として当社が認めた者
- ④上記①~③のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者
- ※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。





●指定代理請求特約による代理請求を確実に行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

款

代理請求が可能なケースについて

) 指定代理請求人による代理請求

· つぎの〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①~③のいずれか に該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の 代理人として保険金等のご請求を行うことができます。

〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉

- ①保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合



か意に保険金等のお支払事由(保険料の払込免除事由を含みます)を生じさ せた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等をご請求できない上記の 状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

- ・1の〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①~③のいずれかに 該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該 当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がない場合に は、その受取人と生計を一にする者)が保険金等の受取人の代理人として保険金等 を請求することができます。
 - ①指定代理請求人が保険金等のご請求時において、すでに死亡されている場合
 - ②指定代理請求人が保険金等のご請求時において、 指定代理請求人について の 〈指定 代理請求人の範囲〉の範囲外である場合
 - ③指定代理請求人が指定されていない場合

ご契約のしおり-29

のな

に特別勘 て定

保険会社か

主 契

約

約

款

特

約 別

表

代理請求ができる保険金等について

- ・この特約の対象となる保険金等*1はつぎの範囲内となります。
 - *1 保険金、給付金、年金、保険料の払込免除を含み、給付の名称のいかんを問いません。
 - ①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
 - ②主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ※保険金等の支払方法の選択に関する特約により支払われる年金についても当社所定の条件を満たすことで、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。



▶保険金等の受取人(保険料の払込免除の場合は、保険契約者)が法人である 保険金等については、この制度による代理請求はできません。

「死亡保険金即日支払サービス」について

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金については「死亡 保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。

「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

お取扱の対象となるご契約

- ・責任開始日(復活または復旧の取扱が行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任 開始日)から2年を経過しているご契約
- ・死亡保険金受取人が単独指定されているご契約
- ・死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではないご契約
- ・死亡保険金受取人が未成年ではないご契約
- ・有効中のご契約(保険料払込猶予期間中の死亡、払済・延長定期契約も含みます)
- ・当社が定める保険種類

お取扱の対象外となるご契約

- ・死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません。
- ・死亡保険金をお支払できない可能性があるご契約や取消、無効または解除の可能性があるご契約はお取扱できません。
- ・死亡保険金受取人の死亡保険金のご請求に関する行為能力または死亡保険金の請求権に 制限のあるご契約はお取扱できません(質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契 約等はお取扱できません)。

このサービスでお支払する死亡保険金について

- ・死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに当社所定の金額を上限とし、死亡保険金 等の全部または一部をお支払します。
- ・このサービスの対象とならない保険金等もあります。
- ・お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・死亡日より2週間以内にお申し出いただいたご契約に限ります。
- ・このサービスによる死亡保険金の請求書類は、当社までお問合せください。
- ・このサービスを利用して死亡保険金等の一部をお支払した場合の残額は、約款所定の請求書類のご提出後に、お支払します。

い重要なことがらこ確認いただきた

|| 語のご説明

みについて

特別勘定

ことがら | ついてについて | ご契約

| らのお願い | 左

る について について

約

款

約 特

契

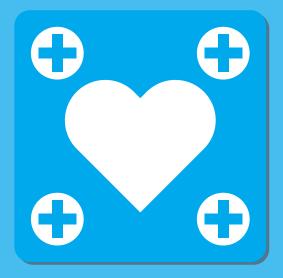
約

別表



- ●変額保険(有期型)での死亡日当日のご請求は、死亡保険金の一部請求のみのお取扱となります。
- ●ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金がその日 のうちにお支払できない場合もございます。
- ●その他当社の定めるところによります。

死亡保険金のお支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。



特約について

款

別表

特 約 の 保 障

リビング・ニーズ特約

内容

死亡保険金を所定の状態のときに受け取るための特約

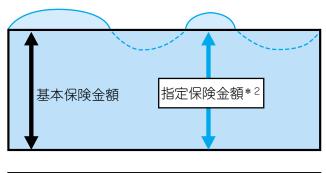
特徵

当社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、当社の定めるところにより、 基本保険金額*1の一部または全部を被保険者にお支払します。

*1 変額保険(有期型)を一時払定額養老保険に変更した場合は保険金額になります。

しくみ

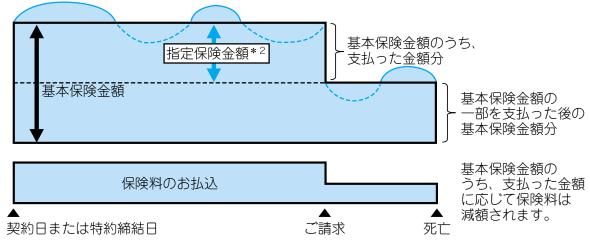
■基本保険金額の全部を支払う場合



以後保険契約は消滅します



■基本保険金額の一部を支払う場合



*2 当社所定の範囲内で、主契約の基本保険金額のうち、特約保険金受取人が指定した金額となります。

特

約別

表

■この特約の請求日における積立金額が基本保険金額を上まわる場合のお取扱について この特約の請求日における積立金額が基本保険金額を上まわる場合は、積立金額から基 本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を 乗じた金額を加算してお支払します。ただし、一時払定額養老保険に変更後は、このお 取扱はありません。

■この特約の請求日における積立金額が基本保険金額を下まわる場合のお取扱について この特約の請求日における積立金額が基本保険金額を下まわる場合は、指定保険金額を お支払します。



- ●基本保険金額の全部を支払った場合、保険契約は請求日にさかのぼって消滅 します。付加されている特約もすべて消滅します。
- ●基本保険金額の一部を支払った場合には、当社の定めるところにより、以後の基本保険金額は請求日にさかのぼって減額したものとしてお取扱します。この場合、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払しません。付加されている特約は消滅することなく継続します。
- ●一時払定額養老保険に変更後のお取扱については、リビング・ニーズ特約条項をご確認ください。

この特約による保険金のお支払について

■保険金のお支払について

被保険者から当社にご請求があり被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、この特約による保険金*1*2を被保険者にお支払します。

- *1 複数の保険契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合でも、この特約による保険金の最高支払限度は他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円を限度とします。3,000万円をこえた場合には、そのこえる部分については、この特約による保険金のお支払はできません。この場合、このリビング・ニーズ特約による保険金請求者が被保険者であるか指定代理請求人であるかを問いません。ただし、保険金請求者が法人(個人事業主は除きます)となるご契約の場合、この特約による保険金の最高支払限度は保険契約の死亡保険金額等と同額になります。
- *2 この特約による保険金支払の際には、支払保険金額から6か月相当分の利息および保険料を差し引きます。このとき、貸付金がある場合にはその元利金合計額も合わせて差し引きます。

余命6か月以内の判断について

- ●余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の 医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判 断します。
- ●余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命6か月以内であることを意味します。
- ●「診断書」中には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を 記入していただく部分があります。ご請求の際には、この欄に医師の意見を記入し ていただいてください。

款

別

約

表

- リビング・ニーズ特約による保険金支払は一保険契約について1回を限度と します。
- ●リビング・ニーズ特約による保険金のご請求時に、対象となる主契約または 特約が保険金削減期間中である場合には、この特約により支払われる保険金 額についても、保険金削減支払法を適用します。
- ●保険金削減期間中にこの特約の保険金の請求があった場合で、この特約の請 求日における積立金額が特別条件付保険特約に定める割合を乗じた基本保険 金額を上まわる場合は、積立金額から特別条件付保険特約に定める割合を乗 じた基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定 保険金額の割合を乗じた金額を加算してお支払します。
- ■リビング・ニーズ特約による保険金のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保 険金等の請求方法について」をご覧いただき、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の** 請求書類けをご提出ください。



所定の請求書類

>>> リビング・ニーズ特約条項 附則参照

保険金をお支払できない場合

- ■保険契約者または被保険者の故意により、被保険者の余命が6か月以内と判断される状 態に該当したときはこの特約による保険金のお支払はできません。
- ※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

特約の 保 障 内 容

保険金等の支払方法の選択に関する特約

保険金等を年金支払または据置支払するための特約

特 徵

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加することによって、保険金等を一時金 以外の方法で受け取ることで、保険金等の受取人の将来の生活の安定をはかることが できます。

選択できる受取方法

確定年金 (年金支払 期間指定 型)

- ・指定された年金支払期間中、その年金支払期間 により定まる一定額の年金を、お支払します。
- ・年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合 は、死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対 する未払の年金額の現価)をお支払します。



確定年金 (年金額指 定型)

- ・指定された年金額を、その年金額により定まる 年金支払期間中、お支払します。
- ・年金支払期間中に年金受取人が死亡された場合 は、死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対 する未払の年金額の現価)をお支払します。



保証期間付 終身年金

- ・年金受取人が年金支払日に生存されている場 合、年金をお支払します。
- ・保証期間中に年金受取人が死亡された場合は、 死亡一時金(保証期間の残存期間に対する未払 の年金額の現価)をお支払します。



保証期間付 夫婦連生 終身年金

- ・年金受取人またはその配偶者のいずれかが年金 支払日に生存されている場合、年金をお支払し ます(以下「夫婦年金」といいます)。
- ・保証期間中に年金受取人およびその配偶者のい ずれもが死亡された場合は、死亡一時金(保証 期間の残存期間に対する未払の年金額の現価) をお支払します。



ている限り受取

据置支払

・保険金等や解約返戻金の全部または一部を据え 置くことができます。



受取方法の詳細につきましては、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項をご覧 ください。

別

表

約

- ■保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます。
 - ①保険金等(所定の給付金を含むものとします)を年金支払または据置支払によりお 受取になる場合、保険契約者または保険金の受取人からのお申し出により付加する ことができます。
 - ②当社所定の要件を満たした解約返戻金を年金支払または据置支払によりお受取にな る場合、保険契約者からのお申し出により付加することができます(ご契約によっ ては、お取扱できない場合があります)。
 - ※保険金等のお支払後には、この特約は付加できません。
- ■年金支払または据置支払の対象となる金額はつぎのとおりです。
 - ①保険金等(所定の給付金を含むものとします)の場合、保険金等の全部または一部
 - ②解約返戻金の場合、解約返戻金の全部または一部
 - ・年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置が開始された 時における、当社所定の利率および計算方法により計算します。

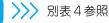


- 年金受取人が保険金等の支払方法の選択に関する特約を解約することができ るのは、年金基金設定日以後年金開始日前に限ります。
 - また、据置保険金等の受取人は、保険金等の支払方法の選択に関する特約を 解約することはできません。
 - ただし、年金支払や据置支払にかえて、一時支払をご請求いただけます。 詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項の年金または据置保 険金等の一時支払の項目をご覧ください。
- ●年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定 日または据置日以後、特別勘定による運用はしません。
- ●年金受取人が法人の場合、保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終。 身年金のお取扱はしません。
- ●その他、この特約のお取扱等詳しい内容につきましては、当社までお問い合 わせください。

■保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金、死亡一時金および据置保険金等のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧いただき、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**分をご提出ください。



所定の請求書類



死亡一時金等をお支払できない場合

- ①死亡一時金受取人が、故意に**年金受取人***1を死亡させたときはこの特約による死亡一時金のお支払はできません。
- ②配偶者が、故意に年金受取人を死亡させたときはこの特約による夫婦年金のお支払はできません。
 - *1 保証期間付夫婦連生終身年金の場合は、年金受取人または配偶者
- ※重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

Memo



特別勘定について

ご契約のしおり

い重要なことがここでで

||| 語のご説|

特徴としく

款

特別勘定のしくみ

特別勘定について

- ■この保険は、資産運用の実績が積立金額、解約返戻金額、満期保険金額等の変動(増減) につながるため、他の保険種類の資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があり ます。そのため、当社は特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制 と方針に基づき運用します。
- ■特別勘定の資産運用は「運用の基本方針」に基づいて行いますが、その運用においては 株価や債券価格の下落等による投資リスクを負うことになります。この保険では資産運 用の成果が直接、積立金額、解約返戻金額、満期保険金額等に反映されます。そのため、 資産運用の結果とリスクはともに保険契約者および受取人に帰属します。
- ■この保険の特別勘定で管理されている資産の利益および損失は、原則として、この保険 のみに割り当てられ、他の保険種類に割り当てられることはありません。
- ■特別勘定の資産運用の成果が保険契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または 生命保険募集人等の第三者が保険契約者や受取人に何らかの補償・補てんをすることは ありません。
- ■保険契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。
- ■この保険には運用対象としてこの保険専用の特別勘定が設定されています。

投資リスクについて

この保険の特別勘定は、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託 証券等で運用されますので、主につぎのようなリスクがあります。そのため、株価 や債券価格の下落、為替変動等により解約返戻金や満期保険金等のお受取になる金 額の合計額がお払込保険料の合計額を大幅に下まわることがあり、損失が生じるお それがあります。

リスク	リスクの詳細
価格変動リスク	価格変動リスクとは、株式の価格変動・公社債の価格変動・ 不動産投資信託証券の価格変動や収益の増減により、価格が 下落するリスクをいいます。

耒

リスク	リスクの詳細
為替変動リスク	為替変動リスクとは、組み入れた外貨建資産の価格が各通貨 間の為替レートの変動により下落するリスクをいいます。
信用リスク	信用リスクとは、有価証券等の発行体が財政難、経営不振、 その他の理由により、有価証券等の価格が下落すること、ま たは利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うこと ができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場における有価証券等の売買量の欠如 等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず、 機会損失を被るリスクをいいます。
カントリーリスク	カントリーリスクとは、投資国となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態あるいは混乱した状態等に陥ることで、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなるリスクをいいます。
資産配分リスク	複数資産への投資(資産配分)を行った場合で、投資成果の悪い 資産への配分が大きかったために、投資全体の成果も悪くなって しまうリスクをいいます。

特

特別勘定グループ

- ■この保険では、複数の特別勘定グループを設定できることとなっていますが、保険契約 者の利用できる特別勘定は、ご契約された特別勘定グループ内のものに限られます。
- ■保険契約者は、この保険のご契約された特別勘定グループ内の特別勘定に、保険料の繰入れ、繰入割合の指定・変更または積立金の移転をすることができますが、他の特別勘定グループの特別勘定へは、保険料の繰入れや積立金の移転をすることはできません。

保険料の特別勘定への繰入れ

- ■この保険では、お払込いただいた保険料のうち、その一部が保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。
- ■ご契約時に保険料を繰り入れる1または2以上の特別勘定を指定いただきます。
- ■特別勘定に繰り入れる日は、つぎのとおりとし、その日始に繰り入れたものとしてお取扱します。
 - <保険料のお払込方法が月払・半年払・年払の場合>
 - ・第1回保険料の場合契約日(責任開始日の属する月の翌月1日)
 - ・第2回以降の保険料の場合 保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日
- ■複数の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の繰入割合を指定することができます。繰入割合の指定は、1%単位とします。
- ■ご契約時に選択された特別勘定および指定された各特別勘定への繰入割合は変更することができます。
- ■繰入割合の変更は、請求書類等を受け付けた日の直後に到来する払込期月の契約応当日から、反映されます。
- ■特別勘定に繰り入れられた金額は積立金として特別勘定で日々運用されます。特別勘定 資産は、毎日の運用実績を反映したうえで、特別勘定の管理に必要な費用分等の諸費用 を差し引いて、日々評価されます。



特別勘定の管理に必要な 費用 >>> 「ご契約のしおり」の「諸費用について」を ご覧ください。

い契約

約



- ●特別条件付保険特約条項の特別保険料領収法が適用された場合、特別保険料は、特別勘定による運用はしません。
- ●保険料払込免除部分の保険料は、特別勘定による運用はしません。そのため、保険料払込免除の型以外のご契約内容が同じ場合、【保険料払込免除: I型】と【保険料払込免除: I型】の特別勘定に繰り入れる金額は、同額となります。

積立金の移転(スイッチング)

- ■保険契約者は、選択されている特別勘定の積立金を、他の特別勘定に移転することができます。
- ■積立金の移転は、請求書類等が当社に到着した日から、効力を生じます。請求書類到着日の翌営業日の翌日を計算基準日とし、計算基準日の前日末の積立金に基づき計算した金額を移転します。
- 1 保険年度に12回をこえる積立金の移転は、1回の積立金の移転に対して積立金移転費 用がかかります。積立金移転費用は積立金から差し引きます。
- ■積立金の移転が特別勘定資産の運用に及ぼす影響が大きいと当社が認めたときは、最長 6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することがあります。



積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

ご契約のしおりに記載の資産運用に関する事項は概要となります。資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

款

特

表

1=

特別勘定の運用について

運用の基本方針

■特別勘定の資産運用にあたっては、生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を 遵守するとともに、資産の着実な成長と中長期的観点にたった収益の獲得を目指します。 特別勘定の運用にあたっては特別勘定ごとに定める**運用方針**でに合致した投資信託を主 な投資対象とします。



運用方針

>>>

「ご契約のしおり」の「特別勘定の種類および運用 方針」をご覧ください。

特別勘定の管理運営方針

- ■当社は、当社が定める方法により特別勘定の管理運営を行います。
- ■当社は、主として外部の運用会社が運営する投資信託等に投資することにより、特別勘定の資産運用を行います。なお、運用会社および投資対象となる投資信託等の選定・評価は、当社が行います。
- ■特別勘定の投資対象となる投資信託、運用スキーム、運用方針および運用会社等については、今後変更することがあります。
- ■当社は特別勘定の資産が著しく減少し、効率的な資産運用が困難になったとき等、特別な事情がある場合は特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を統合することがあります。繰り入れられた特別勘定が廃止された場合、当社の通知にしたがい、前もって他の特別勘定に移転してください。期日までに移転されない場合、当社が指定する特別勘定に積立金を移転します。

特別勘定の持ち分の管理方法

- ■この保険では、特別勘定の資産の中のそれぞれの保険契約者の持ち分は「ユニットバリュー」と「□数」を用いて管理されます。
- ■ユニットバリューとは、会社としての運用開始時を100として持ち分1口あたりの価値を意味します。ユニットバリューの計算にあたって、「特別勘定の管理に必要な費用で」と「基本保険金額保証に関する費用で」が控除されます。
- ■□数とは、各特別勘定資産の保険契約者の保有分を表す単位のことをいいます。

●□数の計算例

ユニットバリューが100(1口あたり)である特別勘定Aに、1,000万円を繰り入れた場合

 $10,000,000 \div 100 = 100,000$

よって、特別勘定Aを100,000口購入したことになります。

■積立金額の計算方法

・保険契約者の持ち分である特別勘定の積立金額は、個別契約の特別勘定の積立金額の合計金額であり、個別契約の特別勘定の積立金額は以下の算式で計算します。 「特別勘定の積立金額」=「特別勘定のユニットバリュー」×「特別勘定の保有口数」 (各特別勘定の積立金額の算出にあたっては1円未満を四捨五入します。)

●特別勘定の積立金額の計算例

(前提条件)

特別勘定Aへの繰入額 1,000万円
 特別勘定への繰入日 9月1日
 特別勘定Aのユニットバリュー 100
 特別勘定Aの購入口数 100,000口
 特別勘定Aの保有口数 100,000口

※この計算例は、ユニットバリューと口数による管理の方法を分かりやすく理解していただくため簡略化したものです。したがって、本来、特別勘定から控除すべき経費等については考慮されておりません。

	10月1日	11月1日	12月1日
ユニットバリュー(1ロあたり)	100	80	125
保有口数	100,000	100,000	100,000
積立金額	10,000,000円	8,000,000円	12,500,000円



特別勘定の管理に必要な費用 基本保険金額保証に関する費用

>>> 「ご契約のしおり」の「諸費用について」を ご覧ください。

表

資産の評価方法

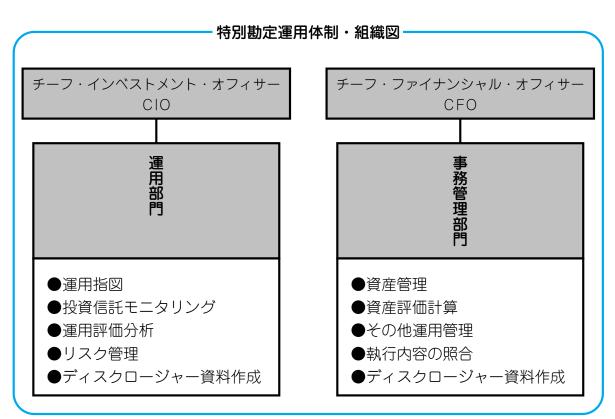
●資産の評価方法はつぎのとおりとし、その評価は毎日行い、その成果を積立金の増減に 反映します。

資産の種類	資産の評価方法
有価証券	時価評価
有価証券以外の資産	原価法

・資産の評価方法については、将来の関係法令の変更等により、変更することがあります。

運 用 体 制

■特別勘定資産は、取締役会により承認された特別勘定投資基本方針に基づき運用します。 特別勘定資産の運用体制は、「特別勘定運用体制・組織図」のとおり、運用部門、事務 管理部門を組織上明確に分離して、相互牽制体制を敷いています。



※2024年3月現在の運用体制です。運用体制は今後、変更することがあります。

特別勘定の種類および運用方針

- ■特別勘定は、主として国内外の株式・債券等を対象とする投資信託を利用して運営されており、つぎの7種類の特別勘定から運用対象をご選択いただけます。(2024年3月現在)
- ■特別勘定ごとに保険料を繰り入れる割合を1%単位で指定して、自由に組み合わせることができます。また、ご契約後に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することもできます*1。
 - *1 1保険年度に12回をこえる積立金の移転は、1回の積立金の移転に対して積立金移転費用がかかります。 積立金移転費用は積立金から差し引きます。

株式型

特別勘定名	日本株式 Indexファンド
投資信託名	SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P (適格機関投資家専用)
特別勘定の運用方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式を中心に投資します。株式への実質投資割合は、原則として高位を維持することを基本とします。TOPIX(東証株価指数)(配当込み)に連動する投資成果を目指して運用します。
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
信託報酬(費用)	年率0.039%(税抜)

特別勘定名	米国株式 Indexファンド
投資信託名	S & P 500インデックスファンド V (適格機関投資家限定)
特別勘定の運用方針	S&P500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果 を目指す投資信託に投資し、主として米国の株式を中心に投資を 行います。原則として、為替ヘッジは行いません。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託報酬(費用)	年率0.065%(税抜)

約

別		
表		

款

特別勘定名	世界株式 Indexファンド
投資信託名	全世界株式(除く日本)インデックスファンドV (適格機関投資家限定)
特別勘定の運用方針	MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託に投資し、主として日本を除く世界各国の株式に投資を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託報酬(費用)	年率0.065%(税抜)

債券型

特別勘定名	日本債券 Indexファンド
投資信託名	国内債券インデックスオープンV(適格機関投資家限定)
特別勘定の運用方針	NOMURA-BPI総合に連動する投資成果を目指す投資信託に 投資し、主としてわが国の公社債を中心に投資を行います。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託報酬(費用)	年率0.130%(税抜)

特別勘定名	世界債券 Indexファンド
投資信託名	外国債券インデックスファンドV(適格機関投資家限定)
特別勘定の運用方針	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託に投資し、主として日本を除く世界主要国の公社債投資に実質的な投資を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託報酬(費用)	年率0.065%(税抜)

REIT型

特別勘定名	世界REIT Indexファンド
投資信託名	先進国リートインデックスオープンV(適格機関投資家限定)
特別勘定の運用方針	S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指す投資信託に投資し、主として日本を除く先進国の不動産投資信託証券(リート)に実質的な投資を行います。原則として、為替ヘッジは行いません。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託報酬(費用)	年率0.130%(税抜)

バランス型

特別勘定名	バランスファンド
投資信託名	グローバルバランスオープンV(適格機関投資家限定)
特別勘定の運用方針	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース)、NOMURA-BPI総合およびFTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) の各対象インデックスを25%ずつ組み合わせた合成ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行います。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託報酬(費用)	年率0.130%(税抜)

主

別表

こ契約のしおり



- ●特別勘定の運用方針等の詳細は「特別勘定のしおり」をご覧ください。
- ●信託報酬(費用)のほか、運用関係費用として、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって異なるため、費用の発生前に金額や計算方法を一律に表示することはできません。またこれらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットバリューに反映することになります。したがいまして、これらの費用を間接的にご負担いただくことになります。
- ●信託報酬(費用)は、2024年3月現在のものです。運用スキームの変更、 運用資産額の変動等の理由により、将来、変更する可能性があります。

い契

約

表

諸費用について

この保険でご負担いただく諸費用は、以下のとおりです。

■保険関係費用

保険料のお払込時および保険期間中に保険関係費用をご負担いただきます。

項目	概要
①保険契約の締結・維持および 保険料の収納に必要な費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。
②保険料払込免除に関する費用	・ I 型:特別勘定に繰り入れる際に保険料に対して 0.2%をその保険料から控除します。 ・ I 型:特別勘定に繰り入れる際に保険料払込免除 に関する費用を保険料から控除します。
③特別勘定の管理に必要な費用	毎日、積立金額に対して年率0.50%を積立金から控除します。
④基本保険金額保証に関する費用	毎日、積立金額に対して年率0.25%を積立金から控除します。
⑤死亡保障等に必要な費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。

[※]上記①、②のI型および⑤の費用は、被保険者の年齢・性別等によって異なります。また、上記⑤の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、上記①、②のI型および⑤の費用を具体的な金額や割合で一律に表示することはできません。

■解約控除

解約時、減額時および払済変額保険(有期型)、一時払定額養老保険への変更時にかかる費用をご負担いただきます。

項目	概要
解約控除	以下のお取扱日における保険料払込年月数が10年未満の場合は解約控除がかかります。保険料払込年月数により計算した額を、計算基準日の前日末の積立金額から控除します。 ・解約 ・基本保険金額の減額 ・払済変額保険(有期型)への変更 ・一時払定額養老保険への変更

※解約控除額は基本保険金額・契約年齢・性別・保険料払込年月数等によって異なるため、具体的な金額を一律に表示することはできません。

約

表

約

■積立金移転費用

1保険年度に12回をこえる積立金の移転を行った場合、積立金移転費用をご負担いただ きます。

項目	概要
積立金移転費用	年12回までの移転(スイッチング)は無料です。年 13回目からは1回につき1,000円を積立金移転時に積 立金額から控除します。

運用関係費用

特別勘定での運用期間中に、運用関係費用をご負担いただきます。

特別	勘定の種類	概要
株式型	日本株式 Indexファンド	投資信託の純資産額に対して年率0.039% (税抜) を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	米国株式 Indexファンド	投資信託の純資産額に対して年率0.065% (税抜) を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	世界株式 Indexファンド	投資信託の純資産額に対して年率0.065% (税抜) を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
債券型	日本債券 Indexファンド	投資信託の純資産額に対して年率0.130%(税抜) を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	世界債券 Indexファンド	投資信託の純資産額に対して年率0.065% (税抜) を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
REIT型	世界REIT Indexファンド	投資信託の純資産額に対して年率0.130% (税抜) を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
バランス型	バランスファンド	投資信託の純資産額に対して年率0.130%(税抜) を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。

表



- ●運用関係費用は信託報酬(費用)のほか、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって異なるため、費用の発生前に金額や計算方法を一律に表示することはできません。またこれらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットバリューに反映することになります。したがいまして、これらの費用を間接的にご負担いただくことになります。
- ●諸費用は、2024年3月現在のものです。運用スキームの変更、運用資産額の変動等の理由により、将来、変更する場合があります。

特別勘定資産の正常な評価ができない場合のお取扱について

戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態に より特別勘定資産の正常な評価ができなくなった場合には、正常な評価ができなくなった 日(以下、「取引停止日 | といいます。)から正常な評価ができることとなった日(以下、「取 引再開日 | といいます。)の前日までの期間(以下、「取引停止期間 | といいます。)中、 その正常な評価ができない特別勘定資産を含む特別勘定グループによって運用されている 保険契約については、以下のとおりお取扱します。また、その場合、当社ホームページに 掲載するとともに、所定の方法により保険契約者に通知します。

特別勘定資産の正常な評価ができない場合のお取扱

関係するお取扱	お取扱の内容
第1回保険料	第1回保険料の繰入日が取引停止期間中の場合には、保険 契約のお申込はなかったものとしてお取扱します。
第2回以後保険料	第2回以後保険料の繰入日が取引停止期間中の場合には、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定資産を含む特別勘定グループへの繰入れを行いません。この場合、取引停止期間中に払い込まれた保険料は、各払込期月に払い込まれたものとして取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。
特別勘定の廃止、統合または新設	特別勘定の廃止、統合または新設の効力が生じる日が取引停止期間中の場合には、その効力は生じなかったものとしてお取扱します。
特別勘定の繰入割合の指定または変更	各特別勘定への繰入割合の指定、変更の効力が生じる日が 取引停止期間中の場合には、その効力は生じなかったもの としてお取扱します。
積立金	取引停止期間中の積立金額は、取引停止日前日末の積立金額を基準として当社の定める方法で計算した金額とします。
積立金の移転	積立金の移転の効力が生じる日または計算基準日が取引停止期間中の場合には、その積立金の移転を中止し、その積立金の移転のご請求はなかったものとしてお取扱します。
保険料の自動振替貸付	取引停止期間中、保険料の自動振替貸付はお取扱しません。

約別

耒

関係するお取扱 お取扱の内容 ①解約の請求書類受付日または解約返戻金の計算基準日が 取引停止期間中の場合には、取引再開日の翌日を計算基 準日としてお取扱します。ただし、取引停止期間中に保 険契約者から解約の中止のお申し出があった場合には、 保険契約の解約 解約のご請求がなかったものとしてお取扱します。 ②猶予期間満了日が取引停止期間中の場合には、失効等に よりお支払する解約返戻金について、取引再開日翌日の 解約返戻金をお支払します。 取引停止期間中、契約者貸付はお取扱しません。 契約者貸付 基本保険金額の減額の請求書類受付日または解約返戻金の 基本保険金額の減額 計算基準日が取引停止期間中の場合には、基本保険金額の 減額のご請求がなかったものとしてお取扱します。 払済変額保険(有期型)への変更の請求書類受付日または 払済変額保険(有期型) 計算基準日が取引停止期間中である場合には、払済変額保 険(有期型)への変更のご請求がなかったものとしてお取 への変更 扱します。 一時払定額養老保険への変更の請求書類受付日または計算 一時払定額養老保険 基準日が取引停止期間中である場合には、一時払定額養老 保険への変更のご請求がなかったものとしてお取扱しま への変更 す。 取引停止期間中に保険金等のお支払事由が発生した場合 は、つぎのとおりお取扱します。 ①保険金額の計算は、正常な評価ができなくなった日の前 日の積立金額を用います。 保険金等のお支払 ②①の計算後に、正常な評価ができるようになった際、正 常な評価ができるようになった日の積立金額が①の積立 金額を上まわる場合には、正常な評価ができるようにな った日の積立金額を用いて計算します。 その他、ご契約内容の変更に準ずる事項について、その請 求書類を当社が受け付けた場合または計算基準日に準ずる その他 日が取引停止期間中である場合には、そのご請求がなかっ たものとしてお取扱します。

取引を中止もしくは延期した場合または特別勘定資産の正常な評価ができることとなった場合には、当社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

ご契約のしおり

い重要なことがなっています。

||語のご説明

|みについて||特約について

について

とがら 一ついてこかて 一ついて 一ご契約

らのお願い 存

款

約

表

保険契約者への情報提供

- ■郵送またはお客様専用ウェブサービスによる情報提供
 - ●ご契約状況のお知らせ ご契約内容および現況、保障内容、特別勘定の現状等を、ご契約毎に年4回お知らせ します。
 - ●運用実績レポート 特別勘定の運用実績、ユニットバリュー等を年4回お知らせします。
 - ●決算のお知らせ(特別勘定の現況) 各特別勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支、有価証券の明細等、1事業年度における特別勘定の詳細を、年1回決算後にお知らせします。
- ■ホームページによる情報提供
 - ●ディスクロージャー資料 会社の概況、業務内容、財産状況、業務の状況を示す指標、保険会社の運営、特別勘 定の状況等、会社の1事業年度における決算報告を掲載します。
 - ●決算のお知らせ(特別勘定の現況) 各特別勘定の運用経過、資産の内訳、運用収支、有価証券の明細等、1事業年度における特別勘定の詳細を掲載します。
 - ●ユニットバリューの状況 各特別勘定のユニットバリューについて、最新の状況、過去の推移グラフ、過去の変化率等を掲載します。
 - ●特別勘定の運用現況 各特別勘定の運用状況について、最新の運用レポート(月次更新)や事業年度末の決算 報告書等を掲載します。
- ■電話(コールセンター)による情報提供 個別契約の直近のご契約内容・積立金状況等について、お客さまからのご照会にお答え します。



ご契約について 大切なことがら

契

申込書・告知書のご記入について

ご契約の申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で正確に記入ください。 当社所定の情報端末を利用した場合は、表示されたお手続き画面に保険契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。

記入もしくは入力した内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で署名・捺印(捺印が必要な場合)をお願いします。

また、ご契約の際に書面により告知していただいた場合にお渡しする告知書(被保険者様控)は、お手元で大切に保管してください。

なお、当社所定の情報端末を利用し告知していただいた場合は、お客様専用の申込内容確認ウェブサイトにて告知内容をご確認いただけますので、閲覧のうえ印刷またはダウンロードをお願いします。

告知の詳細について



詳しくは、「ご契約のしおり」の「告知について」をご覧ください。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対し て保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(募集代理店を含みます)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

(当社の承諾が必要なご契約内容の変更等のお手続の例)

・保険契約の復活 ・特約の中途付加 等

それぞれのお手続の内容について、詳しくは「ご契約のしおり」または約款をご覧ください。

当社の組織形態(株式会社)について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

ご契約のしおり

い重要なことがら

語のご説明

|みについて||特

| について

大切なことがらご契約について

ついて | に

・願い | 方法につい 「社か | 保険金等の

款

表___

お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。

生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださるようお願いします。

お申込者または保険契約者(以下「お申込者等」といいます)は、ご契約の「お申込日」または「クーリング・オフ制度について記載された注意喚起情報の説明が完了した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下「お申込の撤回等」といいます)をすることができます。

お申込の撤回等の方法

- ・電磁的記録を当社所定のメールアドレスに送信
- ・書面を当社に直接持参
- ・書面を当社に郵送(はがき・手紙)(10日以内の消印まで有効)

お申込の撤回等の際には「お申込の撤回等をする旨」を明記のうえ、お申込者等の 氏名・住所・電話番号・第1回保険料相当額を記載ください。

記載例

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。

お申込者等氏名:〇〇 〇〇

住 所 : ○○県○○市○○町○-○-○電話番号 : ○○○-○○○-○○○第1回保険料相当額: ○○○, ○○○円

お申込の撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払込いただいた金額をお返しします。

なお、つぎの場合にはクーリング・オフのお取扱をしません。

- ①当社の指定した医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合



●ご契約のお申込を撤回することのできる期間およびご契約をその成立時に さかのぼって解除することができる期間には、上記のとおり制限がありま す。

現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる 場合について

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、 保険契約者にとって不利益となります。

- ■解約または減額の際にお払戻できる金額は、多くの場合、お払込保険料(減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料)の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ■ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱となることがありますのでご注意く ださい。

- ■お申込に際して、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。
- ■新たな保険契約の責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金等 をお支払しません。
- ■新たな保険契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、 主契約または各特約に定める保険金または給付金等のお支払事由には該当しません。
- ■新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知されなかったり事実と違うこと を告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金等が 支払われない場合があります。

新たな保険契約のお申込をされる場合でも、現在ご契約の保険契約は、保険契約者の意思により、いつでも、将来に向かって、解約することができます。

款

告知について

ご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。

告知義務とは

- ■保険契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- ■生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ■ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、 事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

告知の方法

- ご健康状態や職業については、ありのままお伝えください。
- ■診査を行うご契約の場合(診査医扱)

当社指定の医師が、被保険者の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえご署名ください。

■診査を行わないご契約の場合(診査医扱以外)

告知書に保険契約者または被保険者自身のありのままを記入もしくは入力ください。過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)等、告知書に記入もしくは入力いただく事項は、当社がご契約をお引受するかどうかを決めるための重要なことがらですから、書面(当社所定の情報端末を利用した場合は、表示された告知画面)でおたずねすることにしております。

このお取扱は勤務先の健康診断の結果によって健康状態を確認する場合も同様です。



- ●告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に□頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ●なお、健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等は、 ご契約をお断りする場合もあります。

表

傷病歴・通院事実等を告知された場合

- ■所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ■ご契約のお引受について、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
 - 1. 無条件でご契約をお引受させていただく
 - 2. 特別な条件付のうえでご契約をお引受させていただく
 - 3. 今回のご契約はお断りさせていただく

傷病歴等がある方への引受対応について

■特別条件付引受制度について

当社では、保険契約者間の公正を保つため、被保険者のおからだの状態すなわち 保険金等のお支払が発生するリスクに応じて、下記の特約を付加し、特別な条件 をつけてご契約をお引受する場合があります。

- ■特別条件付保険特約 「保険料の割増」「保険金・給付金の削減」「特定部位・特定疾病不担保」
- ■特定障害不担保特約 「特定障害の不担保 |

この場合には、当社よりその条件をご提示しますので、この「ご契約のしおり・約款」の特別条件付保険特約条項または特定障害不担保特約条項をご熟読のうえ、お示しした条件をご承諾いただければ、ご契約をお引受します。ご承諾に当っては、当社所定の「承諾書」にご署名、ご捺印(捺印が必要な場合)ください。



- ●特別条件付保険特約条項が適用されたご契約については、普通保険約款に 定めるご契約内容の変更等のうち、つぎのお取扱をすることができなくな ります。
 - (1)保険金・給付金削減期間中の払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険への変更
 - (2)特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合の払済変額保険(有期型)・一時払定額養老保険への変更
 - (3)特別保険料の払込期間中の払済変額保険(有期型)への変更
- ●特別保険料は、特別勘定による運用はしません。

等

款

約

重確 要認

告知義務違反について

- ■もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、**保険金等をお支払できないことがあります**。
- ■告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを 告知された場合、責任開始日(復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義 務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ■告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。



- ●責任開始日(復活日)から2年を経過していても、保険金や給付金のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ●ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払する事由が発生していても、これをお支払することはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が発生していても、お払込を免除することはできません*1。

この場合には、解約の際にお支払する返戻金があれば保険契約者にお支払します。

- *1 「保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払または保険料のお払込を免除することがあります。
- ●なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。 この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる ことがあります。
- ・また、すでにお払込いただいた保険料はお返ししません。

- ●「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。
 - ・一般のご契約と同様に告知義務があります。 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - ・また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
 - ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いします。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込の免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

ご契約のしおり

い重要なことがらご確認いただきた

語のご説明

特徴としく

___ について

(切なことがら | つ)契約について | ご

保険会社か

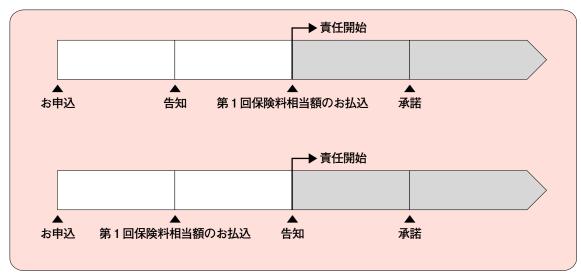
款

保険証券をお確かめください

- ■ご契約をお引受しますと、当社は、保険証券を保険契約者に交付します。保険証券に書いてあることがらが、ご自身がお申込された内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込内容と保険証券が違っているときには、当社にご連絡ください。
- ■保険証券等の電子化に関する特約を付加されている場合は、電磁的方法により提供します。詳しくは、保険証券等の電子化に関する特約条項をご覧ください。
- ■保険証券は、ご契約上のさまざまなお手続にかかせないものですので、お客様ご 自身で管理してください。

保障はつぎの時から開始されます

当社がご契約のお申込を承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払込と告知とがともに完了した時から保険契約上の責任を負います。



- ■クレジットカードを利用して第1回保険料相当額をお払込になる場合
 - ・当社所定の端末機を利用した場合は、クレジットカードの有効性等を確認した時(「クレジットカード売上票お客様控」に表示されているご利用日)に第1回保険料相当額が払い込まれたものとします。
 - ・クレジットカード利用票を利用した場合は、当社がクレジットカード利用票を 作成した時に第1回保険料相当額が払い込まれたものとします。
 - ・クレジットカードによる保険料のお払込は、第1回保険料のみ行っています。
- ■金融機関等のキャッシュカードを利用して第1回保険料相当額をお払込になる場合
 - ・金融機関等のキャッシュカードを、当社所定の端末機に読み取らせた場合は、端末機に口座引き落とし確認を表す電文が表示された時(「デビットカード口座引落確認書お客様控」に表示されているご利用日)に第1回保険料相当額が払い込まれたものとします。

※クレジットカード、キャッシュカードをご利用いただいた場合には、保険契約者からのお申し出が ない限り、「第1回保険料充当金領収証」を発行しません。



●契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。

ご契約のしおり

い重要なことがらご確認いただきた

語のご説明

特徴としく

いて一特別勘算

大切なことがら こ契約について "

後に||保険会

・ ||方法について || | 保険金等の請求

について |

款

表

つぎの場合には保険金をお支払できず、また保険料のお払 込を免除できません

免責事由に該当する場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかによりお支払事由に該当したときは、保 険金等のお支払はできません。

保険金等の名称	免責事由(お支払できない事由)
死亡保険金	 1責任開始日(最後の復活日)から2年以内の被保険者の自殺*1 *1 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払する場合もありますので、当社へお問い合わせください。 2保険契約者の故意 3死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	①保険契約者の故意②被保険者の故意

保険料のお払込を免除できない場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかにより保険料のお払込を免除する場合に該当したときは、保険料の払込免除のお取扱はできません。

【保険料払込免除:Ⅰ型】の場合、①~⑦が適用されます。 【保険料払込免除:Ⅱ型】の場合、①~⑧が適用されます。

- ●保険契約者の故意または重大な過失
- ②被保険者の故意または重大な過失
- 3被保険者の犯罪行為
- 4被保険者の精神障害を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 6被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に 生じた事故
- ❸被保険者の薬物依存(普通保険約款の附則2)

約

別

表

保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合

保障の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、保障の責任開始期以後に高度障害状態、就労不能障害状態、要介護状態、身体障害の状態、悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞または脳卒中により、所定のお支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合は、保険金等のお支払または保険料の払込免除はできません。

ただし、以下の場合には保険金等のお支払または保険料の払込免除の対象になることがあります。

保障の責任開始期前に生じた疾病について「加入時に正しい告知をいただいた場合」や、「告知の時点で病院等での受診歴がなく、健康診断等で異常を指摘されたことがない場合(ただし、その疾病による症状について認識または自覚していた場合を除きます。)」。(悪性新生物(がん)の診断確定を要件とする保険料の払込免除事由はこのお取扱の対象となりません)。

告知義務違反による解除の場合

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合は、保険金等の お支払または保険料のお払込の免除を行いません。

重大事由による解除の場合

つぎのような重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

- ●保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をした場合
- 2保険金等のご請求に関して詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- ③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

い重要なことがらご確認いただきた

語主 のな ご保説険 明用

特徴とし てく

つ別 い勘 て定

ら保の険

お会願社 いか

他諸制 約

款

つの

契 約

主

特 約

別

表

- ④保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認めら れるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有して いると認められる場合
- ⑤この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除さ れることにより、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を 損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記**○**~**4**と同等の事由があ る場合
- ⑥保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険 契約の存続を困難とする上記 1~5と同等の重大な事由がある場合

この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金等のお支払事由または保険料の払込 免除事由が生じていたときは、当社は保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を 行いません。

ただし、上記4の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の 受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払することとな っていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。

また、すでに保険金等をお支払していたときでも、当社はその返還を請求することができ、 すでに保険料のお払込を免除していたときでも、当社はその保険料のお払込を求めるこ とができます。

- 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企 ***** 1 業その他の反社会的勢力をいいます。
- 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこ と等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力 による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺によりご契約が取り消された場合や保険金等を不法に取得する目的によりご契 約が無効とされた場合は、保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いま せん。

この場合、すでにお払込いただいた保険料は払い戻しません。

約

表

ご契約の失効の場合

保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合は、保険金等のお支払または保険料のお払込の免除を行いません。



●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によりお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加等により、この保険・特約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金・給付金・一時金・年金等を削減してお支払するか、お支払しないこと、または保険料のお払込を免除しないことがあります。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事例でも、 保険金・給付金をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあります。

事例 1 障害状態と回復の見込み

高度障害保険金

高度障害保険金は、約款 (別表1) に定める障害状態に該当し、 回復の見込みのないことがお支払の要件となります。

<高度障害保険金の例>

お支払する場合

●両眼の矯正視力が0.02以下となり、 回復の見込みがない場合。

※約款に定める障害状態に該当し、回復の見込みがない (症状固定)ため、お支払します。

お支払できない場合

●病気で両眼の矯正視力が 0.02以下となったが、手術を行い、 将来回復の見込みがある場合。

※約款に定める障害状態に該当しますが、 回復の見込みがあるため、お支払できません。

事例 2 告知義務違反による解除

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活等の場合は復活日等)から2年以内であれば、ご契約が解除となり、保険金・給付金をお支払できないことがあります。

(責任開始日から2年を経過していても、2年以内に保険金や給付金のお支払事由が 発生していた場合には、ご契約を解除することがあります)

※保険金等のお支払事由となる原因が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等をお支払します。

<死亡保険金の例>

お支払する場合

●ご加入時に「血圧が高いこと」を告知書で正しく告知し、特別条件付(保険料の上乗せ)で加入された。

ご加入時から1年後に「高血圧」を原因とする「脳卒中」で亡くなられた場合。

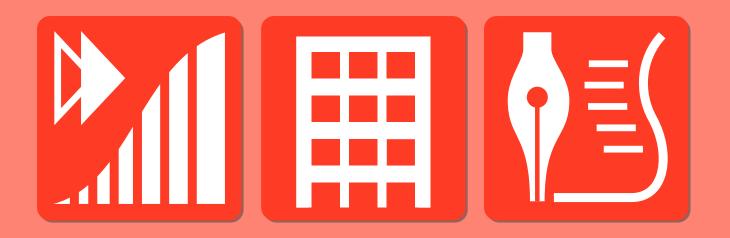
※告知義務違反がないため、保険金をお支払します。

お支払できない場合

●ご加入前の「慢性肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入された。

ご加入から1年後に「慢性肝炎」を 原因とする「肝癌」で亡くなられた場合。

※告知義務違反のためご契約は解除となり、保険金は お支払できません。



ご契約後について

保険会社からのお願い

保険金等の 請求方法について

契

保険料のお払込方法について

保険料のお払込方法 <経路 > について

お払込にはつぎのような方法<経路>があります。

●□座振替でお払込になる場合

当社が提携している金融機関等の保険契約者が定めた預金口座から自動的に保険料が当社に振り込まれます。

2送金扱でお払込になる場合

あらかじめ、当社から払込案内をお送りしますので、払込期間中に当社指定の 金融機関等でお払込ください。その際のお払込時の明細は、保険料領収証のか わりとなりますので、大切に保管してください。

❸団体扱でお払込になる場合

その団体を経由してお払込いただきます。この場合、個々の保険契約者には保険料領収証をお渡ししません。

⁴持参してお払込になる場合

あらかじめ、当社から払込案内をお送りしますので、払込期間中に同封の振替 用紙により、当社指定のもよりの郵便局またはコンビニエンスストア等に持参 してお払込ください。その際の受領証は保険料領収証のかわりとなりますので、 大切に保管してください。

口座振替でお払込になる場合について

- ●保険料の振替
 - ・当社が提携している金融機関等の保険契約者が定めた預金口座から所定の振 替日に保険料が振替されます。
 - ・振替日は当社と提携の銀行、信用金庫等の各金融機関との間で定めています。
- ●□座振替ができなかった場合のお取扱
 - ・預金残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、 月払のご契約は2か月分を振替させていただきますが、万一2か月分に満た ない場合には、1か月分の口座振替を行い、払込期月を過ぎた保険料につい てお払込があったものとします。
 - ・ 年払・ 半年払のご契約は同一金額を翌月の振替日に振替させていただきます。

表

保険料のお払込方法<経路>の変更について

- ・保険料のお払込方法<経路>の変更を希望される場合や、転居、勤務先団体からの脱退等をされた場合には、当社の定める範囲内にて変更のお取扱をしますので、当社までお申し出ください。
- ・お払込方法<経路>の変更についてお申し出があった場合、当社は所定の事務 手続を経て、新たなお払込方法<経路>に変更させていただきます。この場合、 新たなお払込方法<経路>に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、当 社にお払込ください。
- ・保険料のお払込方法<経路>を変更された場合は、保険料が変更になることがあります。

保険料のお払込方法<回数>について

保険料のお払込にはつぎの方法<回数>があります。

- ①月払……毎月1回お払込いただく方法です。
- ②半年払……半年に1回の当社所定の月にお払込いただく方法です。
- ③年払……年1回の当社所定の月にお払込いただく方法です。

保険料の前納について

将来の保険料の全部または一部(ただし、当社所定の回数分以上とします)を前もってまとめてお払込いただく方法です。

- ●保険料を前納していただきますと、当計所定の利率で保険料を割り引きます。
- ●前納保険料は、当社所定の利率で計算した利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料に充当します。前納保険料のうち払込期月が到来していない分の金額は、特別勘定による運用はしません。
- ●保険料の前納のお取扱については、実際にお取扱を行う時点における、当社所 定の回数の範囲内でのお取扱となります。

保険料のお払込方法<回数>の変更について

お払込方法<回数>の変更を希望される場合、当社までお申し出ください。お払 込方法<回数>の変更についてお申し出があった場合、当社は所定の事務手続を 経て、新たなお払込方法<回数>に変更させていただきます。詳しくは、当社に お問い合わせください。

約

保険料の払込猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払込ください。払込期月中にお払込がない場合でも、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料のお払込がないまま猶予期間が過ぎますと、ご契約は効力を失います(失効)。 猶予期間はつぎのとおりです。

月払・半年払・年払

払込期月の翌月初日から末日までです。

(例)月払・半年	払・年払契約		
4/1	4/30 5/1		5/31 6/1
契約応当日 払込	期日	猶予期間	失効
拉处	** 77	省 小州间	

失効取消制度について

失効取消可能期間*1に失効取消にかかる延滞保険料*2のお払込があったときは、保険契約が失効しなかったものとして取扱う制度があります。この場合、診査や告知はありません。詳しくは、保険契約の失効取消に関する特則(I)をご覧ください。

- *1 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。
- *2 失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。



●ご契約が失効している間は、特別勘定による運用はしません。

約

ご契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3か月以内であれば、当社所 定のお手続をとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。 この場合、**改めて告知または診査をしていただき**、当社が承諾したときに、ご契約 の復活をすることができます。

またその際、失効期間中にお払込いただけなかった保険料を所定の期日までにお払 込いただくことになります。

なお、復活されたご契約については、お払込いただけなかった保険料のお払込と告知または診査とがともに完了した時から新たに保険契約上の責任を負います。

ただし、責任開始日からその日を含めて90日(待ち期間)以内に復活された場合、 悪性新生物(がん)の保障については、責任開始日からその日を含めて90日(待ち期間)目の日の翌日から保障します。

この場合には、つぎの点にご注意ください。

- ■復活日から2年以内の自殺等の場合には、保険金・給付金をお支払しません。
- ■復活の際に、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金が支払われない場合があります。

保険料の自動振替貸付や契約者貸付の元利金がある場合には、別途当社の定める金額をお払込いただきます。



●復活をご請求される際の被保険者の健康状態等によっては復活ができない こともあります。

い重要なことがら

語のご説明

特徴としく

いて|| につい

約

款

約

保険金支払等の際の保険料の清算について

保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した 場合の保険料のお取扱はつぎのとおりです。

保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、その期間の期始(払込期月中の契約応当日)に払い込まれるものとして計算されています。

(例) 月払契約

4月分の保険料の払込期月

5月分の保険料の払込期月

4/1

4/30 5/1

5/31 6/1

契約応当日

契約応当日

契約応当日

(5/1~5/31) 5月分の保険料が充当される期間

(4/1~4/30) 4月分の保険料が充当される期間

①したがって、保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合には、保険金または給付金を支払うときはその未払込の保険料を保険金または給付金から差し引き、保険料のお払込を免除するときはその未払込の保険料をお払込いただきます。

(例)

4月分の保険料の払込期月

5月分の保険料の払込期月

4/1

4/30 5/1

5/31

契約応当日

4/1から4/30までの間に保 険金のお支払事由、給付金 のお支払事由または払込免 除事由が発生した場合

4月分の保険料が未払込

契約応当日

*この場合4月分の保険料を 保険金または給付金から差 し引くか、お払込いただき ます。

②なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金のお支払事由、給付金のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険金または給付金を支払うときは2か月分の保険料を保険金または給付金から差し引き、保険料のお払込を免除するときは2か月分の保険料をお払込いただきます。

(例)

4月分の保険料の払込期月

4月分の保険料の猶予期間 5月分の保険料の払込期月

4/1

4/30 5/1

5/31

契約応当日

契約応当日

5/1から5/31までの間に 保険金のお支払事由、給付 金のお支払事由または払込 免除事由が発生した場合

4月分の保険料が未払込

5月分の保険料が未払込

*この場合4月分および5月分の保険料を保険金または給付金から差し引くか、お払込いただきます。



●保険料のお支払がないまま猶予期間を過ぎたことによりご契約が効力を失った場合(失効)には、保険金や給付金をお支払することができず、また保険料のお払込を免除することができません。

保険料のお払込が困難になられた場合および定額保険に 変更したい場合について

保険料のお払込ができなくなった場合や保険金額が一定となる保険(定額保険)に変更したい場合等、当社ではつぎのような方法で、できるだけご契約が有効に継続できるように、保険契約者の便宜をおはかりしています。

詳しくは、当社にお問い合わせください。

このようなとき	方法		
一時的に保険料の都合がつかないとき	保険料の自動振替貸付		
途中から保険料を支払わずに、ご契約を有 効に続けたいとき	払済変額保険(有期型)への変更 一時払定額養老保険への変更		
変額保険から定額保険へ変更したいとき	一時払定額養老保険への変更		
保険料の負担を軽くしたいとき	基本保険金額の減額		

保険料の自動振替貸付

保険料のお払込のないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約に当社所定の金額以上の解約返戻金があるときは、当社が自動的に保険料をお立替します。

- ●お立替できる金額は、解約返戻金の範囲内です。
- ●利息は年8%以下の当社所定の利率で計算します。
- ●自動振替貸付の元利金の返済は、一括返済または分割返済のいずれも可能です。
- ●保険金や解約返戻金等のお支払時等には自動振替貸付の元利金を差引清算します。
- ●自動振替貸付を行った場合の貸付金に相当する積立金は、特別勘定による運用はしません。
- ●保険料の自動振替貸付が行われた場合、取消はできません。
- ●自動振替貸付をご希望にならない場合には、当社へお申し出ください。

払済変額保険(有期型)への変更

保険料のお払込を中止し、保険期間をそのままにした保険料払込済の変額保険(有期型)に変更します。

- ●払済変額保険(有期型)への変更日は、請求書類が当社に到着した日になります。
- ●払済変額保険(有期型)への変更後の基本保険金額は、変更日の翌営業日の翌日を計算基準日として計算した解約返戻金を充当して新たに定めます。

約

約

表

●払済変額保険(有期型)への変更後の基本保険金額は、変更日の原保険契約 の基本保険金額を限度とします。

- ●払済変額保険(有期型)への変更後の基本保険金額が当社の定める限度を下まれる場合には、お取扱できません。
- ●払済変額保険(有期型)への変更後の積立金額は、変更日の翌営業日の翌日 の解約返戻金とし、特別勘定による運用を行います。
- ●払済変額保険(有期型)への変更日以後、その変更月の末日までに保険金の お支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合は、払済変額保険(有 期型)への変更がなかったものとしてお取扱します。
- ●払済後の基本保険金額は一般に小さくなります。

一時払定額養老保険への変更

定額保険に変更したい場合または途中から保険料を支払わずにご契約を継続したい場合、保険期間をそのままにした保険金額および満期保険金額を同額かつ定額とする一時払定額養老保険に変更します。

- ●一時払定額養老保険への変更日は、請求書類が当社に到着した日になります。
- ●一時払定額養老保険への変更後の保険金額および満期保険金額は、変更日の 翌営業日の翌日を計算基準日として計算した解約返戻金を充当して新たに定 めます。
- ●一時払定額養老保険への変更後の保険金額および満期保険金額は、変更日の 原保険契約の基本保険金額を限度とします。
- ●一時払定額養老保険への変更後の保険金の支払額が当社の定める限度を下ま わる場合には、お取扱できません。
- ●一時払定額養老保険への変更時に適用される予定利率は、ご契約時または払済変額保険(有期型)への変更時に適用される予定利率とは異なります。
- ●一時払定額養老保険への変更後は特別勘定による運用はしません。
- ●一時払定額養老保険への変更日以後、その変更月の末日までに保険金のお支払事由または保険料の払込免除事由に該当した場合は、一時払定額養老保険への変更請求がなかったものとします。

基本保険金額の減額

当社の定める範囲内で基本保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。

- ●基本保険金額の減額日は、請求書類が当社に到着した日になります。
- ●基本保険金額を減額する場合、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
- ●減額後の基本保険金額が当社の定める限度を下まわる場合は、お取扱できません。

い重要なことがらこ確認いただきた

語のご説明

特徴としく

て|| について

大切なことがらこ契約について

後に | 保険会

款

2 3CH 1 4 2 C 4 1 - 2

その他の詳細について

- ●主契約に特別条件付保険特約条項が適用されたご契約で、保険金・給付金削減期間中、特別保険料の払込期間中、または、特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合には払済変額保険(有期型)への変更のお取扱はできません。
- ●主契約に特別条件付保険特約条項が適用されたご契約で、保険金・給付金削減期間中、または、特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合には一時払定額養老保険への変更のお取扱はできません。
- ●基本保険金額の減額と払済変額保険(有期型)または一時払定額養老保険への 変更は、同月中のお取扱はできません。
- ●払済変額保険(有期型)への変更後、一時払定額養老保険への変更のお取扱はできますが、一時払定額養老保険への変更後、払済変額保険(有期型)への変更のお取扱はできません。
- ●払済変額保険(有期型)への変更または一時払定額養老保険への変更のお取扱をする際に、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるご契約については、これらの貸付の元利金を差し引いた解約返戻金をもとに、払済変額保険(有期型)の基本保険金額、一時払定額養老保険の保険金額を定めます。
- ●基本保険金額の減額の際、保険料の高額割引制度が適用されているご契約では、 その割引が変更されるか、もしくはその割引が適用されなくなることがありま す。



- ●保険料の自動振替貸付が適用されるものとして計算した場合の保険料の自動振替貸付の元利金(契約者貸付があるときは、その元利金を含みます)がその場合の解約返戻金額をこえたときは保険料の自動振替貸付はできません。このため保険料のお払込がないまま猶予期間を過ぎると、ご契約は効力を失います(失効)。
- ●保険料の自動振替貸付の元利金(契約者貸付があるときは、その元利金を 含みます)が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います(失 効)。
- ●失効したご契約については、保険金をお支払することができず、また保険 料のお払込を免除することができません。
- ●各種変更は当社所定の範囲内でのお取扱となっております。
- ※払済変額保険(有期型)、一時払定額養老保険への変更は、2024年10月から 取扱を開始します。

契約者貸付について

保険契約者に対する貸付(契約者貸付)は一時的に必要な資金をお貸しする制度です。

項目	内容		
貸付金額の範囲	貸付時の主契約の解約返戻金の5割以内*1。		
利息	当社所定の利率の複利で計算します。		
返済方法	一括返済、分割返済のいずれでも可能です。		
清算	保険金や解約返戻金等のお支払時等にはお貸付元利金を 差引清算します。		

*1 保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引いた残額の範囲となります。



- ●契約者貸付の元利金(保険料の自動振替貸付があるときは、その元利金を 含みます)が解約返戻金額をこえた場合には、ご契約は効力を失います(失 効)。
- ●失効したご契約については、保険金や給付金をお支払することができず、 また保険料のお払込を免除することができません。
- ●契約者貸付を行った場合の貸付金に相当する積立金は、特別勘定による運用はしません。

※契約者貸付は、2024年10月から取扱を開始します。

約

保障内容を見直す諸制度について

ご契約後に保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	追加契約		
特一徴	・現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充 実させることができます。		
しくみ	・現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ・ご契約は2件になります。		
図解	〈追加契約〉 〈現在のご契約〉 +		
現在のご契約は	・継続します。		
保険料	・新しい保険のご契約時の契約年齢、保険料率により新しい保険の保険 料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込いただきます。		

- ■ご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要になります。現在のご契約の 種類や内容によってはお取扱できない場合もあります。
- ■追加契約をご利用いただく場合、あらためて診査(または告知)、被保険者の同意が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

約

ご契約の解約と解約返戻金について

- ■ご契約いただいた生命保険はご家族の生活保障、資金づくり等にお役に立つ大 切な財産ですからぜひご継続ください。
- ■生命保険では払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられてい。 るのではなく、**その一部は年々の死亡保険金等のお支払に、また他の一部は生** 命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられています。それらを除いた残り を基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

したがって、特にご契約後、しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金のお 支払や、販売、診査、保険証券の作成等の経費にあてられますので、解約され たときの解約返戻金は多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。また、 解約返戻金の額は、契約年齢、保険期間、経過年数等によって異なります。

- ■主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となりま す。各種特約の解約返戻金は、特約の種類、経過年数等によって異なりますが、 多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。
- ■やむをえず、ご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。
- ■効力を失ったご契約についても解約返戻金をお支払できる場合があります。
- ■解約返戻金のお支払については、一時支払のほか、年金支払および据置支払も お取扱しております。詳しくは、保険金等の支払方法の選択に関する特約をご 覧ください。

ご契約のしおり-87

表

八章意

- ●特別勘定での運用期間中、解約返戻金額は特別勘定の運用実績によって毎日変動するため、運用状況によっては、払い込まれた保険料に比べて大幅に少ない金額となる場合があります。なお、解約返戻金の最低保証はありません。
- ●特別勘定により運用されている主契約の解約返戻金の計算基準日は、請求 書類が当社に到着した日の翌営業日の翌日とし、解約返戻金は、計算基準 日の前日末の積立金に基づき、当社所定の方法で計算します。
- ●契約日から10年未満に解約された場合、解約控除がかかります。そのため、 運用実績が好調な場合であっても、払い込まれた保険料に比べて大幅に少ない金額となる場合があります。(契約日から10年未満に減額、払済変額 保険(有期型)または一時払定額養老保険に変更された場合も、解約控除がかかります。)
- ●保険料払込免除部分の解約返戻金は以下となります。 【保険料払込免除:Ⅰ型】の場合、解約返戻金はありません。 【保険料払込免除:Ⅱ型】の場合で解約返戻金があるときは、保険料を払い込んだ年月数および保険契約の経過した年月数により、当社の定める方法で計算した解約返戻金をあわせてお支払します。
- ●解約返戻金のお支払がこの保険の特別勘定資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めたときは、最長6か月の範囲内で、解約返戻金のお支払を延期することがあります。この場合、解約返戻金には当社所定の利率で計算した利息を付けてお支払します。

被保険者による保険契約者への解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、 被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、 被保険者から解約のご請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があり ます。

- ●保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的とし て保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金等の受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付のご請求について詐欺を 行った、または行おうとした場合
- ③上記●②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損 ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- △保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が ご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

い重要なことがなっています。

一
主
な
保
険
用

特徴としく

| について

款

債権者等により保険契約が解約される場合のお取扱について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます)によるご 契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を 経過した日に効力を生じます。

- ■債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、 保険契約者以外の以下のいずれかの保険金等の受取人はご契約を存続させること ができます。
 - ①保険契約者の親族
 - 2被保険者の親族
 - 3被保険者本人
- ■保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべてのお手続を行う必要があります。
 - ●保険契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に 対して支払うべき金額を債権者等に支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への 通知についても期間内に行うこと)

約

保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について

保険料のお払込方法<回数>が半年払、年払のご契約の場合、ご契約が消滅したときまたは保険料のお払込を要しなくなったとき等*1は、当社は未経過期間に対応する所定の金額*2を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払い消滅したときは払い戻しません(詳細は当社にお問い合わせください)。

所定の金額を払い戻す場合のお支払額の例はつぎのとおりです。

<お支払する額(未経過期間に対応する所定の金額)>

すでに払い込まれた保険料*3のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以降最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数に対応する所定の金額

- *1 ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。
- *2 一般勘定で管理する保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用等の金額になります。
- *3 保険料の一部のお払込を要しなくなった場合は、そのお払込を要しなくなった部分に限ります。

【年払契約】

<ご契約例> 契約応当日:1月1日 月ごとの応当日:毎月1日

- 1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日にご契約を解約した場合
- ⇒保険料のお払込を要しなくなったのはご契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来 する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に 対応する所定の金額をお支払します。





●お払込方法<回数>が月払のご契約については、上記「保険料のお払込が不要となった場合のお取扱」はありません。

生命保険と税金について

以降の記載は、2024年1月現在の税法にもとづいております。

個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、税務取扱は将来変更されることがあります。

保険料について

お払込になった保険料は所得控除(生命保険料控除)を受けることができ、所得税 と住民税が安くなることがあります。

控除の対象となるご契約

- >>> 保険金の受取人が本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっているご契約
- 控除の対象となる保険料 >>> 当年度中(1)
- >>> 当年度中(1月から12月まで)のお払込保険料の合計額

■生命保険料控除のお手続

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

保険金等について

	契約形態	契約例			課税の種類
	关利形态	保険契約者	被保険者	受取人	味悦の性類
死亡保険金	保険契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
	保険契約者と受取人が 同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) +住民税
	保険契約者、被保険者、 受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税
満期保険金	保険契約者と受取人が 同一人	本人	本人	本人	所得税(一時所得) +住民税
	保険契約者と受取人が別人	本人	本人	配偶者	贈与税

■病気やケガで受け取る高度障害保険金、リビング・ニーズ特約による保険金等は、 受取人がつぎに該当する場合、全額非課税となります。

(受取人): 主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を 一にするその他の親族

い重要なことがらご確認いただきた

語のご説明

|みについて||特約について

|| について

大切なことがら 一つこ契約について 一二

方法について

約

款

表

保険会社からのお願い

- ■保険金等のお支払事由が生じた場合には、当社までご連絡ください。
- ■転居、町名変更の場合には、お手数でも当社へすみやかにお知らせください。
- ■名義変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失等の場合には、当社にすみやか にお知らせください。

■保険金等の受取人の変更について

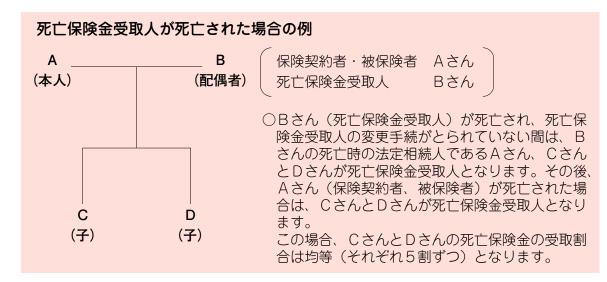
- ・保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、 保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約 款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません (保険契約者と保険金等の受取人が法人の場合、法人を受取人とすることができ ます)。
- ・保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。
- ※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

■遺言による保険金等の受取人の変更について

- ・保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、 保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。
- ・保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金等の受取人変 更の効力を生じません。
- ※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。
- ■保険契約者または保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、お早めに当社にお知らせください。
- ■ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前 およびご住所を明記してください。
- ■さまざまなお手続に保険証券は欠かせないものですので、お客様ご自身で管理してください。

■保険契約についてのお問い合わせやご相談は、当社にお申し出ください。

- ■死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。
 - ・新しい死亡保険金受取人に変更するお手続をしていただきます。
 - ・死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続がとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
 - ※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。



※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にご連絡ください。

約

保険金等の請求方法について

死亡保険金や入院・手術給付金等の迅速で正確なお支払には、お客様からの早期の ご連絡が大変重要な情報となります。

ご契約関係者(保険契約者、被保険者等)にご不幸があった場合やご入院・手術をされた場合には保険金・給付金等がお支払できる可能性がありますので、ご不明な点のご質問等も含めて、当社までご連絡ください。

保険金等請求のお手続は、以下(1~4)の手順にて行います。

当社にて、ご請求のお申し出をお受けした後、 ご請求に関する書類*1を交付または郵送します。

*1 保険金等の各種請求書類は当社ホームページからダウンロードすることができます(一部ホームページからダウンロードできない書類があります)。





2 当社にて、ご提出いただいた書類の内容を拝見します。



✓ ご契約の約款の内容に従い、保険金等をご指定の
□座へお支払します。

※必要書類に不備がありますと、お支払が遅れることがありますのでご注意ください。 ※保険金等の請求について、上記の方法のほかに情報端末によるお手続を認めることがあります。



ジブラルタ生命コールセンター

受付時間

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3を除く)

- 般のお客様 0120-37-2269 通話料無料

募集代理店を通じて 0120-78-2269 通話料無料

の険

約

表

■各種請求書類については、普通保険約款、特約条項または別表4をご覧ください。

■ご請求についてのご注意

- ・保険金等・払戻金の元利金または保険料払込免除のご請求は、その請求権者が その権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、ご請求の権利が なくなりますのでご注意ください。
- ・保険金等のお支払等に際し、事実の確認を行う場合があります。事実の確認に際し、当社からの事実の照会をしましたらありのままをお答えください。 正当な理由がなく回答または同意を拒まれたときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等をお支払しません。当社が指定した医師による診断をお願いしたときも同様です。

■保険金等のお支払場所について

・保険金等は、本社または当社の指定した場所(指定口座等)でお支払します。

■保険金等のお支払期限について

保険金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。

ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、 それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・ 調査が必要な場合、当社は保険金等をご請求した方にその旨を通知します。

(1)保険金等のお支払事由発生 の有無の確認が必要な場合 保険金等のご請求のため (2)保険金等支払の免責事由に 保険金等を支払う の書類が当社に到着した 該当する可能性がある場合 ために(1)から(4)の お支払期限 日の翌日からその日を含 (3)告知義務違反に該当する可 確認が必要な場合 能性がある場合 めて25日を経過する日 (4)重大事由、詐欺、不法取得 目的に該当する可能性があ る場合

上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。

普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、 所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

- ※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。
- ※保険金等をお支払するための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が 正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認 等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

い重要なことがら

語のご説明

特徴としく

について

保険会社か

約

款

主 契 約

特

約

別 表

■管轄裁判所について

保険金等または保険料の払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社 所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社(同一の都道府県内に支 社がないときは、もよりの支社)所在地を管轄する地方裁判所(本庁とします) をもって合意による管轄裁判所とします。



その他諸制度について

ご確認いた ことがら

語主 のな ご保説険 明用

み特に徴 つといし てく

に特 つ別 い勘 て定

大切なことがら い契 て約 後

ら保の険 お会願社 いか

約

款

主 契 約

特

約

別 表

個人情報の取扱について

■個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させて いただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。 なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法の定める個人番号関係事務 を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- ●各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ❸当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⁴その他保険に関連・付随する業務

■個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客 さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。

なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める 場合を除き、第三者へ提供いたしません。

■保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コー ルセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者がご本人であることを確認させ ていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等い たします。

■個人情報に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、 お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

●ジブラルタ生命 コールセンター

0120-37-2269 一般のお客様

0120-78-2269 募集代理店を通じてご加入されたお客様

受付時間:平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00(日・祝・12/31~1/3を除く)

【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協 会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

- ・お問い合わせ先
- (一社) 生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03 (3286) 2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間:9:00~17:00 (土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く)

・ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。

https://www.gib-life.co.jp/

表

取引時の確認について

ご契約時に確認させていただいたご本人を特定するための事項等に変更があった場合には、当 社へすみやかにお知らせください。

※「ご本人を特定するための事項等」とは、本人特定事項(氏名、住居、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客様の場合は実質的支配者(法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等)をいいます。

い重要なことがら

語のご説明

特徴としく

特約につい

| について

|大切なことがら||つい

て約

後

に 保険会社か

款

保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受および これらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

い契

款

特

約 別

表

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保 険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、そ の内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次 のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止 または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い 合わせください。

- ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人 情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- 工)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の 確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利 益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・ 郡までとします。)
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・ 郡までとします。)
- (2)普通死亡保険金の金額
- (3)入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5)がん給付金の一時金額
- (6)就業不能保障給付金の月額
- (7)先進医療保障給付の件数
- (8)契約日、復活日、増額日および特約中途付加日
- (9)取扱会社名

ご確認いただきた

語主 のな ご保説険 明用

み特に徴 ついと てく

特約につい

に特 つ別 い勘 て定

大切なことがら つご い契

て約

後

に ら保 の険 お会 願社 いか

方法について

約

款

主 契 約

特 約

別

表

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申し込みがあった場合、 お申し込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当す る主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に 照会することがあります。

- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団 法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www. gib-life.co.jp/) をご確認ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させてい ただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保 険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および 日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とと もに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」とい います)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます) の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生 命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同 して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場 合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」 に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を 通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を 受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相 互照会 | といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、 ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互 照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険 会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その 他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等に おいて、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消 去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他 に公開しません。

てく

款

約

主 契

特

約

別

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。 保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照 会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を 申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、 当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。 上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人 情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の 確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利 益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に 係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事 項は、照会を受けた日から5年以内のものとします)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との 続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、 給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、 死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、 被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛 金と読みかえます。

- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会 ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.gib-life.co.jp/) をご確認ください。

い重要なことがら

語のご説明

特徴としく

特約について | 特別

い勘て定

大切なことがらご契約について

ら保の険

款

表

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険 契約が長期にわたるご契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところに より、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

■保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保 険契約者の異議申立て手続を経て、保険金額の削減その他のご契約内容の変更 (保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。) が 行われることがあります。

■保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更(保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。)が行われることがあります。

- (1)他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- (2)他の保険会社との合併が行われるとき
- (3)他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

■一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

【生命保険契約者保護機構について】

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込を行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時 にお約束した保険金額等が保証されているものではありません。

款

「生命保険契約者保護機構」につきましては



「ご契約のしおり」中の「「生命保険契約者保護機構」について」をご参照ください。



●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人のお受取になる金額が、お払込いただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

ご契約のしおり

い重要なことがら

語のご説明

特徴としく

特約について | 特

つ別

いて | 大切なことがら | ご契約について |

ら||ついてて||ご契約後に

らのお願い ||方法について保険会社か | (保険金等の)

款

表

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ■保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ■保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ■保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別 勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、 高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保 険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではあり ません。(※4))。
- ■なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)をこえていたご契約を指します(注2)。 当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対し て資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

- (注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎

に特

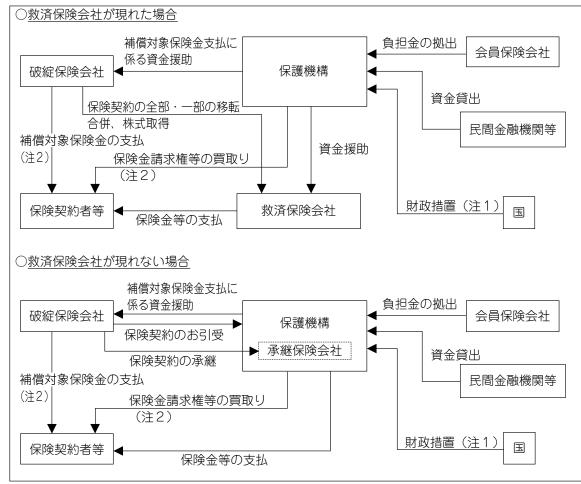
約

表

に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払にそなえ、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構(概略図)】



- (注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、 会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- (注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る 保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、 責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率とな ります。)
- ◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2022年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。
- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱に関するお問い合わせ先生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 「月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時〜正午、午後1時〜午後5時」ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

Memo



約



「補則」と「用語の意義」は約款を構成する規定です。

変額保険(有期型)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 特別勘定

第1条 特別勘定

第2条 特別勘定の種類

第3条 特別勘定の廃止または統合

第4条 特別勘定の指定および変更

2 積立金

第5条 積立金

第6条 積立金の移転

3 責任開始期および悪性新生物責任開始期

第7条 責任開始期

第8条 悪性新生物責任開始期

4 保険証券

第9条 保険証券

5 保険金の支払

第10条 保険金の支払

第11条 保険金を支払わない場合

6 保険料の払込免除

第12条 保険料の払込免除の型

第13条 保険料の払込免除

第14条 保険料の払込を免除しない場合

7 戦争その他の変乱による保険金の削減支払等

第 15 条 戦争その他の変乱による保険金の削減 支払等

8 保険金および保険料払込免除の請求手続等

第 16 条 保険金および保険料払込免除の請求手 続

第17条 保険金の支払の時期および場所等

9 保険料の払込

第18条 保険料の払込

第19条 保険料の払込方法〈経路〉

第20条 保険料の前納

第21条 払込期月内に保険事故が発生した場合

第22条 年払契約または半年払契約の保険料の 未経過部分の取扱

10 猶予期間および保険契約の失効

第23条 猶予期間および保険契約の失効

第24条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

11 保険料の自動振替貸付

第25条 保険料の自動振替貸付

12 保険契約の復活

第26条 保険契約の復活

13 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第27条 詐欺による取消

第28条 不法取得目的による無効

14 告知義務および告知義務違反による解除

第29条 告知義務

第30条 告知義務違反による解除

第31条 告知義務違反による解除ができない場合

15 重大事由による解除

第32条 重大事由による解除

16 解約および解約返戻金

第33条 解約

第34条 解約返戻金

第35条 債権者等により保険契約が解約される 場合の取扱

17 契約者貸付

第36条 契約者貸付

18 契約内容の変更

第37条 基本保険金額の減額

第38条 払済変額保険(有期型)への変更

第39条 一時払定額養老保険への変更

19 保険金の受取人

第40条 保険金の分割割合

第41条 受取人の代表者

第42条 会社への通知による保険金の受取人の 変更

第43条 遺言による保険金の受取人の変更

第44条 保険金の受取人の死亡

20 保険契約者

第45条 保険契約者の代表者

第46条 保険契約者の変更

第47条 保険契約者の住所変更

21 成年後見等の開始

第48条 成年後見等の開始

22 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第49条 契約年齢の計算

第50条 契約年齢および性別の誤りの処理

23 契約者配当

第51条 契約者配当

24 時効

第52条 時効

25 管轄裁判所

第53条 管轄裁判所

26 法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由の変更

第54条 法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由の変更

27 保険契約者および死亡保険金受取人が法人の 場合の取扱

第55条 保険契約者および死亡保険金受取人が 法人の場合の取扱

28 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

第 56 条 特別勘定資産の正常な評価ができない 場合の取扱

29 特則

保険料一時払の保険契約に関する特則 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 手術等の意義
- 附則2 薬物依存
- **附則3** 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、 脳卒中
- 附則4 対象となる就労不能障害状態
- 附則5 対象となる障害状態
- 附則6 公的介護保険制度
- 附則7 公的介護保険制度の要介護2以上の状態
- 附則8 会社所定の要介護状態
- 附則9 請求書類
- 附則 10 身体部位の名称図(変額保険(有期型) 用)

変額保険(有期型)普通保険約款

この保険の趣旨

- 特別勘定の運用実績に基づき、保険金の支払額を増減させる仕組の保険です。
- 被保険者が死亡した場合、所定の高度障害状態になった場合または保険期間満了時に生存していた場合に、死亡保険金、高度障害保険金または満期保険金を支払う保険です。

1 特別勘定

第1条(特別勘定)

- 1 会社は、変額保険(有期型)契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定資産(*1)を毎日会社の定める評価方法により評価します。
- 2 第1項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず変額保険(有期型)契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
- 3 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

第1条の用語の意義

*1 特別勘定資産

特別勘定で管理されている資産をいいます。本条において同じとします。

第2条 (特別勘定の種類)

- 1 特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。
- 2 会社は、複数の特別勘定を1の特別勘定グループとして定め、1または2以上の特別勘定グループを設けます。
- 3 保険契約者は、締結した変額保険(有期型)契約の特別勘定グループに含まれない特別勘定についてはつぎの第 (1)号および第(2)号に定める取扱はできません。
- (1) 特別勘定の指定および変更
- (2) 積立金の移転
- 4 会社は、将来、新たにこの保険契約の特別勘定グループ内に特別勘定を設定することがあります。この場合、この保険契約においても利用することができるものとします。

第3条(特別勘定の廃止または統合)

- 1 会社は、将来特別勘定の資産が著しく減少し、効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合には、特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合することがあります。
- 2 第1項の規定により特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合する場合には、会社は、特別勘定を廃止または2以上の特別勘定を統合する日の1か月以上前に保険契約者につぎの第(1)号から第(3)号までに定める事項を通知します。
- (1) 廃止する特別勘定または統合する特別勘定の名称
- (2) 特別勘定を廃止する日または2以上の特別勘定を統合する日
- (3) 第3項に定める移転が保険契約者によりなされなかった場合に、会社が指定する特別勘定
- 3 第1項の規定により特別勘定を廃止する場合には、保険契約者は、第2項第(2)号に定める特別勘定を廃止する 日までに、廃止される特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転してください。この移転については、第6条(積立 金の移転)第1項に定める積立金の移転回数には含めません。
- 4 第3項に定める移転が第2項第(2)号に定める特別勘定を廃止する日までに行われない場合には、会社は、第2 項第(3)号に定める特別勘定に積立金を移転します。

第4条(特別勘定の指定および変更)

- 1 会社は、保険料のうち会社の定める方法で計算した特別勘定で運用される部分に対応する金額を特別勘定に繰り入れます。
- 2 保険契約者は、保険契約締結の際に、保険料を繰り入れるべき1または2以上の特別勘定を指定することを要し、また、複数の特別勘定を指定した場合には、各特別勘定への繰入割合を指定することを要します。
- 3 繰入日(*1)は、保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれつぎの第(1)号または第(2)号に定めるとおりとし、 その日始に繰り入れたものとして取り扱います。

保険料の払込方法<回数>	A込方法〈回数〉 繰入日	
(1) 年払、半年払または月払	① 第1回保険料の場合	
	第7条(責任開始期)第2項第(1)号に定める契約日	
	② 第2回以後の保険料の場合	
	保険料の払込方法<回数>に応じた契約応当日(*2)	
(2) 一時払	第7条(責任開始期)第2項第(2)号に定める契約日からその日を含めて	
	10日を経過した直後の営業日	

主

- 4 保険料の払込方法〈回数〉が年払、半年払または月払の場合には、保険契約者は、第2項の規定により指定した特別勘定および特別勘定の繰入割合を、いつでも変更することができます。
- 5 保険契約者が特別勘定または特別勘定の繰入割合の変更を請求する場合には、請求書類(附則9)を会社の本社 または会社の指定した場所に提出してください。
- 6 特別勘定または特別勘定の繰入割合の変更は、請求書類(附則9)を会社が受け付けた日の直後に到来する払込期月の契約応当日から効力を生じるものとします。

第4条の用語の意義

*1 繰入日

第1項による保険料のうち会社の定める方法で計算した特別勘定で運用される部分に対応する金額を特別勘定に繰り入れる日をいいます。本条において同じとします。

*2 契約応当日

毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいいます。契約応当日のない月の場合には、 その月の末日を契約応当日とします。本条において同じとします。

2 積立金

第5条(積立金)

積立金とは、特別勘定資産^(*1)のうちこの保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。^(補1)

第5条の補則

補1 保険料一時払の保険契約について、第4条(特別勘定の指定および変更)第3項第(2)号に定める繰入日(*2)の前日までの積立金は、会社の定める方法で計算した金額をいいます。

第5条の用語の意義

* 1 特別勘定資産

特別勘定で管理されている資産をいいます。本条において同じとします。

*2 繰入日

第4条(特別勘定の指定および変更)第1項による保険料のうち会社の定める方法で計算した特別勘定で運用される部分に対応する金額を特別勘定に繰り入れる日をいいます。

第6条 (積立金の移転)

- 1 保険契約者は、会社の定める方法により、いつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。 (精1)(#2)
- 2 保険契約者が積立金の移転を請求する場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 3 積立金の移転は、請求書類(附則9)を会社が受け付けた日から効力を生じるものとします。
- 4 第3項の場合、請求書類(附則9)が会社に到着した日の翌営業日の翌日を計算基準日とし、計算基準日の前日末の積立金に基づき計算した金額を移転するものとします。
- 5 第1項の規定にかかわらず、会社は、積立金の移転が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めた場合には、最長6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することができます。
- 6 積立金の移転が行われた場合には、会社は保険契約者に書面により通知します。

第6条の補則

- 補1 年12回をこえる積立金の移転に対しては、1回の積立金の移転に対して会社の定める金額を、会社の定める方法により積立金から差し引きます。ただし、この金額を控除できない場合には、第1項の規定にかかわらず、積立金の移転は取り扱いません。また、この回数は将来変更される場合があります。
- 補2 保険料一時払の保険契約について、第4条(特別勘定の指定および変更)第3項第(2)号に定める繰入日(*1)の前日までの積立金は、本条に定める積立金の移転を行いません。

第6条の用語の意義

*1 繰入日

第4条(特別勘定の指定および変更)第1項による保険料のうち会社の定める方法で計算した特別勘定で運用される部分に対応する金額を特別勘定に繰り入れる日をいいます。

3 責任開始期および悪性新生物責任開始期

第7条(責任開始期)

1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎの第(1)号または第(2)号のそれぞれの保険料の払込方法(回数)に応じて、①または②のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負い、その時を責任開始期とします。

保険料の払込方法<回数>	責任開始期	
(1) 年払、半年払または月払	① 第1回保険料または第1回保険料相当額(*1)を受け取った時(補1)	
	② 被保険者に関する告知が行われた時	
(2) 一時払	① 一時払保険料または一時払保険料相当額 ^(*2) を受け取った時 ^(補2)	
	② 被保険者に関する告知が行われた時	

2 保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれつぎの第(1)号または第(2)号に定める日を契約日とし、契約年齢および期間の計算は、この日を基準として行います。

保険料の払込方法<回数>	契約日	
(1) 年払、半年払または月払	第1項第(1)号の規定により会社の責任が開始される日の属する月の翌月	
	1⊟	
(2) 一時払	第1項第(2)号の規定により会社の責任が開始される日	

第7条の補則

- 補1 第1回保険料または第1回保険料相当額(この補則において「第1回保険料等」といいます。) をつぎの[1]または[2]のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。この場合、払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。
 - [1] クレジットカードにより払い込む方法

クレジットカードが有効であり、かつ、第1回保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社が利用票を作成した時)に第1回保険料等を受け取ったものとします。

[2] 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード(この補則において「カード」といいます。) を、会社所定の端末機(この補則において「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法

端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に第1回保険料等を受け取ったものとしま at

- 補2 一時払保険料または一時払保険料相当額(この補則において「一時払保険料等」といいます。) をつぎの[1]または[2]のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり一時払保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。この場合、払い込まれた一時払保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。
 - [1] クレジットカードにより払い込む方法

クレジットカードが有効であり、かつ、一時払保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社が利用票を作成した時)に一時払保険料等を受け取ったものとします。

[2] カードを端末機に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより保険料を払い込む方法

端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に一時払保険料等を受け取ったものとします。

第7条の用語の意義

*1 第1回保険料相当額

会社が保険契約の申込を承諾する前に受け取った金額で、会社が保険契約の申込を承諾した場合に第1回保険料に充当する金額をいいます。本条において同じとします。

*2 一時払保険料相当額

会社が保険契約の申込を承諾する前に受け取った金額で、会社が保険契約の申込を承諾した場合に一時払保険料に充当する金額をいいます。本条において同じとします。

第8条 (悪性新生物責任開始期)

第7条(責任開始期)第1項第(1)号の規定にかかわらず、第13条(保険料の払込免除)第1項第(2)号②ア.による保険料の払込の免除については、会社は、悪性新生物責任開始期から保険契約上の責任を負うものとし、つぎの第(1)号および第(2)号のとおりとします。

- (1) 保険契約の締結の際の悪性新生物責任開始期は、第7条(責任開始期)第1項第(1)号に定める責任開始期の属する日からその日を含めて90日目の日の翌日とします。
- (2) 復活の取扱が行われた後の保険契約についての悪性新生物責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期と同一とします。ただし、第(1)号に定める保険契約の締結の際の悪性新生物責任開始期の前日までに復活が行われた場合には、第(1)号に定める保険契約の締結の際の悪性新生物責任開始期と同一の日とします。

4 保険証券

第9条(保険証券)

- 1 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 2 第1項の保険証券には、つぎの第(1)号から第(10)号までに定める事項を記載します。(補1)

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名
- (4) 保険金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項(補2)
- (5) 保険期間
- (6) 基本保険金額(*1)
- (7) 保険料の払込免除の型
- (8) 保険料およびその支払方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券の作成年月日
- 3 第1項の保険証券の交付のほか、つぎの第(1)号から第(7)号までの場合には、新たな保険証券を交付します。(補3)
- (1) 保険料の払込免除
- (2) 基本保険金額の減額
- (3) 払済変額保険(有期型)への変更
- (4) 一時払定額養老保険への変更
- (5) 会社への通知による保険金の受取人の変更
- (6) 遺言による保険金の受取人の変更
- (7) 保険契約者の変更

第9条の補則

- 補1 この保険契約に特約が付加された場合には、その特約について、第2項第(2)号から第(9)号までに準ずる事項を保険証券に記載します。
- 補2 この保険の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合には、受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項を保険証券に記載しません。
- 補3 保険契約の復活の場合には、新たな保険証券は交付しません。

第9条の用語の意義

*1 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後の金額とします。また、第39条(一時払定額養老保険への変更)の規定により一時払定額養老保険に変更した後は、保険金額とします。本条において同じとします。

5 保険金の支払

第10条(保険金の支払)

1 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

(O 文歌/(ICK) D C O)			
保険金の 種類	支払事由	支払額	受取人
(1) 死亡保 険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき (補1)	保険金額	死亡保険 金受取人
(2) 高度障害保険金	被保険者が責任開始期 ^(*1) 以後に発生した傷害または発病した 疾病を直接の原因として高度障害状態(別表1)になったとき (^{補2)(補3)(補4)}	保険金額	被保険者
(3) 満期保 険金	被保険者が保険期間満了時まで生存していたとき	満期保険金 額	満期保険 金受取人

2 第1項に定める保険金額および満期保険金額は、つぎの第(1)号および第(2)号に定めるとおりとします。

支払額の名称	支払額
(1) 保険金額	つぎの①または②のいずれか大きい額
	① 基本保険金額 ^(*2)
	② 死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当した日の積立金額
(2) 満期保険金額	保険期間満了の日の積立金額

- 3 第2項第(1)号の規定にかかわらず、保険料の払込方法(回数)が平準払で、被保険者が責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当しかつその保険金が支払われることとなった場合には、会社は、責任開始期の属する日を契約日とみなして、基本保険金額をその保険金の受取人に支払います。この場合、契約年齢および保険料払込期間はその日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば保険金とともに支払い、不足分があれば保険金から差し引きます。
- 4 会社が、被保険者の高度障害状態(別表1)を認めて、高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態(別表1)になった時にさかのぼって消滅したものとします。

5 高度障害保険金を支払う前に死亡保険金または満期保険金の支払請求を受け、死亡保険金または満期保険金が 支払われる場合には、会社は、高度障害保険金を支払いません。また、高度障害保険金が支払われた場合には、そ の支払後に死亡保険金または満期保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第10条の補則

- 補1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保 除金を支払います。
- 補2 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする 障害状態が新たに加わって高度障害状態(別表1)に該当した場合にも、高度障害保険金の支払事 由に該当します。この場合、責任開始期以後の傷害または疾病は、責任開始期前にすでに生じてい た障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病であることを要します。
- 補3 保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときは、会社は、保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態(別表1)になったものとして、高度障害保険金を支払います。ただし、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められない場合には、会社は、第1項の規定により満期保険金を満期保険金受取人に支払い、その後高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 補4 つぎの[1]または[2]のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項に定める高度障害保険金に関する規定を適用します。
 - [1] その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。 ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - [2] その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第10条の用語の意義

*1 責任開始期

復活の取扱が行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。本条において同じとします。

*2 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後の金額とします。本条において同じとします。

第11条(保険金を支払わない場合)

1 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由	
(1)死亡保険金	つぎの①から③までのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期 (*1) の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者の故意 ③ 死亡保険金受取人の故意	
(2) 高度障害保険金	つぎの①または②のいずれかにより、被保険者が高度障害状態(別表1)になったとき ① 保険契約者の故意 ② 被保険者の故意	

- 2 被保険者の死亡が第1項第(1)号の①または③による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合には、会社は積立金を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。^(補1)
- 3 被保険者の死亡が第1項第(1)号の②による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。
- 4 被保険者の死亡が第1項第(1)号の③による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときにはつぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。(精2)
- (1) その死亡保険金受取人には死亡保険金を支払いません。
- (2) 死亡保険金のうち、第(1)号の支払われない死亡保険金を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第(1)号の支払われない死亡保険金部分については、その死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その部分の積立金を保険契約者に支払います。

第11条の補則

- 補1 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により保険契約者がⅡ型を指定した場合に、保険料の払込免除部分に対応する責任準備金(*2)があるときは、会社はその責任準備金を積立金とあわせて保険契約者に支払います。
- 補2 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により保険契約者がII型を指定した場合に、保険料の払込免除部分に対応する責任準備金があるときは、会社はその責任準備金のうち第4項第(3)号に対応する部分の責任準備金を第4項第(3)号に定める積立金とあわせて保険契約者に支払います。

第 11 条の用語の意義

- *1 責任開始期
 - 復活の取扱が行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。
- *2 保険料の払込免除部分に対応する責任準備金会社が将来の保険料の払込免除を行うために準備する金額をいいます。本条において同じとします。

6 保険料の払込免除

第12条(保険料の払込免除の型)

この保険契約における保険料の払込免除の型はつぎに定めるとおりとし、保険契約者は、保険契約締結の際、い ずれかの保険料の払込免除の型を指定するものとします。

保険料の払込免除の型	保険料の払込免除の範囲
I 型	第13条(保険料の払込免除)第1項第(1)号に定める範囲
Ⅱ型	第 13 条(保険料の払込免除)第 1 項第(2)号に定める範囲

2 第1項の規定により指定された保険料の払込免除の型は、変更することができません。

第 13 条(保険料の払込免除)

- 1 この保険契約において保険料の払込を免除する場合(以下、「保険料の払込の免除事由」といいます。)は、保険 料の払込免除の型により、つぎの第(1)号または第(2)号のとおりとします。
- (1) 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により、保険契約者が I 型を指定した場合

保険料の払込の免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期(*1)以後に発生した不慮の事故	保険料の払込の免除事由に該当した日の直後に到来
(別表2)を直接の原因として、その事故の日からそ	する払込期月(払込期月の初日から契約応当日(*2)
の日を含めて 180 日以内で、かつ、保険料払込期間中	の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したと
に、身体障害の状態(別表3)に該当したとき ^(補1)	きは、その払込期月)以降の保険料

(2) 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により、保険契約者がⅡ型を指定した場合 保険料の払込の免除事由 払込を免除する保険料 ① 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因 保険料の払込の免除事 として、保険料払込期間中に身体障害の状態(別表3)に該当したとき(補2)(補3) 由に該当した日の直後 ② 被保険者がつぎのア. またはイ. のいずれかに該当したとき に到来する払込期月(払 ア. 悪性新生物責任開始期以後の保険料払込期間中に、初めて悪性新生物(*3)に 込期月の初日から契約 罹患したと診断確定(*4)されたとき 応当日の前日までに保 イ. 責任開始期以後の疾病を原因として、保険料払込期間中につぎのいずれかの 険料の払込の免除事由 事由に該当したとき (補4) の①から③までのいず a. 急性心筋梗塞 (*5) を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日 れかに該当したときは、 からその日を含めて 60 日以上、労働の制限を必要とする状態(*6)が継続し その払込期月)以降の保 険料 たと医師によって診断されたとき b. 急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (i) その疾病の治療を直接の目的とする手術 (*7) (ii) 病院または診療所 (*8) における手術 (iii) 公的医療保険制度 (*9) に基づく医科診療報酬点数表 (*10) に、手術料の 算定対象として列挙されている手術 c. 脳卒中(*11)を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からそ の日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後 遺症が継続したと医師によって診断されたとき d. 脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき

- (i) その疾病の治療を直接の目的とする手術
- (ii) 病院または診療所における手術
- (iii) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象と して列挙されている手術
- ③ 被保険者が保険料払込期間中につぎのア. またはイ. のいずれかに該当したと き ^(補5)
- ア、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として就労 不能障害状態 (*12) に該当したとき (補6)
- イ. 責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因としてつぎのいず れかに該当したとき
- a. 公的介護保険制度 (*13) により、公的介護保険制度の要介護 2以上の状態 (* 14) に該当していると認定されたとき
- b. 被保険者が支払事由該当時に満 65 歳未満の場合、 つぎの条件をすべて満た すことが、医師によって診断確定されたとき
 - (i)会社所定の要介護状態 (*15) に該当したこと
 - (ii) 会社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含め て 180 日以上継続していること
- 2 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後払込期月の契約応当日ごとに払込が あったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、つぎの第(1)号から第(3) 号までの取扱を行いません。^(補7)
- (1) 基本保険金額^(*16)の減額

- (2) 払済変額保険(有期型)への変更
- (3) 一時払定額養老保険への変更

第13条の補則

- 補1 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が 新たに加わって身体障害の状態(別表3)に該当した場合にも、保険料の払込の免除事由に該当し ます。この場合、責任開始期以後の傷害は、責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因とな った傷害と因果関係のない傷害であることを要します。
- 補2 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする 障害状態が新たに加わって身体障害の状態(別表3)に該当した場合にも、保険料の払込の免除事 由に該当します。この場合、責任開始期以後の傷害または疾病は、責任開始期前にすでに生じてい た障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病であることを要します。
- 補3 つぎの[1]または[2]のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に第1項第(2)号①に定める保険料の払込の免除事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項第(2)号①に定める保険料の払込の免除に関する規定を適用します。
 - [1] その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。 ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - [2] その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 補4 つぎの[1]または[2]のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に急性心筋梗塞または脳卒中により第1項第(2)号②イ. に定める保険料の払込の免除事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項第(2)号②イ. に定める保険料の払込の免除に関する規定を適用します。
 - [1] その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。 ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - [2] その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 補5 つぎの[1]または[2]のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として責任開始期以後に第1項第(2)号③に定める保険料の払込の免除事由に該当したときでも、責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項第(2)号③に定める保険料の払込の免除に関する規定を適用します。
 - [1] その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。 ただし、事実の一部が告知されなかったことによりその疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - [2] その疾病について、責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 補6 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする 障害状態が新たに加わって就労不能障害状態に該当した場合にも、保険料の払込の免除事由に該当 します。この場合、責任開始期以後の傷害または疾病は、責任開始期前にすでに生じていた障害状 態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病であることを要します。
- 補7 保険料払込期間満了後は、一時払定額養老保険への変更を取り扱います。

第13条の用語の意義

復活の取扱が行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。本条において同じとします。

*2 契約応当日

毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいいます。契約応当日のない月の場合には、 その月の末日を契約応当日とします。本条において同じとします。

- *3 悪性新生物
 - 附則3に定める悪性新生物をいいます。
- *4 診断確定

医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることをいいます。また、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には他の所見による診断確定も認めることがあります。

*5 急性心筋梗塞

附則3に定める急性心筋梗塞をいいます。本条において同じとします。

*6 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態を いいます。

*7 治療を直接の目的とする手術

附則1の1. に定める治療を直接の目的とする手術をいいます。本条において同じとします。

*8 病院または診療所

附則1の2. に定める病院または診療所をいいます。本条において同じとします。

*9 公的医療保険制度

附則1の3. に定める公的医療保険制度をいいます。本条において同じとします。

*10 医科診療報酬点数表

附則1の4. に定める医科診療報酬点数表をいいます。本条において同じとします。

*11 脳卒中

附則3に定める脳卒中をいいます。本条において同じとします。

*12 就労不能障害状態

附則4に定める就労不能障害状態をいいます。本条において同じとします。

*13 公的介護保険制度

附則6に定める公的介護保険制度をいいます。本条において同じとします。

*14 公的介護保険制度の要介護2以上の状態 附則7に定める公的介護保険制度の要介護2以上の状態をいいます。

*15 会社所定の要介護状態

附則8に定める会社所定の要介護状態をいいます。本条において同じとします。

*16 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後の金額とします。

第 14 条(保険料の払込を免除しない場合)

この保険契約において、保険料の払込免除の型により、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれかに該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により、保険契約者が I 型を指定した場合 つぎの①から⑦までのいずれかにより第13条(保険料の払込免除)第1項第(1)号に定める保険料の払込の 免除事由に該当したとき
 - ① 保険契約者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の犯罪行為
 - ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により、保険契約者がⅡ型を指定した場合
 - ① つぎのア.からク.までのいずれかにより第13条(保険料の払込免除)第1項第(2)号①または③に定める保険料の払込の免除事由に該当したとき
 - ア. 保険契約者の故意または重大な過失
 - イ. 被保険者の故意または重大な過失
 - ウ. 被保険者の犯罪行為
 - 工. 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - オ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - 力. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - キ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ク. 被保険者の薬物依存(*1)
 - ② 第 13 条(保険料の払込免除) 第1 項第(2)号②ア. による保険料の払込の免除について、被保険者が悪性新生物責任開始期前に、悪性新生物 (*2) のいずれかに罹患したと一度でも診断確定 (*3) されていたとき

第 14 条の用語の意義

*1 薬物依存

附則2に定める薬物依存をいいます。

*2 悪性新生物

附則3に定める悪性新生物をいいます。

*3 診断確定

医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることをいいます。また、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には他の所見による診断確定も認めることがあります。

7 戦争その他の変乱による保険金の削減支払等

第15条(戦争その他の変乱による保険金の削減支払等)

- 1 第 10 条 (保険金の支払) の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によって死亡保険金または高度 障害保険金の支払事由に該当した場合に、その原因によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由に該当 した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社はその影響の程度に応じ、死亡保 険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、積立金相当額を下まわるこ とはありません。
- 2 第13条(保険料の払込免除)第1項第(1)号または第(2)号①の規定にかかわらず、被保険者がつぎの第(1)号または第(2)号のいずれかにより保険料の払込の免除事由に該当した場合で、その原因により保険料の払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

8 保険金および保険料払込免除の請求手続等

第 16 条 (保険金および保険料払込免除の請求手続)

1 保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由(以下、「保険事故」といいます。)が生じた場合には、つぎの第(1)号または第(2)号の請求手続を行ってください。

保険事故	請求手続	
(1) 保険金の支払事由が生じ たとき	① 保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。 ② 保険金の受取人は、請求書類(附則9)を会社に提出して保険金を請求してください。	
(2) 保険料の払込の免除事由が生じたとき	① 保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。 ② 保険契約者は、請求書類(附則9)を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。	

2 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じた場合には、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、第1項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第17条(保険金の支払の時期および場所等)

- 1 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要なつぎの第(1)号から第(4)号までに掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの第(1)号から第(4)号までに定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に
	至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐	① 第(2)号および第(3)号に定める事項
欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	② 第32条(重大事由による解除)第1項第(3)
	号の①から⑤までに該当する事実の有無
	③ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人
	の保険契約締結の目的に関する保険契約の締
	結時から保険金の請求時までにおける事実
	④ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人
	の保険金の請求の意図に関する保険契約の締
	結時から保険金の請求時までにおける事実

3 第2項の確認をするため、つぎの第(1)号から第(6)号までに掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの第(1)号から第(6)号までに定める日数(第(1)号から第(6)号までのうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

特別な照会・調査	確認する事項	日数
(1) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会	第2項第(1)号から第(4)号までに定	45 ⊟
先の指定する書面等の方法に限定される照会	める事項	
(2) 弁護士法 (昭和 24 年法律第 205 号) にもとづ	第2項第(1)号から第(4)号までに定	60 ⊟
く照会その他の法令にもとづく照会	める事項	
(3) 研究機関等の専門機関による医学または工学等	第2項第(1)号から第(4)号までに定	90 ⊟
の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	める事項	
(4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人を	第2項第(1)号、第(2)号または第(4)	180 ⊟
被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始	号に定める事項	
されたことが報道等から明らかである場合におけ		
る、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果について		
の警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する		
照会		
(5) 日本国外における調査	第2項第(1)号から第(4)号までに定	90 ⊟
	める事項	
(6) 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用	第2項第(1)号から第(4)号までに定	60 ⊟
された地域における調査	める事項	

- 4 第2項および第3項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第1項から第3項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第1項から第3項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて保険金を支払います。
- 6 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第2項および第3項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(会社が指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。)には、会社は、これにより第2項および第3項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 7 第1項から第6項までの規定は、保険料の払込の免除の場合に準用します。

9 保険料の払込

第18条(保険料の払込)

- 1 保険料の払込方法(回数)は、月払、年払または半年払とします。
- 2 第2回以後の保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、毎回第19条(保険料の払込方法〈経路〉)第1項に定める方法にしたがって、月払、年払または半年払の金額を払込期月内に払い込むことを要します。
- 3 第2項の払込期月は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎの第(1)号または第(2)号のとおりとします。

保険料の払込方法〈回数〉	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日(*1)の属する月の初日から末日まで
(2) 年払または半年払	年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 4 保険契約者は、会社所定の取扱範囲内で、第1項の保険料の払込方法(回数)を変更することができます。
- 5 保険契約者が第4項の変更を請求する場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。

第 18 条の用語の意義

* 1 契約応当日

毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。契約応当日のない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。本条において同じとします。

第 19 条(保険料の払込方法〈経路〉)

- 1 保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、つぎの第(1)号から第(5)号までのいずれかの保険料の払込方法<経路>を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (3) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
- (4) 所属団体を通じ払い込む方法(補1)
- (5) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の定める経路の範囲内で、第1項第(1)号から第(5)号までの保険料の払込方法〈経路〉を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法〈経路〉が会社の取扱条件に該当しなくなった場合には、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法〈経路〉を他の払込方法〈経路〉に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〈経路〉の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

第19条の補則

補1 所属団体と会社との間に団体扱契約が締結されている場合に限ります。

第20条(保険料の前納)

- 1 保険契約者は、会社の定める回数の範囲内で、将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引きます。
- 2 第1項の規定により前納された保険料は、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、払 込期月の契約応当日(*1)ごとに保険料の払込に充当します。
- 3 第1項の規定により前納された保険料のうち払込期月が到来していない分の金額については、特別勘定による 運用はしません。
- 4 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、第1項の規定により前納された保険料の残額を、保険契約者に払い戻します。ただし、死亡保険金または高度障害保険金を支払う場合には、死亡保険金または高度障害保険金とともに前納された保険料の残額を死亡保険金または高度障害保険金の受取人に払い戻します。

第20条の用語の意義

*1 契約応当日

毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいいます。契約応当日のない月の場合には、 その月の末日を契約応当日とします。

第21条(払込期月内に保険事故が発生した場合)

- 1 第 18 条 (保険料の払込) 第 2 項の保険料が払込期月の契約応当日 (*1) の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、死亡保険金または高度障害保険金を支払う場合には、死亡保険金または高度障害保険金とともにその払い込まれた保険料を死亡保険金または高度障害保険金の受取人に支払います。
- 2 第 18 条(保険料の払込)第2項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険事故が発生した場合、未払込保険料の取扱はつぎの第(1)号または第(2)号のとおりとします。

保険事故	未払込保険料の取扱
	会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。この場合、保険金
(1) 保険金の支払事由が生じたとき	が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払
	込保険料を払い込んでください。
(2) 保険料の払込の免除事由が生じたとき	保険契約者は、第23条(猶予期間および保険契約の失効)第1項に
	定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでくださ
	い。猶予期間中に未払込保険料の払込がない場合、保険契約は猶予期
	間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しませ
	ん。この場合、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第21条の用語の意義

*1 契約応当日

毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいいます。契約応当日のない月の場合には、 その月の末日を契約応当日とします。本条において同じとします。

第22条(年払契約または半年払契約の保険料の未経過部分の取扱)

年払契約または半年払契約の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、払い込まれた保険料のうち会社の定める計算方法により計算した金額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払い消滅したときは払い戻しません。

10 猶予期間および保険契約の失効

第 23 条(猶予期間および保険契約の失効)

- 1 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。
- 2 猶予期間中に保険料の払込がない場合には、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第24条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

猶予期間中に保険事故が発生した場合、未払込保険料の取扱はつぎの第(1)号または第(2)号のとおりとします。

保険事故	未払込保険料の取扱	
(1) 保険金の支払事由が 生じたとき	会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。この場合、保険金が差し引く べき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで ください。	

保険事故	未払込保険料の取扱
(2) 保険料の払込の免除 事由が生じたとき	保険契約者は、第23条(猶予期間および保険契約の失効)第1項に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。猶予期間中に未払込保険料の払込がない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。この場合、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

11 保険料の自動振替貸付

第25条(保険料の自動振替貸付)

- 1 保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎた場合でも、払い込むべき保険料とその利息の合計額が猶予期間満了日の翌日における解約返戻金額^(*1)をこえない間は、保険契約者の申出がなくても、会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、この取扱をしません。
- 2 第1項の貸付は、猶予期間満了日に貸し付けたものとします。
- 3 貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日(*2)ごとに元金に繰り入れます。
- 4 保険契約者は、いつでも、保険料の自動振替貸付の元利金を返済することができます。ただし、つぎの第(1)号から第(5)号までの場合においては、つぎの金額から保険料の自動振替貸付の元利金額(*3)を差し引きます。

保険料の自動振替貸付の元利金額を差し引く場合	金額
(1) 保険契約が消滅したとき	
(2) 基本保険金額 (*4) を減額したとき	支払金額
(3) 契約年齢または性別の誤りの処理が行われたとき	
(4) 払済変額保険(有期型)へ変更したとき	払済変額保険(有期型)へ充当される解約返戻 金額
(5) 一時払定額養老保険へ変更したとき	一時払定額養老保険へ充当される解約返戻金 額

- 5 保険料の自動振替貸付を行った場合、その貸付金に相当する積立金については、特別勘定の運用実績にかかわらず別に会社の定める計算方法により計算します。
- 6 保険料の自動振替貸付の元利金が解約返戻金額をこえた場合には、保険契約者は、会社所定の金額を払い込む ことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 7 期日^(*5) までに会社所定の金額の払込が行われず、かつ、期日における保険料の自動振替貸付の元利金が期日 の翌日の解約返戻金額をこえている場合には、保険契約は、期日の翌日から効力を失います。

第25条の用語の意義

* 1 解約返戻金額

猶予期間中の保険料の払込があったものとして計算した解約返戻金額をいいます。保険料の自動振替貸付または契約者貸付がある場合には、猶予期間中の保険料の払込があったものとして計算した解約返戻金額から保険料の自動振替貸付または契約者貸付の元利金額を差し引いた残額をいいます。また、第12条(保険料の払込免除の型)の規定により保険契約者がI型を指定した場合に、保険料の払込免除部分に対応する解約返戻金があるときは、その解約返戻金を含んだ金額をいいます。本条において同じとします。

*2 年単位の契約応当日

毎年の契約日に対応する日をいいます。年単位の契約応当日のない月の場合には、その月の末日を年単位の契約応当日とします。

- *3 保険料の自動振替貸付の元利金額 契約者貸付がある場合にはその元利金額を合算します。本条において同じとします。
- *4 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後の金額とします。

*5 期日

会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日をいいます。本条において同じとします。

12 保険契約の復活

第26条(保険契約の復活)

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3か月以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が第34条(解約返戻金)の解約返戻金を請求した場合には、保険契約を復活することはできません。
- 2 契約を復活する際の保険金の支払額は、延滞保険料が払い込まれたものとして計算した保険金の支払額とします。
- 3 保険契約者が保険契約の復活を請求する場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。

- 4 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は会社の指定した期日までに、延滞保険料を会社の指定した場所に払い込んでください。なお、第25条(保険料の自動振替貸付)または第36条(契約者貸付)の規定によって効力を失った保険契約を復活させる場合には、別に会社の定める金額を払い込んでください。
- 5 会社は、復活を承諾した場合には、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負い、その時を復活の際の責任開始期とします。
- (1) 延滞保険料を受け取った時
- (2) 被保険者に関する告知が行われた時
- 6 第5項の規定により会社の責任が開始される日を復活日とします。

13 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第27条(詐欺による取消)

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結または復活した場合には、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第28条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活した場合には、会社は、保険契約を無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

14 告知義務および告知義務違反による解除

第29条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結または復活の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面 (*1) で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第29条の用語の意義

*1 書面

会社の定める情報端末を用いた場合には、表示された告知画面をいいます。本条において同じとします。

第30条(告知義務違反による解除)

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第29条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 告知義務違反が生じた場合、会社は、保険事故が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 保険事故の発生が保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保 険金の受取人が証明した場合には、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- 4 告知義務違反によって保険契約を解除する場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 5 告知義務違反によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第31条(告知義務違反による解除ができない場合)

- 1 会社は、つぎの第(1)号から第(5)号までのいずれかの場合には、第30条(告知義務違反による解除)による保険契約の解除をすることができません。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
- (2) 保険媒介者(*1)が、保険契約者または被保険者が第29条(告知義務)に定める告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第29条(告知義務)に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 解除の原因となる事実を会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が、責任開始の日(*2)からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき(精1)
- 2 第1項第(2)号および第(3)号の規定は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第29条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第31条の補則

補1 責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険事故が発生し、かつ解除の原因となる事実がある場合には、会社は保険契約を解除することができます。

第31条の用語の意義

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者で、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。本条において同じとします。

*2 責任開始の日

復活の場合には、復活日とします。本条において同じとします。

15 重大事由による解除

第32条(重大事由による解除)

1 会社は、つぎの第(1)号から第(5)号までのいずれかに定める事由(以下、「重大事由」といいます。)が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

	重大事由
(1) 詐取目的での事故招致(事故招致 の未遂を含みます。本項において同じとします。)	つぎのいずれかに該当する場合 ① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致をしたこと ② 保険契約者、被保険者または高度障害保険金の受取人が、この保険契約の高度障害保険金(保険料の払込免除を含みます。本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致をしたこと
(2) 保険金等の請求に関する詐欺行為(詐欺行為の未遂を含みます。本項において同じとします。)	この保険契約の死亡保険金または高度障害保険金の請求に関し、死 亡保険金または高度障害保険金の受取人に詐欺行為があった場合
(3) 反社会的勢力(*1)との関係	保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合 ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4) この保険契約に付加されている 特約または他の保険契約が重大事 由によって解除される事由	この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(3)号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
(5) 第(1)号から第(4)号までに掲げる事由と同等の重大な事由	保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を 損ない、この保険契約の存続を困難とする第(1)号から第(4)号まで に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 重大事由が生じた場合、会社は、保険事故が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項第(1)号から第(5)号までに定める事由の発生時以後に生じた保険事故による保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 重大事由によって保険契約を解除する場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 重大事由によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 第2項について、第1項第(3)号のみに該当した場合で、第1項第(3)号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第1項第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金の支払を行いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。

6 第1項第(3)号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第5項の規定を適用 し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については第4項の規定を適 用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第32条の用語の意義

* 1 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準 構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。本条において同じとします。

16 解約および解約返戻金

第33条(解約)

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が解約返戻金の請求をする場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。

第34条(解約返戻金)

- 1 解約返戻金は、計算基準日の前日末の積立金に基づき、会社の定める方法で計算します。(桶1)(桶2)
- 2 第1項に定める計算基準日は、請求書類(附則9)が会社に到着した日の翌営業日の翌日とします。^(補3)
- 3 解約返戻金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。(稿4)

第34条の補則

- 補1 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により保険契約者がⅡ型を指定した場合に、保険料の払込免除部分に対応する解約返戻金があるときは、保険料の払込免除部分に対応する解約返戻金は、保険料を払い込んだ年月数および保険契約の経過した年月数により、会社の定める方法で計算し、第2項の規定は適用しません。
- 補2 保険料一時払の保険契約について、第4条(特別勘定の指定および変更)第3項第(2)号に定める繰入日(*1)の前日までの解約返戻金は、その経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。この場合、第2項の規定は適用しません。
- 補3 請求書類(附則9)が会社に到着した日の翌営業日の翌日が保険期間満了の日をこえる場合に は、第1項に定める計算基準日は、保険期間満了の日とします。
- 補4 会社は、解約返戻金の支払がこの保険の特別勘定資産(*2)の運用に及ぼす影響が大きいと認めた場合には、最長6か月の範囲内で、解約返戻金の支払を延期することができます。この場合、解約返戻金に会社所定の利率で計算した利息を付して支払います。

第34条の用語の意義

*1 繰入日

第4条(特別勘定の指定および変更)第1項による保険料のうち会社の定める方法で計算した特別勘定で運用される部分に対応する金額を特別勘定に繰り入れる日をいいます。

*2 特別勘定資産

特別勘定で管理されている資産をいいます。

第35条(債権者等により保険契約が解約される場合の取扱)

- 1 第33条(解約)の規定のほか、保険契約が債権の担保となっている場合等においては、債権者等 (*1) が会社 に通知することにより、保険契約の解約を行うことがあります。この債権者等による保険契約の解約は、債権者等 からの解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 第1項の解約が通知された場合でも、保険金の受取人がつぎの第(1)号の支払および第(2)号の通知を行ったときは、第1項の解約の効力は生じることなく、保険契約を継続することができます。
- (1) 保険契約者の同意を得て、第1項の期間が経過するまでの間に、所定の金額(*2)を債権者等に支払うこと
- (2) 会社に第(1)号の支払を行ったことを通知すること
- 3 第2項の保険金の受取人は、債権者等からの解約の通知の時において、保険契約者以外のつぎの第(1)号から第 (3)号までのいずれかの者である場合に限ります。
- (1) 保険契約者の親族
- (2) 被保険者の親族
- (3) 被保険者本人
- 4 第2項第(2)号の通知をする場合には、第2項の保険金の受取人は請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 5 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により 効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべき場合には、会社が支払うべき金 額(*3)の限度で、第2項第(1)号の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等 に支払った金額を差し引いた残額を第2項の保険金の受取人に支払います。

第35条の用語の意義

* 1 債権者等

差押債権者、破産管財人その他保険契約者以外の者で保険契約を解約できる者をいいます。本 条において同じとします。

*2 所定の金額

債権者等の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に 支払うべき金額をいいます。

*3 会社が支払うべき金額

保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含みます。本条において同じとします。

17 契約者貸付

第36条(契約者貸付)

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内かつ解約返戻金額 (*1) の5割の範囲内で貸付を受けることができます (補1) (補2)。ただし、貸付金が会社所定の金額に満たない場合には、保険契約者は、契約者貸付を受けることができません。
- 2 保険契約者が契約者貸付を受ける場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 3 契約者貸付の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 4 保険契約者は、いつでも、契約者貸付の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの第(1)号から第(5)号までの場合においては、つぎの金額から契約者貸付の元利金額(*2)を差し引きます。

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
契約者貸付の元利金額を差し引く場合	金額
(1) 保険契約が消滅したとき	
(2) 基本保険金額(*3)を減額したとき	支払金額
(3) 契約年齢または性別の誤りの処理が行われたとき	
(4) 払済変額保険(有期型)へ変更したとき	払済変額保険(有期型)へ充当される解約返戻 金額
(5) 一時払定額養老保険へ変更したとき	一時払定額養老保険へ充当される解約返戻金 額

- 5 契約者貸付を行った場合、その貸付金に相当する積立金については、特別勘定の運用実績にかかわらず別に会社の定める計算方法により計算します。
- 6 契約者貸付の元利金が解約返戻金額をこえた場合には、保険契約者は、会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 7 期日 (*4) までに会社所定の金額の払込が行われず、かつ、期日における契約者貸付の元利金が期日の翌日の解 約返戻金額をこえている場合には、保険契約は、期日の翌日から効力を失います。
- 8 保険契約者は、払済変額保険(有期型)または一時払定額養老保険に変更後であっても、解約返戻金がある場合には、契約者貸付を受けることができます。(補3)

第36条の補則

- 補1 保険料の自動振替貸付または契約者貸付がある場合には、保険契約者は、解約返戻金額の5割からそれらの元利金額を差し引いた残額の範囲内で貸付を受けることができます。
- 補2 会社は、貸付金の支払がこの保険の特別勘定資産 (*5)の運用に及ぼす影響が大きいと認めた場合には、最長6か月の範囲内で、貸付を行わないことがあります。
- 補3 一時払定額養老保険に変更後は、第6項および第7項の規定にかかわらず、つぎの[1]から[3] までのとおり取り扱います。
 - [1] 契約者貸付の元利金額が解約返戻金額をこえる場合には、会社は、失効予定日(*6)の1か月前までに、その旨を保険契約者に通知します。
 - [2] [1]の通知が行われた場合には、保険契約者は、失効予定日の前日までに、会社の定める金額以上を払い込んでください。
 - [3] [2]の会社の定める金額が払い込まれない場合には、保険契約は、契約者貸付の元利金額が解約返戻金額をこえたときから効力を失います。

第36条の用語の意義

* 1 解約返戻金額

第12条(保険料の払込免除の型)の規定により保険契約者がII型を指定した場合に、保険料の払込免除部分に対応する解約返戻金があるときは、その解約返戻金を含んだ金額をいいます。本条において同じとします。

*2 契約者貸付の元利金額

保険料の自動振替貸付がある場合にはその元利金額を合算します。本条において同じとします。

*3 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後の金額とします。

*4 期日

会社が第6項の通知を発した日の属する月の翌月末日をいいます。 本条において同じとします。

- *5 特別勘定資産 特別勘定で管理されている資産をいいます。
- *6 失効予定日

契約者貸付の元利金額が解約返戻金額をこえることとなる日をいいます。本条において同じとします。

18 契約内容の変更

第37条(基本保険金額の減額)

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲 (*1) 内で、将来に向かって基本保険金額 (*2) を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。(補1)
- 3 基本保険金額の減額部分は、解約したものとして取り扱います。
- 4 保険契約者が基本保険金額の減額を請求する場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 5 基本保険金額の減額の効力発生日は、請求書類(附則9)を会社が受け付けた日とします。
- 6 基本保険金額を減額した場合において、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の解 約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

第37条の補則

補1 積立金額のみを減額することはできません。

第37条の用語の意義

- *1 会社の定める金額の範囲
 - 保険契約者が基本保険金額の減額を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。
- *2 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後の金額とします。本条において同じとします。

第38条(払済変額保険(有期型)への変更)

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内かつ保険料払込期間中であれば、次回以後の保険料の払込を中止して、保険金の支払額を変額とする保険料払込済の変額保険(有期型)(以下、「払済変額保険(有期型)」といいます。) に変更することができます。(精1)
- 2 保険契約者が払済変額保険(有期型)への変更を請求する場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 3 払済変額保険(有期型)への変更の効力発生日は、請求書類(附則9)を会社が受け付けた日とし、この日を払済変額保険(有期型)への変更日といいます。
- 4 払済変額保険(有期型)に変更後の基本保険金額(*1)は、払済変額保険(有期型)への変更日の翌営業日の翌日を計算基準日として第34条(解約返戻金)第1項の規定により計算した解約返戻金(保険料の自動振替貸付または契約者貸付がある場合には、その元利金を差し引いた残額)を充当して新たに定めます(^{補2)(補3)}。ただし、払済変額保険(有期型)に変更後の基本保険金額は、払済変額保険(有期型)への変更日の原保険契約の基本保険金額を限度とし、限度をこえた部分の解約返戻金は保険契約者に支払います。
- 5 第4項の場合、払済変額保険(有期型)に変更後の基本保険金額が会社の定める基本保険金額に満たないときは、払済変額保険(有期型)への変更は取り扱いません。
- 6 払済変額保険(有期型)へ変更したときの積立金額は、払済変額保険(有期型)への変更日の翌営業日の翌日の解約返戻金(第4項の規定により保険契約者に支払った金額がある場合には、その支払った金額を差し引いた残額とします。)とし、払済変額保険(有期型)に変更後も特別勘定による運用を行います。(^{補4)}

第38条の補則

- 補1 被保険者が、払済変額保険(有期型)への変更日以後その変更日の属する月の末日までの間に つぎの[1]から[3]までのいずれかの事由に該当した場合には、会社は、払済変額保険(有期型)へ の変更の請求がなかったものとして取り扱います。
 - [1] 被保険者が死亡したとき
 - [2] 第10条(保険金の支払)第1項第(2)号に定める高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、高度障害保険金が支払われるとき
 - [3] 第 13 条(保険料の払込免除)第1項に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合で、保険料の払込が免除されるとき
- 補2 払済変額保険(有期型)への変更日の翌営業日の翌日が保険期間満了の日をこえる場合には、 保険期間満了の日を計算基準日として第4項の規定を適用します。

- 補3 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により保険契約者がⅡ型を指定した場合に、保険料の払込免除部分に対応する解約返戻金があるときは、会社は払済変額保険(有期型)への変更日におけるその解約返戻金を含んだ金額を充当して払済保険に変更後の基本保険金額を新たに定めます。
- 補4 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により保険契約者がⅡ型を指定した場合に、保険料の払込免除部分に対応する解約返戻金があるときは、会社は払済変額保険(有期型)への変更日におけるその解約返戻金を含んだ金額を払済変額保険(有期型)へ変更したときの積立金額とします。

第38条の用語の意義

*1 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後の金額とします。本条において同じとします。

第39条(一時払定額養老保険への変更)

- 1 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険金額および満期保険金額を同額かつ定額とする一時払の養老保険(以下、「一時払定額養老保険」といいます。)に変更することができます。(稀1)
- 2 保険契約者が一時払定額養老保険への変更を請求する場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 3 一時払定額養老保険への変更の効力発生日は、請求書類(附則9)を会社が受け付けた日とし、この日を一時払 定額養老保険への変更日といいます。
- 4 一時払定額養老保険に変更後の保険期間は、一時払定額養老保険への変更日における原保険契約の保険期間の 満了日までとします。
- 5 一時払定額養老保険に変更後の保険金額および満期保険金額は、一時払定額養老保険への変更日の翌営業日の翌日を計算基準日として第34条(解約返戻金)第1項の規定により計算した解約返戻金(保険料の自動振替貸付または契約者貸付がある場合には、その元利金を差し引いた残額)を充当して新たに定めます (補2)(補3)(補4)(補5)。ただし、一時払定額養老保険に変更後の保険金額および満期保険金額は、一時払定額養老保険への変更日における原保険契約の基本保険金額を限度とし、限度をこえた部分の解約返戻金は保険契約者に支払います。
- 6 第5項の場合、一時払定額養老保険に変更後の保険金の支払額が会社の定める保険金の支払額に満たないとき は、一時払定額養老保険への変更は取り扱いません。
- 7 一時払定額養老保険に変更した場合には、つぎの第(1)号から第(5)号までのとおり取り扱います。
- (1) 一時払定額養老保険への変更後の保険契約の予定利率 (*1) は、一時払定額養老保険に適用される予定利率とします。
- (2) 一時払定額養老保険への変更後は、特別勘定による運用はしません。
- (3) 保険契約者は、将来に向かって一時払定額養老保険を解約し、解約返戻金を請求することができます。この場合の解約返戻金は、第34条(解約返戻金)第1項および第2項の規定にかかわらず、その保険契約の経過年月数により、会社の定める方法で計算した金額とします。
- (4) 保険契約者は、会社の定める金額の範囲 (*2) 内で、保険金額を減額することができます。この場合、つぎの ①から③までのとおり取り扱います。
 - ① 減額後の保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
 - ② 保険金額を減額した場合には、同じ割合で満期保険金額も減額されたものとし、満期保険金額のみを減額することはできません。
 - ③ ①および②のほか、保険金額の減額の取扱については、第37条(基本保険金額の減額)の規定を適用します。この場合、「基本保険金額」を「保険金額」と読み替えます。また、解約返戻金については、第(3)号の規定を適用します。
- (5) つぎの①および②の規定は、本条の場合に適用します。この場合、「積立金」は「責任準備金(*3)」と読み替えます。
 - ① 第11条(保険金を支払わない場合)第2項から第4項まで
 - ② 第15条(戦争その他の変乱による保険金の削減支払等)第1項

第39条の補則

- 補1 被保険者が、一時払定額養老保険への変更日以後その変更日の属する月の末日までの間につぎの[1]から[3]までのいずれかの事由に該当した場合には、会社は、一時払定額養老保険への変更の請求がなかったものとして取り扱います。
 - [1] 被保険者が死亡したとき
 - [2] 第10条(保険金の支払)第1項第(2)号に定める高度障害保険金の支払事由に該当した場合で、高度障害保険金が支払われるとき
 - [3] 第 13 条 (保険料の払込免除) 第 1 項に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合で、 保険料の払込が免除されるとき
- 補2 一時払定額養老保険への変更日の翌営業日の翌日が保険期間満了の日をこえる場合には、保険期間満了の日を計算基準日として第4項の規定を適用します。
- 補3 第12条(保険料の払込免除の型)の規定により保険契約者がⅡ型を指定した場合に、保険料の払込免除部分に対応する解約返戻金があるときは、会社は一時払定額養老保険への変更日におけ

るその解約返戻金を含んだ金額を充当して一時払定額養者保険に変更後の保険金額および満期保険金額を新たに定めます。

- 補4 第10条(保険金の支払)第2項および第3項の規定は適用しません。
- 補5 保険料一時払の保険契約について、第4条(特別勘定の指定および変更)第3項第(2)号に定める繰入日(*4)の前日までに第3項に定める変更日が到来した場合には、一時払定額養老保険に変更後の保険金額および満期保険金額は、一時払定額養老保険への変更日における解約返戻金(契約者貸付がある場合には、その元利金を差し引いた残額)を充当して新たに定めます。ただし、一時払定額養老保険に変更後の保険金額および満期保険金額は、一時払定額養老保険への変更日における原保険契約の基本保険金額を限度とし、限度をこえた部分の解約返戻金は保険契約者に支払います。

第39条の用語の意義

- * 1 予定利率
 - 保険金の支払額を計算する際に用いる利率をいいます。本条において同じとします。
- *2 会社の定める金額の範囲 保険契約者が保険金額の減額を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。
- *3 責任準備金 会社が将来の保険金等を支払うために準備する金額をいいます。
- *4 繰入日

第4条(特別勘定の指定および変更)第1項による保険料のうち会社の定める方法で計算した特別勘定で運用される部分に対応する金額を特別勘定に繰り入れる日をいいます。

19 保険金の受取人

第40条(保険金の分割割合)

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第41条(受取人の代表者)

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第42条(会社への通知による保険金の受取人の変更)

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項の通知をする場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に死亡保険金または満期保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人または満期保険金受取人から死亡保険金または満期保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第43条(遺言による保険金の受取人の変更)

- 1 第42条(会社への通知による保険金の受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。
- 2 第1項の規定による死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および第2項の規定による死亡保険金受取人または満期保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 第3項の通知をする場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 5 保険契約者は、法律上有効な遺言によっても、高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

第 44 条(保険金の受取人の死亡)

- 1 死亡保険金受取人または満期保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合には、その法定相続人を死亡保険金受取人または満期保険金受取人とします。(精1)
- 2 第1項の規定により死亡保険金受取人または満期保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人または満期保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人または満期保険金受取人を死亡保険金受取人または満期保険金受取人とします。
- 3 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人または満期保険金受取人となった者が2人以上いる場合、 その受取割合は均等とします。

第44条の補則

補1 法定相続人が死亡保険金受取人または満期保険金受取人となった後も、第42条(会社への通知による保険金の受取人の変更)および第43条(遺言による保険金の受取人の変更)の規定により、保険契約者は、死亡保険金受取人または満期保険金受取人を変更することができます。

20 保険契約者

第45条(保険契約者の代表者)

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第 46 条 (保険契約者の変更)

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が保険契約者の変更を請求する場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。

第47条(保険契約者の住所変更)

- 1 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が第1項の通知をしなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先あてに発した通知は、 通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

21 成年後見等の開始

第48条(成年後見等の開始)

- 1 つぎの第(1)号または第(2)号の場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
- (1) 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合
- (2) 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合
- 2 つぎの第(1)号または第(2)号の場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
- (1) 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合
- (2) 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または 任意後見監督人が選任されている場合

22 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第49条(契約年齢の計算)

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に年単位の契約応当日 (*1) ごとに1歳を加えて計算します。

第 49 条の用語の意義

*1 年単位の契約応当日

毎年の契約日に対応する日をいいます。年単位の契約応当日のない月の場合には、その月の末日を年単位の契約応当日とします。

第50条(契約年齢および性別の誤りの処理)

保険契約申込書 (*1) に記載された被保険者の年齢および性別に誤りのあった場合、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。

被保険者の年齢および性別に 誤りのあった場合	取扱
(1) 契約日および誤りの事実が発見された日に	会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、す
おける実際の年齢が会社の定める範囲外であ	でに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
ったとき	
(2) 第(1)号以外で年齢に誤りがあったとき	実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方
	法で保険料の過不足分を授受します。
(3) 性別に誤りがあったとき	実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定める方
	法で保険料の過不足分を授受します。

第50条の用語の意義

* 1 保険契約申込書

会社の定める情報端末を用いた場合には、表示された申込画面をいいます。

23 契約者配当

第51条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

24 時効

第52条(時効)

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、 その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

25 管轄裁判所

第53条(管轄裁判所)

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人 $^{(*1)}$ の住所地 と同一の都道府県内にある支社 $^{(*2)}$ の所在地を管轄する地方裁判所 $^{(*3)}$ をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、第1項と同様の取扱とします。

第53条の用語の意義

- *1 保険金の受取人
 - 保険金の受取人が2人以上いる場合には、その代表者とします。
- *2 保険金の受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社 同一の都道府県内に支社がない場合には、もよりの支社とします。
- *3 地方裁判所 本庁に限ります。

26 法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由の変更

第54条(法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由の変更)

- 1 会社は、国民年金法(*1)、公的医療保険制度(*2)または公的介護保険制度(*3)の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の保険料の払込の免除事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の保険料の払込の免除事由を国民年金法、公的医療保険制度または公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、第1項の変更を行う場合には、主務官庁の認可を得て定めた日(以下、本条において「保険料の払込の免除事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの保険契約の保険料の払込の免除事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの保険契約の保険料の払込の免除事由を変更する場合には、会社はその旨を、保険料の払 込の免除事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 第3項の通知を受けた保険契約者は、保険料の払込の免除事由変更日の前日までに、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれかの方法を指定してください。
- (1) 第2項の保険契約の保険料の払込の免除事由の変更を承諾する方法
- (2) 保険料の払込の免除事由変更日の前日に解約する方法
- 5 第4項の指定がなされないまま保険料の払込の免除事由変更日が到来した場合には、第4項第(1)号の方法が指定されたものとみなします。

第 54 条の用語の意義

*1 国民年金法

国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)、国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)その他関連する法令等を含みます。

*2 公的医療保険制度

附則1の3. に定める公的医療保険制度をいいます。本条において同じとします。

*3 公的介護保険制度

附則6に定める公的介護保険制度をいいます。本条において同じとします。

27 保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合の取扱

第55条(保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合の取扱)

- 1 保険契約者および死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が法人である場合には、つぎの第(1)号および第(2)号の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、高度障害保険金の受取人を保険契約者にすることができます。
- (1) 第10条(保険金の支払)第1項
- (2) 第42条(会社への通知による保険金の受取人の変更)第2項
- 2 法人である保険契約者が死亡保険金の一部の受取人である場合に、第1項の通知が行われたときは、その受取割合と同じ割合において、保険契約者が高度障害保険金の受取人となるものとします。
- 3 第1項の通知をする場合には、請求書類(附則9)を会社に提出してください。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の高度障害保険金の受取人に高度障害保険金を支払った場合には、 その支払後に変更後の高度障害保険金の受取人から高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

28 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

第56条(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)

- 1 会社は、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態により特別勘定資産(*1)の正常な評価ができなくなった場合には、正常な評価ができなくなった日(以下、「取引停止日」といいます。)から正常な評価ができることとなった日(以下、「取引再開日」といいます。)の前日までの期間(以下、「取引停止期間」といいます。)中、その正常な評価ができない特別勘定資産を含む特別勘定グループによって運用されている保険契約については、つぎの第(1)号から第(13)号までのとおり取り扱います。
- (1) 第1回保険料および一時払保険料の取扱 第1回保険料または一時払保険料の繰入日 (*2) が取引停止期間中である場合には、会社は、保険契約の申込 はなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2回以後保険料の取扱

第2回以後保険料の繰入日が取引停止期間中である場合には、会社は、取引再開日まで正常な評価ができない特別勘定資産を含む特別勘定グループへの繰り入れを行わないものとします。この場合、取引停止期間中に払い込まれた保険料は、各払込期月に払い込まれたものとして取引再開日に特別勘定へ繰り入れます。

- (3) 特別勘定の廃止、統合または新設の取扱 特別勘定の廃止、統合または新設の効力が生じるログ
 - 特別勘定の廃止、統合または新設の効力が生じる日が取引停止期間中である場合には、その効力は生じなかったものとして取り扱います。
- (4) 特別勘定の繰入割合の指定または変更の取扱
 - 各特別勘定への繰入割合の指定、変更の効力が生じる日が取引停止期間中である場合には、その効力は生じなかったものとして取り扱います。
- (5) 積立金の取扱
 - 取引停止期間中の積立金額は、取引停止日前日末の積立金額を基準として会社の定める方法で計算した金額とします。
- (6) 積立金の移転の取扱
 - 積立金の移転の効力が生じる日または第6条(積立金の移転)第4項に定める計算基準日が取引停止期間中である場合には、その積立金の移転を中止し、その積立金の移転の請求はなかったものとして取り扱います。
- (7) 保険料の自動振替貸付の取扱
 - 取引停止期間中は、第25条(保険料の自動振替貸付)に定める保険料の自動振替貸付は取り扱いません。
- (8) 保険契約の解約の取扱
 - ① 保険契約の解約についての請求書類(附則9)を会社が受け付けた日または第34条(解約返戻金)第2項に定める計算基準日が取引停止期間中である場合には、会社は、取引再開日の翌日を計算基準日として取り扱います。ただし、取引停止期間中に保険契約者から解約の中止の申出があった場合には、解約の請求がなかったものとして取り扱います。
 - ② 猶予期間満了日が取引停止期間中である場合には、第23条(猶予期間および保険契約の失効)第2項および第24条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定により支払われる解約返戻金については、取引再開日翌日の解約返戻金とします。
- (9) 契約者貸付の取扱
 - 取引停止期間中は、第36条(契約者貸付)に定める契約者貸付は取り扱いません。
- (1O) 基本保険金額^(*3)の減額の取扱

第37条(基本保険金額の減額)第4項に定める請求書類(附則9)を会社が受け付けた日または第34条(解約返戻金)第2項に定める計算基準日が取引停止期間中である場合には、会社は、基本保険金額の減額の請求がなかったものとして取り扱います。

(11) 払済変額保険(有期型)への変更の取扱

第38条(払済変額保険(有期型)への変更)第3項に定める請求書類(附則9)を受け付けた日または第38条(払済変額保険(有期型)への変更)第4項に定める計算基準日が取引停止期間中である場合には、会社は、払済変額保険(有期型)への変更の請求がなかったものとして取り扱います。

(12) 一時払定額養老保険への変更の取扱

第39条(一時払定額養老保険への変更)第3項に定める請求書類(附則9)を会社が受け付けた日または第39条(一時払定額養老保険への変更)第5項に定める計算基準日が取引停止期間中である場合には、会社は、一時払定額養老保険への変更の請求がなかったものとして取り扱います。

(13) その他の事項に関する取扱

その他、第(1)号から第(12)号までの契約内容の変更に準ずる事項について、請求書類(附則9)を会社が受け付けた場合または計算基準日に準ずる日が取引停止期間中である場合には、会社は、その請求がなかったものとして取り扱います。

- 2 会社は、つぎの第(1)号または第(2)号の場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。
- (1) 第1項の規定により取扱を中止または延期した場合
- (2) 特別勘定資産の正常な評価ができることとなった場合
- 3 取引停止期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。
- (1) 保険金額の計算にあたっては、正常な評価ができなくなった日の前日の積立金額を用います。
- (2) 第(1)号の規定による計算が行われた後に正常な評価ができるようになった際、正常な評価ができるようになった日の積立金額が第(1)号の規定による積立金額を上まわる場合には、正常な評価ができるようになった日の積立金額を用いて計算します。

第 56 条の用語の意義

*1 特別勘定資産

特別勘定で管理されている資産をいいます。本条において同じとします。

*2 繰入日

第4条(特別勘定の指定および変更)第1項による保険料のうち会社の定める方法で計算した特別勘定で運用される部分に対応する金額を特別勘定に繰り入れる日をいいます。

*3 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更された場合には、変更後の金額とします。本条において同じとします。

29 特則

保険料一時払の保険契約に関する特則

保険料一時払の保険契約については、つぎの第(1)号から第(16)号までの規定は適用しません。

- (1) 第8条 (悪性新生物責任開始期)
- (2) 第12条(保険料の払込免除の型)
- (3) 第13条(保険料の払込免除)
- (4) 第14条(保険料の払込を免除しない場合)
- (5) 第15条 (戦争その他の変乱による保険金の削減支払等)第2項
- (6) 第16条(保険金および保険料払込免除の請求手続)第1項第(2)号
- (7) 第17条(保険金の支払の時期および場所等)第7項
- (8) 第18条 (保険料の払込)
- (9) 第19条(保険料の払込方法(経路))
- (10) 第20条(保険料の前納)
- (11) 第21条(払込期月内に保険事故が発生した場合)
- (12) 第22条(年払契約または半年払契約の保険料の未経過部分の取扱)
- (13) 第23条(猶予期間および保険契約の失効)
- (14) 第24条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)
- (15) 第25条(保険料の自動振替貸付)
- (16) 第38条(払済変額保険(有期型)への変更)

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 手術等の意義

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

- ① 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。 なお、介護保険法に定める介護者人保健施設および介護者人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉 施設および有料者人ホームは含まれません。
- ② ①の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設
- 3. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済組合法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
- 4. 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

附則2 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 27 年2月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障	依存症候群	F 15.2
害		
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障	依存症候群	F19.2
害		

附則3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 27 年2月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
□唇、□腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75

分類項目	基本分類コード
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載されたまたは	C81~C96
推定されたもの	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球增加症候群]	D47.5

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類ー腫瘍学(NCC監修) 第3.1 版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類ー腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号

/3・・・悪性、原発部位

/6・・・悪性、転移部位

悪性、続発部位

/9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 1. 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類がO期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 2. 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。
- B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

	元35000000000000000000000000000000000000		
疾病名	疾病の定義		
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥		
	った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病		
	(1) 典型的な胸部痛の病歴		
	(2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化		
	(3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇		
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)によ		
	り脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24 時間以上持続する中枢神経		
	系の脱落症状を引き起こした疾病		

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	121
脳卒中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	l 61
	脳梗塞	I 63

附則4 対象となる就労不能障害状態

つぎの(1)または(2)のいずれかに該当したもの

- (1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件(国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級の状態をいいます。)のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたもの
- (2) 障害状態(附則5)のいずれかに該当したもの

附則5 対象となる障害状態

対象となる障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表(ただし、障害等級1級の第11号および2級の第17号(身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの)を除きます。)と同程度の状態として、下表に定める状態をいいます。

かられる程度のも	らの)を除きます。)と同程度の状態として、下表に定める状態をいいます。		
	(1) つぎのいずれかの状態に該当したもの		
患等によ	・心臓移植を受けたもの		
る障害	・人工心臓を装着したもの		
	・CRT(心臓再同期医療機器)または CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)		
	を装着したもの		
	・永続的な人工透析療法を受けたもの		
	・人工肛門を永久的に造設し、かつ、人工ぼうこうを永久的に造設もしくは尿路変更術を受		
	けたもの		
	・人工肛門を永久的に造設し、かつ、完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時		
	施行を必要とする)状態にあるもの		
	(2) つぎの疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは		
	日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態がその該当した		
	日からその日を含めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの		
	呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、悪性新生物、高血圧		
2.眼の障害	両眼の視力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含		
	めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの		
3.耳の障害	両耳の聴力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含		
	めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの		
4. 平衡機能	平衡機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含め		
の障害	て 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの		
5. そしゃく	そしゃく・嚥下の機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からそ		
機能の障	の日を含めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの		
害	ウェナナルニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
6. 言語機能	音声または言語機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からそ		
の障害	の日を含めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの		
7. 上•下肢	(1) つぎのいずれかの状態に該当したもの		
の障害	・両上肢のおや指を欠き、かつ、両上肢のひとさし指または中指を欠くもの		
	・1上肢のすべての指を欠くもの		
	・両下肢のすべての指を欠くもの・1下肢を足関節以上で欠くもの		
	・ 下放を足関則以上で入へもの		
	以上継続したと医師によって診断されたもの		
	・1上肢の機能に著しい障害を有するもの		
	1 上放のすべての指の機能に著しい障害を有するもの		
	・両上肢のおや指の機能に著しい障害を有し、かつ、両上肢のひとさし指または中指の機能		
	に著しい障害を有するもの		
	・1下肢の機能に著しい障害を有するもの		
	・両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢およ		
	び1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの		
	・四肢の機能に障害を有するもの		
8. 体幹の障	体幹の機能に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含		
書	めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの		
<u> </u>			

(備考)

- 1. 所定の疾患等による障害
 - (1) 「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。
 - (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。
 - (3) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
 - (4) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
 - (5) 「疾患または身体の機能の障害により、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態」とは、疾患・障害別に以下に示す程度のものをいいます。なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔一般状態区分〕

- ア. 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
- イ. 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業(例えば、軽い家事、事務など)は できるもの

- ウ. 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の 50%以上は起居しているもの
- エ. 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自 力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
- オ. 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周 辺に限られるもの

(a) 呼吸器疾患

肺結核	① 胸	① 胸部 X 線所見が日本結核病学会病型分類(以下「学会分類」という。)の I 型(広汎空洞						
	型)、Ⅱ型(非広汎空洞型)またはⅢ型(不安定非空洞型)で病巣の拡がりが3(大)であ							
	るもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたは才に該当するもの							
	② 直前の6か月以内に排菌があり、胸部 X 線所見が学会分類のII型で病巣の拡がりが1							
	(1]	(小) または2(中) であるもので、かつ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの						
じん肺	胸部>	〈線所見がし	^{じん肺法の分類の第4}	4型であ	り、大陰影の	大き	さが1側の肺野の1/	3 以上
	のもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたは才に該当するもの							
呼吸不全	つぎの	つぎのいずれかに該当するもの						
	1 7	ぎのA表の	(i)および(ii)ならて	どにB表	の判定基準を	すべ	て満たすもので、かつ	、一般
	状態	態区分のウ、工または才に該当するもの						
	A表	動脈血ガス	分析值					_
			検査項目		単位		判定基準	
		(j)	動脈血 〇2分日	E	Torr		60 以下	
		(jj)	動脈血 CO2分	王	Torr		51 以上	
	B表	予測肺活量 1 秒率			_			
			検査項目		単位		判定基準	
		予測	川肺活量1秒率		%		30 以下	
	② 常	常時(24 時間)の在宅酸素療法を施行中のもので、かつ、一般状態区分のウ、工または						
	才に該当するもの							
慢性気管	呼吸困難を常に認める。常時とは限らないが、酸素療法を必要とし、一般状態区分のウ、工ま							
支喘息	たは才に該当する場合であって、プレドニゾロンに換算して1日 10mg 相当以上の連用、ま							
	たは 5mg 相当以上の連用と吸入ステロイド高用量の連用を必要とするもの							

(b) 心疾患

弁疾患	① 人工弁を装着術後、なお病状をあらわす臨床所見が5つ以上、かつ、異常検査所見が1
	つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの
	② 異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち2つ以上の所見、かつ、病状をあらわす臨
	床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの
心筋疾患	① 異常検査所見のFに加えて、病状をあらわす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区
	分のウ、工または才に該当するもの
	② 異常検査所見のA、B、C、D、E、Gのうち2つ以上の所見および心不全の病状をあら
	わす臨床所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、エまたは才に該当するもの
虚血性心	異常検査所見が2つ以上、かつ、軽労作で心不全あるいは狭心症などの症状をあらわし、か
疾患(心筋	つ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの
梗塞、狭心	
症)	
難治性不	① 異常検査所見のEがあり、かつ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの
整脈	② 異常検査所見のA、B、C、D、F、Gのうち2つ以上の所見および病状をあらわす臨床
	所見が5つ以上あり、かつ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの
(臨床所見)]

- (臨床所見)

 ① 動悸 ② 呼吸困難 ③ 息切れ

 ④ 胸痛 ⑤ 咳 ⑥ 痰 ⑦ 失神
- 8 チアノーゼ 9 浮腫 ⑩ 頸静脈怒張
- ① ばち状指 ② 尿量減少
- 13 器質的雑音

〔星	見常を	食 查所見〕
	Д	安静時の心電図において、0.2mV 以上の ST の低下もしくは 0.5mV 以上の深い陰性 T 波
		(aVR 誘導を除く。) の所見のあるもの
	В	負荷心電図(6Mets 未満相当)等で明らかな心筋虚血所見があるもの
	О	胸部 X 線上で心胸郭係数 60%以上または明らかな肺静脈性うっ血所見や間質性肺水腫のあ
		るもの
	О	心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性
		異常のあるもの
	П	心電図で、重症な頻脈性または徐脈性不整脈所見のあるもの
	F	左室駆出率 (EF) 40%以下のもの
	G	BNP(脳性ナトリウム利尿ペプチド)が 200pg/mL 相当を超えるもの

(c) 腎疾患

つぎの表①または②のいずれかの判定基準を満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたは才に該当するもの

	検査項目	単位	判定基準
1	内因性クレアチニンクリアランス値	mL/分	20 未満
2	血清クレアチニン濃度	mg/dL	5以上

(注) e G F R(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、 e G F R(単位は $mL/分/1.73m^3$)が 10 未満のときでも上記の判定基準を満たすものとする。

(d) 肝疾患

つぎの表①から⑥までの判定基準を3つ以上満たすもので、かつ、一般状態区分のウ、エまたは才に該当するもの

	検査項目/臨床所見	判定基準
1	血清総ビリルビン(mg/dL)	2以上
2	血清アルブミン(g/dL)(BCG 法)	3.5 以下
3	血小板数(万/μL)	10 未満
4	プロトロンビン時間(PT)(%)	70以下
5	腹水	腹水あり
6	脳症(表1)	I 度以上

表 1 昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項			
I	睡眠-覚醒リズムに逆転。 多幸気分ときに抑うつ状態。 だらしなく、気にとめない態度。	あとで振り返ってみて判定できる。			
П	指南力(時、場所)障害、物をとり違える(confusion)異常行動 (例:お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど)ときに傾眠状態(普通のよびかけで開眼し会話が出来る)無礼な言動があったりするが、他人の指示には従う態度を見せる。	興奮状態がない。 尿便失禁がない。 羽ばたき振戦あり。			
Ш	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態(ほとんど眠っている)。 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示には従わない、または 従えない(簡単な命令には応じえる)。	羽ばたき振戦あり。 (患者の協力がえられる場合) 指南力は高度に障害。			
IV	昏眠 (完全な意識の消失)。 痛み刺激に反応する。	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる。			
V	深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない。				

(e) 血液·造血器疾患

赤血球系•造血 不全疾患(再生 不良性貧血·溶 | A表 血性貧血等)

つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、つぎのB表のうち、いずれか1つ以 上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの

臨床所見

- ① 中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの
- ② 輸血を時々必要とするもの

B表

検査所見

- ① 末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの
 - (i) ヘモグロビン濃度が 9.0g/dL 未満のもの
 - (ii) 網赤血球数が6万/µL未満のもの
- ② 末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの
 - (i) 白血球数が 2,000/μL 未満のもの
 - (ii) 好中球数が 1,000/μL 未満のもの
- ③ 末梢血液中の血小板数が5万/ µL未満のもの

(血小板減少性 紫斑病•凝固因 子欠乏症等)

血栓・止血疾患 │つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以 上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの

- 臨床所見 ① 中度の出血傾向、血栓傾向または関節症状のあるもの
- ② 補充療法を時々行っているもの

B表

検査所見

- ① APTT または PT が基準値の2倍以上のもの
- ② 血小板数が5万/μL未満のもの
- ③ 凝固因子活性が5%未満のもの

白血球系•造血 器腫瘍疾患(白 血病・悪性リン パ腫・多発性骨

髄腫等)

│ つぎのA表のいずれか1つ以上の臨床所見があり、かつ、つぎのB表のいずれか1つ以 上の検査所見があり、かつ、一般状態区分のウ、工または才に該当するもの

臨床所見

- ① 発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾 腫等のあるもの
- ② 輸血を時々必要とするもの
- ③ 継続的な治療が必要なもの

B表

検査所見

- ① 末梢血液中のヘモグロビン濃度が 9.0 g/dL 未満のもの
- ② 末梢血液中の血小板数が5万/μL未満のもの
- ③ 末梢血液中の正常好中球数が 1,000/μL 未満のもの
- ④ 末梢血液中の正常リンパ球数が600/µL未満のもの

(f) 悪性新生物

つぎの表の①から④までの判定基準をすべて満たすもので、かつ、悪性新生物による衰弱または障害のため、 一般状態区分のウ、工または才に該当するもの

	検査項目	単位	判定基準
1	赤血球数	万/mm³	350 未満
2	血色素量	g/dL	10 未満
3	ヘマトクリット	%	25 未満
4	総蛋白	g/dL	5未満

(g) 高血圧

つぎの①または②のいずれかに該当するもの

- ① つぎの(i) から(iv) までをすべて満たす「悪性高血圧症」(単に高血圧のみでは障害の状態とは評価 しない)
- (i)高い拡張期性高血圧(通常最小血圧が120mmHg以上)
- (ii) 眼底所見で、下記の Keith-Wagener 分類のⅢ群以上のもの
- (iii) 腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる。

- (iv) 全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う。
- ② 直前の1年以内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

〔Keith-Wagener 分類〕

Keith-Wagener 分類	眼底所見		
I群	細動脈に軽度の狭細と硬化を認め、眼底所見は軽微である。		
Ⅱ群	眼底はⅠ群に比べて細動脈の変化が著明である。		
Ⅲ群	細動脈に著明な緊張亢進と痙縮が認められ、硬化性変化を含む動脈系の変化は広汎かつ明瞭であるが、これとともに軽度あるいは明白な血管痙縮性網膜症(動脈の著しい狭細、口径不同、網膜浮腫、綿花状白斑、出血、硬性白斑など)がある。		
IV群	網膜細動脈の機能的、器質的狭細とともに、広範囲な血管痙縮性網膜症が 認められる。これとともに計測可能な程度以上の乳頭浮腫がある。		

2. 眼の障害

- (1) 「両眼の視力に著しい障害を有する状態」とは、両眼の視力の和(両眼のそれぞれの視力を別々に測定した 数値を合算したものをいいます。)が O.O8 以下のもの、または両眼の視野が5度以内のものをいいます。
- (2) 眼瞼下垂による視力障害または視野障害は「両眼の視力に著しい障害を有する状態」には該当しません。
- (3) 視力の測定は、万国式試視力表またはそれと同一原理によって作成された試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (4) 視野の測定は、原則ゴールドマン視野計を用いて行います。この場合、中心視野の測定には I / 2の視標を用い、周辺視野の測定には I / 4の視標を用います。

3. 耳の障害

(1) 「両耳の聴力に著しい障害を有する状態」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}$$
 (a+2b+c)

の値が 90 デシベル以上のもの、または 80 デシベル以上かつ最良語音明瞭度(語音明瞭度が最も高い値)が 30%以下のものをいいます。

語音明瞭度
$$=\frac{\text{EYEIRE}}{\text{検査語数}} \times 100(\%)$$

- (2) 聴力の測定は、オージオメータ(JIS 規格またはこれに準ずる標準オージオメータ)で行います。
- (3) 最良語音明瞭度の測定に使用する語音聴力表は、「57s 式語表」あるいは「67s 式語表」とします。

4. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有する状態」とは、脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、閉眼で起立・立位保持が不能または開眼で直線を歩行中に 10 メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度のものをいいます。

5. そしゃく機能の障害

- (1) 「そしゃく・嚥下の機能に著しい障害を有する状態」とは、流動食以外は摂取できないもの、経口的に食物を摂取することができないもの、および、経口的に食物を摂取することが極めて困難なもの(食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、または、一日の大半を食事に費やさなければならない程度のもの)をいいます。
- (2) 歯の障害による場合は、補綴等の治療を行った結果によるものとします。

6. 言語機能の障害

「音声または言語機能に著しい障害を有する状態」とは、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。

- (a) 音声または言語を喪失するか、または音声もしくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの
- (b) 口唇音(ま行音、ぱ行音、ぱ行音等)、歯音・歯茎音(さ行、た行、ら行等)、歯茎硬口蓋音(しゃ、ちゃ、じゃ等)、軟口蓋音(か行音、が行音等)の4種の語音のうち3種以上が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの

7. 上・下肢の障害

- (1) 「1上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1上肢の3大関節(肩関節、ひじ関節および手関節)中いずれか2関節以上が、つぎのいずれかに該当する程度のものをいいます。
 - (a) 不良肢位で強直しているもの
 - (b) 関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - (c) 筋力が著減または消失しているもの

筋力は、徒手による筋力検査によって測定し、つぎの5段階に区別します。((4)の筋力についても同じとします。)

正常	検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減	検者の手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半減	検者の加える抵抗には抗しえないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著減	自分の体部分の重さには抗しえないが、それを排するような体位では自動可能な場合
消失	いかなる体位でも関節の自動が不能な場合

- (2) 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、中手指節関節、近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲がいずれも10度以下のものをいいます。
- (3) 「上肢の指を欠くもの」とは、中手指節関節以上で欠くものをいいます。
- (4) 「1下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、1下肢の3大関節(また関節、ひざ関節および足関節) 中いずれか2関節以上がつぎのいずれかに該当する程度のもの、または一側下肢長が他側下肢長の4分の1以上短縮しているもの(下肢長の測定は、上前腸骨棘と脛骨内果尖端を結ぶ直線距離の計測によります。)をいいます。
 - (a) 不良肢位で強直しているもの
 - (b) 関節の最大他動可動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - (c) 筋力が著減または消失しているもの(測定基準は上肢と同じ)
- (5) 「両下肢のすべての指を欠くもの」とは、両下肢の 10 足指を中足指節関節以上で欠くものをいいます。
- (6) 「1下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。
- (7) 「両上肢の機能もしくは両下肢の機能に相当程度の障害を有するもの、または、1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を有するもの」とは、両上肢の機能もしくは両下肢の機能、または1上肢および1下肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。
- (8) 「四肢の機能に障害を有するもの」とは、四肢の機能の障害により、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴の一部が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

8. 体幹の障害

「体幹の機能に著しい障害を有する状態」とは、体幹の機能の障害により、つぎのいずれかに該当する程度の 障害を有するものをいいます。

- (a) 腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもできない
- (b) 臥位または座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる
- (c) 室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある

附則6 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

附則7 公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

附則8 会社所定の要介護状態

対象となる会社所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが [全部介助または一部介助の状態] に該当し、かつ、下表の③~⑥のうち、 [1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態] または [3項目が全部介助または一部介助の状態] に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する 状態

項目定義		全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行	立った状態から、5m以上歩 行できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに 支えられても歩行できな い。 ・必ず車椅子を使用してい る。 ・寝たきり状態。	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返 り	身体の上に布団等をかけない 状態で横たわり、左右のどち らかに向きを変えることがで きるかどうか。	・何かにつかまっても1人で 寝返りができない。	ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③ 入浴	浴槽の出入りと洗身ができる かどうか。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助 者が支えたりしなければならない。 ・体の一部の洗身を介助者が 行っている。

項目	定義	定義全部介助の状態	
4 排せつ	排せつと排せつ後の後始末が できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかわるすべてを 介助者が行っている。	・排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤ 食事 の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	食器や食物等を工夫して も、介助がなければ困難(小 さく切る、ほぐす等の介助 を含む)。
⑥ 衣服 の着脱	眼前に用意された衣服を着る ことができ、かつ、脱ぐこと ができるかどうか。	介助がなければ1人ではまったくできない。	一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

(備考)

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。
 - ① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 27 年2月 13 日総務省告示第 35 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013 年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー〈Alzheimer〉病の認知症	F00
	F01
ピック <pick>病の認知症</pick>	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ〈Creutzfeldt-Jakob〉病の認知症	F02.1
ハンチントン〈Huntington〉病の認知症	F02,2
ーパーキンソン〈Parkinson〉病の認知症	F02.3
- ヒト免疫不全ウィルス[H I V]病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (FO5) 中のせん妄、	F05.1
認知症に重なったもの	
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの(G31)中の神経系のその	G31.8
他の明示された変性疾患(レヴィ小体型認知症に限ります。)	

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2013 年版)準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁ー意識の程度は動揺しやすいーに加えて、錯覚・幻覚をともない不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

(1) 時間の見当識障害

:季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

- (2) 場所の見当識障害
 - : 今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
 - : 日頃接している周囲の人の認識ができない。

附則9 請求書類

[]] 保険金等の請求の場合

[] 保険金等の請求の場合	エルナー
請求項目	手続書類
	(1) 請求書*
	(2) 医師の死亡診断書または死体検案書*
	(3) 被保険者の住民票
	(4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本
死亡保険金	(5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書
	(6) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは
	任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(7) 最終の保険料領収証
	(8) 保険証券
	(1) 請求書*
	(2) 医師の診断書*
	(3) 被保険者の住民票
	(4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本
高度障害保険金	(5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書
	(6) 高度障害保険金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見も
	しくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(7) 最終の保険料領収証
	(8) 保険証券
	(1) 請求書*
	(2) 被保険者の住民票
	(3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本
 	(4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書
満期保険金 	(5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしく
	は任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(6) 最終の保険料領収証
	(7) 保険証券
	(1) 請求書*
	(2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証す
	る書類
	(3) 被保険者が国民年金法に基づき障害基礎年金の支給要件に該当したと
	認定された場合、その旨を証する書類
	(4) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果
(P)除业共 3 名)除	通知書または介護保険被保険者証
保険料払込免除 	(5) 手術を受けた病院または診療所の手術証明書*
	(6) 医師の診断書*
	(7) 被保険者の住民票
	(8) 保険契約者にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後
	見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(9) 最終の保険料領収証
	(1O) 保険証券
	(1) 請求書*
	(2) 被保険者の住民票
解約返戻金	(3) 保険契約者の印鑑証明書
	(4) 最終の保険料領収証
	(5) 保険証券
	(1) 請求書*
+77.45.74.74.74.74	(2) 保険契約者の印鑑証明書
契約者貸付 	(3) 最終の保険料領収証
	(4) 保険証券
L	CONTRIBUTION CONTR

(備考)

- 1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
- 2. 上記の書類は、会社に提出してください。

- 3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
- 4. 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下、「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または労働基準法施行規則第42条(遺族補償を受ける者)等に規定する遺族補償を受けるべき者(以下、「受給者」といいます。)に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第(1)号または第(2)号のいずれかおよび第(3)号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

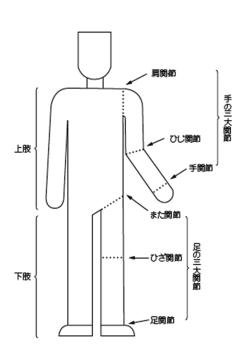
請求項目	手続書類			
特別勘定まだは特別勘定の繰入 割合の変更 積立金の移転	(1)請求書*(2)保険契約者の印鑑証明書(3)最終の保険料領収証(4)保険証券			
保険契約の復活	(1) 申込書*(2) 被保険者についての告知書*			
契約内容の変更 (1) 基本保険金額の減額 (2) 払済変額保険(有期型)への変更 (3) 一時払定額養老保険への変更 (4) 保険料払込方法〈回数〉の変更	(1)請求書*(2)保険契約者の印鑑証明書(3)最終の保険料領収証(4)保険証券			
会社への通知による保険金の受取人の変更 保険契約者および死亡保険金受取人が法人の場合の取扱	(1)請求書*(2)被保険者の同意を証する書類(3)保険契約者の印鑑証明書(4)保険証券			
遺言による保険金の受取人の変更	(1) 請求書*(2) 被保険者の同意を証する書類(3) 遺言書(4) 保険契約者の相続人であることを証する書類(5) 保険証券			
保険契約者の変更	(1) 請求書*(2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書(3) 保険証券			
債権者等により保険契約が解約 される場合の取扱	(1) 請求書* (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類			

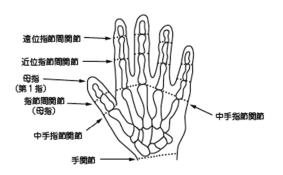
(備考)

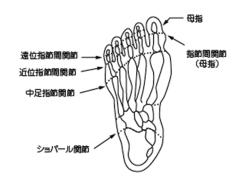
1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

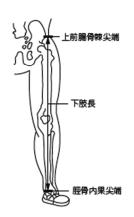
附則 10 身体部位の名称図(変額保険(有期型)用)

<身体部位の名称図>









リビング・ニーズ特約条項 目次

第1条 特約の締結および責任開始期

第2条 保険金の支払

第3条 保険金を支払わない場合

第4条 保険金の請求、支払時期および支払場所

第5条 特約の復活

第6条 告知義務および告知義務違反

第7条 重大事由による解除

第8条 特約の解約

第9条 解約返戻金

第 10 条 債権者等により特約が解約される場合 の取扱

第11条 特約の復旧

第12条 特約の自動更新等

第13条 特約保険金受取人

第14条 特約の消滅

第15条 契約者配当

第16条 管轄裁判所

第 17 条 主契約に付加されている他の特約の取 扱

第18条 主約款の規定の準用

第19条 主契約に質権が設定される場合の特則

第20条 主契約等に特別条件付保険特約が付加 されている場合の特則

第21条 主契約に介護保障移行特約、介護年金 移行特約または介護前払特約が付加され た場合の特則

第22条 平成17年1月1日以前に締結された この特約が更新された場合の特則

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則 請求書類

リビング・ニーズ特約条項

第1条(特約の締結および責任開始期)

- 1 この特約は主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際または主契約の責任開始期後、主契約の被保険者(以下、「被保険者」といいます。)の同意を得て主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)の申出により主契約に付加して締結します。(精1)
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の責任開始期後に会社がこの特約を付加した場合には、その日とします。

第1条の補則

補1 主契約が会社の定める医療保険である場合には、この特約は、被保険者の死亡により保険金または家族年金が支払われる会社の定める特約とあわせて主契約に付加されることを要します。

第2条 (保険金の支払)

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、会社の定める金額の範囲内で、死亡保険金額(*1)の一部または全部を被保険者に支払います。(**1)(**2)
- 2 この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により、余命期間相当分の利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 3 この特約の保険金が支払われた場合には、つぎの第(1)号および第(2)号に定めるところにより取り扱います。(補 3)
- (1) 第1項に定める金額の一部が支払われた場合、支払われた保険金額と同額の死亡保険金額が、請求書類(附則)が会社に到達した日(以下、「請求日」といいます。)にさかのぼって減額されたものとして取り扱います (補4)(補5)。この場合、減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。
- (2) 第1項に定める金額の全部が支払われた場合、主契約は請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 4 この特約の保険金の支払がなされる前に主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定める保険金 (*2)の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。(補6)
- 5 この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、この特約により支払った保険金額については、会社は、これを支払いません。

第2条の補則

- 補1 主契約に会社の定める特約が付加されている場合、保険契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があったときは、主契約および主契約に付加されている会社の定める特約の 死亡保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払います。
- 補2 この特約が積立利率変動型の保険に付加されている場合で、この特約の保険金の支払が行われるときは、請求日の死亡保険金額に対するこの特約の保険金額の割合と同じ割合で増加死亡保険金も支払われます。

- 補3 この特約が生存給付金特則の付加された米国ドル建終身保険に付加されている場合で、この特約の保険金として主契約の死亡保険金額の一部または全部が支払われた後、この特約の保険金の受取人(以下、「特約保険金受取人」といいます。)が請求日からその日を含めて6か月以内に生存給付金支払日が到来するときは、その生存給付金についてはつぎの[1]および[2]のとおり取り扱います。
 - [1] 主契約の死亡保険金額の一部が支払われたときは、その生存給付金支払日に支払われる生存給付金の金額については、主契約の死亡保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。
 - [2] 主契約の死亡保険金額の全部が支払われたときは、その生存給付金支払日に生存給付金の支払事由に該当したときに限り生存給付金を支払います。この場合、生存給付金の金額については、主契約が消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、主約款の規定により生存給付金を自動的に据え置く取扱は行いません。
- 補4 つぎの[1]から[3]までのいずれかに該当する場合には、この特約の保険金額の支払による死亡 保険金額の減額については、それぞれつぎの[1]から[3]までに定めるとおり取り扱います。
 - [1] この特約が逓増定期保険に付加されている場合 支払った保険金額に対応する主契約の基準保険金額を減額したものとして取り扱います。
 - [2] この特約が初期災害保障型終身保険(低解約返戻金型)に付加されている場合 支払った保険金額に対応する主契約の基本保険金額を減額したものとして取り扱います。
 - [3] この特約が被保険者の死亡により家族年金が支払われる保険に付加されている場合またはこの特約が付加されている主契約に被保険者の死亡により家族年金が支払われる特約が付加されている場合

この特約の保険金額の支払により家族年金の現価の額の一部または全部が支払われるときは、 その主約款または特約条項の年金の一時支払に関する規定に定めるところにより減額したもの として取り扱います。

- 補5 この特約が積立利率変動型の保険に付加されている場合で、この特約の保険金の支払が行われるときは、増加死亡保険金額は請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。
- 補6 主約款または特約条項に定める高度障害保険金、高度障害年金、特定疾病保険金または介護保 険金の請求を受けた場合で、主約款または特約条項の規定により高度障害保険金、高度障害年金、 特定疾病保険金または介護保険金が支払われないときは、この特約の保険金を支払います。

第2条の用語の意義

*1 死亡保険金額

会社の定める主契約および特約の死亡保険金の額(名称の如何を問いません。)を合算した金額をいい、主契約および特約の家族年金の現価の額を含みます。この場合、主契約および特約の死亡保険金の額ならびに主契約および特約の家族年金の現価の額は、つぎの[1]から[3]までに定める日における額とします。また、この特約が積立利率変動型の保険に付加されている場合には、増加死亡保険金額を含みません。本条において同じとします。

- [1] 逓増定期保険の死亡保険金の額 請求日における額
- [2] [1]以外の会社の定める主契約および特約の死亡保険金の額 請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における額。ただし、請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日が保険期間の満了日をこえる場合には、保険期間の満了日における額とします。
- [3] 主契約および特約の家族年金の現価の額 請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の家族年金の全部の現価の額 (主約款および特約条項の年金の一時支払に関する規定に定める現価の額)
- *2 主約款に定める保険金

生存給付金は含まれません。また、主契約が会社の定める医療保険である場合には、「被保険者の死亡により保険金または家族年金が支払われる会社の定める特約の特約条項に定める保険金または年金」とします。本条において同じとします。

第3条(保険金を支払わない場合)

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第2条(保険金の支払)第1項の規定に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

第4条(保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 1 特約保険金受取人は、この特約の保険金を請求する場合には、請求書類(附則)を会社に提出してください。
- 2 特約保険金受取人がこの特約の保険金を請求する場合で、つぎの第(1)号から第(3)号までのいずれかのときは、 それぞれの保険または特約にかかるこの特約の保険金の請求ができる期間はそれぞれつぎのとおりとします。

項目 それぞれの保険または特約にかかるこの特約の保険金の請求ができる期間 (1) この特約が保険期間が定期の会社の定める死亡保険または特定疾病保障保険に付加されている場合 (補1)

LEI	それぞれの保険または特約にかかるこの特約の保険金 の請求ができる期間
より保険金または家族年金か支払われる保険期间か 定期の会社の定める特約が付加されている場合	生記のそれぞれの特別の保険期间減」時の12か月削まで (補3)
(3) この特約が豪ドル建年金支払型積立保険(積立利率 市場連動期間付)に付加されている場合	主契約の第1保険期間満了時の6か月前まで

3 この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等(給付の名称の如何を問いません。)の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第4条の補則

- 補1 つぎの[1]および[2]の場合には、第2項に定めるこの特約の保険金の請求ができる期間の制限はありません。
 - [1] この特約が払済保険に変更された逓増定期保険に付加されている場合
 - [2] この特約が払済保険に変更された介護保障定期保険に付加されている場合
- 補2 主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、この特約の保険金の請求ができる期間は、主契約の自動更新期間満了時または他の保険契約に変更後の保険期間満了時の12か月前までとします。
- 補3 第2項第(2)号の特約が更新または他の特約等に変更され継続する場合には、この特約の保険金の請求ができる期間は、第2項第(2)号の特約の自動更新期間満了時または他の特約等に変更後の保険期間満了時の12か月前までとします。

第5条 (特約の復活)

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申出がない場合には、この特約も同時に復活の請求があったものとします。「^{補1}
- 2 会社が復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第5条の補則

補1 主契約が会社の定める医療保険である場合には、主契約および被保険者の死亡により保険金または家族年金が支払われる会社の定める特約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

第6条(告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の 告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第7条(重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第8条 (特約の解約)

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 第1項の規定によってこの特約が解約された場合には、保険証券に表示します。

第9条(解約返戻金)

この特約には解約返戻金はありません。

第10条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)

- 1 第8条(特約の解約)の規定のほか、この特約が付加されている主契約が債権の担保となっている場合等においては、債権者等(*1)が会社に通知することにより、この特約の解約を行うことがあります。
- 2 第1項の場合の取扱については、主約款の規定を準用します。

第10条の用語の意義

差押債権者、破産管財人その他保険契約者以外の者でこの特約を解約できる者をいいます。

第11条(特約の復旧)

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申出がない場合には、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。(補1)
- 2 会社が復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第11条の補則

補1 主契約が会社の定める医療保険である場合には、主契約および被保険者の死亡により保険金または家族年金が支払われる会社の定める特約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとします。

第12条(特約の自動更新等)

この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの第(1)号から第(4)号までに定めるところにより取り扱います。(精1)

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日(以下、「更新日」といいます。)に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 第(1)号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約(以下、本条において「他の特約等」といいます。)に変更され継続するものとします。
- (3) 第(1)号または第(2)号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第6条(告知義務および告知義務違反) および第10条(債権者等により特約が解約される場合の取扱)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- (4) 第(1)号から第(3)号までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第12条の補則

補1 主契約が会社の定める医療保険である場合には、被保険者の死亡により保険金または家族年金 が支払われる会社の定める特約について本条の規定を適用します。

第 13 条(特約保険金受取人)

- 1 保険契約者は、特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 2 第1項の規定にかかわらず、保険契約者が法人で、かつ、主約款の規定により、主契約の高度障害保険金^(*1) の受取人が保険契約者に変更された場合には、特約保険金受取人は保険契約者となります。^(補1)
- 3 第2項の場合、保険契約者が主契約の死亡保険金 (*2) の一部の受取人であるときは、その受取割合に応じた金額を保険契約者に支払います。

第13条の補則

補1 主契約が初期災害保障型終身保険(低解約返戻金型)である場合には、保険契約者が法人かつ 主契約の死亡保険金受取人で、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があったときは、特約保 険金受取人は保険契約者となります。

第 13 条の用語の意義

*1 主契約の高度障害保険金

主契約の高度障害年金を含みます。また、主契約が会社の定める医療保険である場合には、「被保険者の死亡により保険金または家族年金が支払われる会社の定める特約の高度障害保険金または高度障害年金」とします。

*2 主契約の死亡保険金 主契約の家族年金を含みます。

第14条(特約の消滅)

つぎの第(1)号から第(3)号までのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅するものとします。^(補1)

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第14条の補則

補1 主契約が会社の定める医療保険である場合には、第(1)号または第(2)号に定めるほか、主契約に付加されている被保険者の死亡により保険金または家族年金が支払われる会社の定める特約がすべて消滅したときに、この特約は消滅するものとします。

第 15 条(契約者配当)

この特約に対しては契約者配当はありません。

第16条(管轄裁判所)

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 17条(主契約に付加されている他の特約の取扱)

この特約が付加された主契約に付加されている他の特約については、つぎの第(1)号および第(2)号に定めるところによります。(精1)

(1) 被保険者の余命が6か月以内と判断され、死亡保険金額 (*1) の一部が支払われた場合 この特約の保険金として支払の対象となる特約以外の各特約は減額されることなく継続するものとします。

- (2) 被保険者の余命が6か月以内と判断され、死亡保険金の全部が支払われたことにより主契約が消滅した場合
 - ① 主契約に付加されている他の特約は消滅します。この場合、特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。
 - ② ①の規定にかかわらず、第4条(保険金の請求、支払時期および支払場所)第2項第(2)号の規定によりこの特約の保険金の請求を行うことができない各特約が、被保険者の余命が6か月以内と判断され死亡保険金の全部が支払われ主契約が消滅したことにより消滅した場合には、その特約の責任準備金を特約保険金受取人に支払います。
 - ③ 主契約に付加されているつぎのア.からカ.までの特約が、各特約の被保険者の入院中に、被保険者の余命が6か月以内と判断され死亡保険金の全部が支払われ主契約が消滅したことにより消滅した場合には、各特約の消滅後継続したその入院については各特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の給付金日額は、各特約が消滅した日のそれと同額とします。
 - ア. 新医療保険特約
 - イ. 新医療成人病特約
 - ウ. 新医療女性疾病入院特約
 - エ. 新医療がん特約
 - 才. 新医療入院一時金特約
 - 力. 新医療長期入院特約
 - ④ 主契約に付加されている新医療通院特約については、つぎに定めるところによります。
 - ア. 新医療通院特約が、新医療通院特約条項に定める通院期間中に、被保険者の余命が6か月以内と判断され 死亡保険金の全部が支払われ主契約が消滅したことにより消滅した場合には、新医療通院特約の消滅後のそ の通院期間中の通院については、新医療通院特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。この場合の 通院給付金日額は、新医療通院特約が消滅した日のそれと同額とします。
 - イ. ③の規定により新医療保険特約の保険期間中の入院とみなされる入院の退院後の通院期間中の通院については、新医療通院特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。この場合の通院給付金日額は、新医療通院特約が消滅した日のそれと同額とします。

第17条の補則

補1 主契約が会社の定める医療保険である場合には、本条の規定は適用しません。

第17条の用語の意義

*1 死亡保険金額

会社の定める主契約および特約の死亡保険金の額(名称の如何を問いません。)を合算した金額をいい、主契約および特約の家族年金の現価の額を含みます。この場合、主契約および特約の死亡保険金の額ならびに主契約および特約の家族年金の現価の額は、つぎの[1]から[3]までに定める日における額とします。また、この特約が積立利率変動型の保険に付加されている場合には、増加死亡保険金額を含みません。

- [1] 逓増定期保険の死亡保険金の額 請求日における額
- [2] [1]以外の会社の定める主契約および特約の死亡保険金の額 請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における額。ただし、請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日が保険期間の満了日をこえる場合には、保険期間の満了日における額とします。
- [3] 主契約および特約の家族年金の現価の額 請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の家族年金の全部の現価の額 (主約款および特約条項の年金の一時支払に関する規定に定める現価の額)

第 18 条 (主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主契約の規定を準用します。

第 19 条(主契約に質権が設定される場合の特則)

- 1 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第20条(主契約等に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則)

主契約または主契約に付加されている被保険者の死亡により保険金または家族年金を支払う会社の定める特約(本条において「主契約等」といいます。)に特別条件付保険特約が付加されている場合において、請求日が特別条件付保険特約条項に定める保険金削減期間中であるときは、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険金の額にこの特約の保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。
- (2) この特約の保険金の支払により減額する死亡保険金額(*1)は、第(1)号に定める割合を乗じなかった金額とします。

第20条の用語の意義

* 1 死亡保険金額

会社の定める主契約および特約の死亡保険金の額(名称の如何を問いません。)を合算した金額をいい、主契約および特約の家族年金の現価の額を含みます。この場合、主契約および特約の死亡保険金の額ならびに主契約および特約の家族年金の現価の額は、つぎの[1]から[3]までに定める日における額とします。また、この特約が積立利率変動型の保険に付加されている場合には、増加死亡保険金額を含みません。

- [1] 逓増定期保険の死亡保険金の額 請求日における額
- [2] [1]以外の会社の定める主契約および特約の死亡保険金の額 請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における額。ただし、請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日が保険期間の満了日をこえる場合には、保険期間の満了日における額とします。
- [3] 主契約および特約の家族年金の現価の額 請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の家族年金の全部の現価の額 (主約款および特約条項の年金の一時支払に関する規定に定める現価の額)

第21条(主契約に介護保障移行特約、介護年金移行特約または介護前払特約が付加された場合の特則)

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約、介護年金移行特約または介護前払特約が付加された場合には、つぎの第(1)号または第(2)号に定めるところにより取り扱います。

- (1) この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合またはこの特約が付加されている主契約が介護年金移行特約により介護年金支払に移行した場合には、移行部分についてこの特約は消滅します。
- (2) この特約を介護前払特約または介護年金移行特約とあわせて主契約に付加した場合で、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約または介護年金移行特約の介護年金の請求を重ねて受けたときは、介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護年金は支払いません。

第22条(平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則)

平成 17 年1月1日以前に締結されたこの特約が第 12 条(特約の自動更新等)の規定により更新された場合には、つぎの第(1)号から第(4)号までに定めるとおり取り扱います。

- (1) 特約保険金受取人である被保険者がこの特約の保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第(3)号の規定により変更指定したつぎの者(以下、「指定代理請求人」といいます。)が、請求書類(附則)および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、被保険者の代理人としてこの特約の保険金の請求をすることができます。
 - ① 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族
- (2) 第(1)号の規定により、会社がこの特約の保険金を被保険者の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 保険契約者が本号の変更を請求するときは、請求書類(附則)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - ② 本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
- (4) 第3条(保険金を支払わない場合)に定めるほか、指定代理請求人の故意により第2条(保険金の支払)第1項に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則

この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(保険金の支払)用語の意義「*1死亡保険金額」をつぎのとおり読み替えます。
 - 「*1 死亡保険金額

会社の定める主契約および特約の死亡保険金の額(この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合には基本保険金額、変額保険(有期型)を一時払定額養老保険に変更した場合には保険金額とし、名称の如何を問いません。)を合算した金額をいい、主契約および特約の家族年金の現価の額を含みます。この場合、主契約および特約の死亡保険金の額ならびに主契約および特約の家族年金の現価の額は、つぎの[1]から[3]までに定める日における額とします。また、この特約が積立利率変動型の保険に付加されている場合には、増加死亡保険金額を含みません。本条において同じとします。

- [1] 逓増定期保険の死亡保険金の額 請求日における額
- [2] [1]以外の会社の定める主契約および特約の死亡保険金の額 請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における額。ただし、請求日からその日を含めて6か 月の期間の満了日が保険期間の満了日をこえる場合には、保険期間の満了日における額とします。

הוו

[3] 主契約および特約の家族年金の現価の額

請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の家族年金の全部の現価の額(主約款および特約条項の年金の一時支払に関する規定に定める現価の額)」

(2) 主契約が一時払定額養老保険に変更された場合を除き、この特約の保険金を支払う場合で、この特約の請求日における積立金額が基本保険金額を上まわるときは、当該積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額(*1)の割合を乗じた金額を、第2条(保険金の支払)第2項に定める支払額に加算して支払います。ただし、主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に定める保険金削減支払期間内にこの特約の保険金の請求があった場合で、この特約の請求日における積立金額が特別条件付保険特約条項に定める割合を乗じた基本保険金額を上回るときは、当該積立金額から特別条件付保険特約条項に定める割合を乗じた基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する指定保険金額の割合を乗じた金額を、第2条(保険金の支払)第2項に定める支払額に加算して支払います。

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則の用語の意義

*1 指定保険金額

会社の定める取扱範囲内で、主契約の基本保険金額のうち、特約保険金受取人が指定した金額をいいます。本条において同じとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則 請求書類

[]] 保険金の請求の場合

1.7		
胡水块日		
	(1) 請求書*	
	(2) 医師の診断書*	
	(3) 被保険者の住民票	
	(4) 特約保険金受取人の戸籍抄本	
この特約の保険金請求	(5) 特約保険金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見	
この行動の大阪亜語水	もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求	
	めた場合)	
	(6) 被保険者の印鑑証明書(被保険者が請求する場合)	
	(7) 最終の保険料領収証	
	(8) 保険証券	
	(1) 請求書*	
	(2) 医師の診断書*	
	(3) 被保険者の住民票	
	(4) 指定代理請求人の戸籍抄本	
	(5) 指定代理請求人の住民票	
第 22 条によるこの特約の保険金の指定代理	(6) 指定代理請求人の印鑑証明書	
請求	(7) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見も	
	しくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求め	
	た場合)	
	(8) 最終の保険料領収証	
	(9) 保険証券	

(備考)

- 1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
- 2. 上記の書類は、会社に提出してください。
- 3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

(A) C12103 W0003112890				
請求項目	手続書類			
	(1) 請求書*			
第 00 名による指向は囲きまして亦再指向	(2) 保険契約者の印鑑証明書			
第 22 条による指定代理請求人の変更指定	(3) 保険証券			
	(4) 指定代理請求人の住民票			

(備考)

1. 前表と同じとします。

特別条件付保険特約条項 目次

第1条 特約の適用

第2条 特別条件

第3条 契約内容の変更の制限

第4条 特別保険料領収法の条件を付加した保険

契約の解約返戻金

第5条 積立利率変動型終身保険または低解約返

戻金型積立利率変動型終身保険に付加さ

れている場合の特則

第6条 特約の消滅

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則

特別条件付保険特約条項

第1条(特約の適用)

主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)または特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないと認めたときは、会社は、この特約を主契約に付加して適用します。

第2条(特別条件)

- 1 この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。
- (1) 保険金・給付金削減支払法
 - ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡しまたは高度障害状態(別表1)に該当し、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日(特約が中途付加されたときは、その特約の責任開始の日)または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故(別表2)または感染症(別表10)である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

CANCEST CAMP OF					
経過期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%				
2年	30%	60%		_	
3年	25%	50%	75%	1	1
4年	20%	40%	60%	80%	_
5年	15%	30%	45%	60%	80%

- イ. 会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が入院または手術を受け、主約款または特約条項の規定により 給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額に前ア. に定める割合を乗じて得た額を基準として、 給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故(別表2)または感染症(別表10)である場合には、 支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。
- (2) 特別保険料領収法

保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。なお、主約款または特約条項の規定によって主契約または特約の保険料の払込が免除された場合は、その主契約または特約の保険料についての特別保険料の払込を免除します。

(3) 特定部位 • 特定疾病不担保法

別表6に定める身体部位および特定疾病のうち、会社が指定した部位に生じた疾病または会社が指定した疾病(これと医学上重要な因果関係があると会社が認めた疾病を含みます。)の治療を目的とする入院または手術については、給付金を支払いません。ただし、感染症(別表 10)の治療を目的とする入院または手術の場合を除きます。

また、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

- 2 前項第1号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により年金月額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第1号ア.の規定を準用します。
- 3 第1項第1号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により特定疾病保険金または特約特定疾病保険金を支払う場合には、これらについても第1項第1号ア、の規定を準用します。

第3条 (契約内容の変更の制限)

- 1 この特約が付加された保険契約については、主約款および特約条項に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。
- (1) 払済保険への変更(保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限ります。)

- (2) 延長定期保険への変更
- (3) 原保険契約への復旧
- (4) 主契約または特約の保険期間の変更
- (5) 保険料払込期間の変更
- (6) 新医療保険の保険期間満了時における保険期間の延長
- (7) 米国ドル建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ
- 2 主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号の取扱を行います。
- 3 この特約が付加されている保険契約における主契約または特約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 前条第1項第1号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款または特約条項の規定にかかわらず、主契約または特約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の主契約または特約には更新前に付加した特別条件は適用されません。
- (2) 前条第1項第2号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の主契約または特約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の主契約または特約の保険期間に基づいて計算します。

第4条(特別保険料領収法の条件を付加した保険契約の解約返戻金)

この特約により特別保険料領収法の条件を付加した場合で、特別保険料に対する解約返戻金があるときは、特別保険料に対する解約返戻金を、主約款または特約条項の規定による解約返戻金に加算して取り扱います。

第5条(積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特別条件)第1項第1号ア。中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 第3条(契約内容の変更の制限)第1項第1号をつぎのとおり読み替えます。
 - 「(1) 払済保険への変更(特別保険料の払込期間中、保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限ります。)」

第6条 (特約の消滅)

会社が、第2条(特別条件)第1項に定める条件が付加されている主契約または特約について、被保険者の健康 状態その他が会社の定める標準に適合することを承諾した場合、この特約は将来に向かって消滅します。

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則

この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特別条件)第1項第1号ア. をつぎのとおり読み替えます。
 - 「ア. 会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡しまたは高度障害状態(別表1)に該当し、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の規定により保険金が支払われるときは、契約日または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき基本保険金額に次表に定める割合を乗じた金額または積立金額のいずれか大きい金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故(別表2)または感染症(別表10)である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

スロッ・と体内並の主張とスログ・スフ。						
保強消滅期間	経過期間	1年以内	1 年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年		50%	1	1	1	1
2年		30%	60%	_	_	_
3年		25%	50%	75%	_	_
4年		20%	40%	60%	80%	_
5年		15%	30%	45%	60%	80%

(2) 第3条(契約内容の変更の制限)第1項第1号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 払済変額保険(有期型))への変更(特別保険料の払込期間中、保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限ります。)または一時払定額養者保険への変更(保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限ります。)」

(3) 特別保険料は、特別勘定による運用はしません。

約款-49

約

特定障害不担保特約条項目次

第1条 特約条項の適用

第2条 不担保とする特定障害

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則

第3条 主契約または特約が更新される場合等の

特則

特定障害不担保特約条項

第1条(特約条項の適用)

主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)およびつぎの各号に定める特約を主契約に付加して締結する際、被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約の普通保険約款(主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下、「主約款等」といいます。)のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 平準定期保険特約
- (2) 無解約返戻金型平準定期保険特約
- (3) 災害死亡給付特約
- (4) 傷害特約
- (5) 疾病障害による保険料払込免除特約
- (6) 家族収入特約
- (7) 特定疾病保障終身保険特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 終身保険特約
- (10) 高度障害療養加算型家族収入特約(保険料払込中無解約返戻金型)
- (11) 米国ドル建特定疾病保障終身保険特約(低解約返戻金型)
- (12) 認知症保障終身特約 (無解約返戻金型)
- (13) 米国ドル建認知症保障終身特約 (無解約返戻金型)
- (14) 就労不能障害特約 (無解約返戻金型)

第2条(不担保とする特定障害)

この特約により不担保とする特定障害(以下、「特定障害」といいます。)は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主約款等に定める高度障害状態または身体障害の状態(これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。)のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める高度障害保険金、高度障害年金(高度障害療養加算年金を含みます。以下、同じとします。)、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金(特約高度障害療養加算年金を含みます。以下、同じとします。)および障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金、高度障害年金、特約高度障害保険金、災害高度障害保険金、特約高度障害年金および障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

(2) 聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款等に定める障害給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。

第3条(主契約または特約が更新される場合等の特則)

- 1 この特約条項が適用される主契約または特約が更新され継続するときは、更新後の主契約または特約について もこの特約条項を適用します。この場合、更新後の主契約または特約に適用される特定障害は、更新前の主契約ま たは特約における特定障害と同一とします。
- 2 前項の規定は、つぎの各号に定める場合に準用します。
- (1) 主約款等の規定により、主契約または特約が更新の取扱に準じて会社の定める他の保険契約または特約に変更され継続するとき
- (2) 主契約が新医療保険の場合で、主約款等に定める保険期間満了時における保険期間の延長の規定により、主契約または特約の保険期間を延長するとき

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則

この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合には、第2条(不担保とする特定障害)をつぎのとおり読

「第2条(不担保とする特定障害)

この特約により不担保とする特定障害(以下、「特定障害」といいます。)は、視力障害または聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 視力障害

被保険者が主約款に定める高度障害状態、就労不能障害状態または身体障害の状態(これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。)のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」、「面眼の視力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの」または障害基礎年金の支給要件のうち1級の第1号もしくは2級の第1号に該当したと認定されたものに該当し、主約款に定める高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、高度障害保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。

(2) 聴力障害

被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「両耳の聴力に著しい障害を有する状態に該当し、その状態がその該当した日からその日を含めて 180 日以上継続したと医師によって診断されたもの」または障害基礎年金の支給要件のうち 1 級の第2号もしくは2級の第2号に該当したと認定されたものに該当し、主約款に定める保険料の払込の免除事由が生じた場合でも、会社は、保険料の払込免除を行いません。」

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 選択することができる支払方法

第3条 年金基金の設定または保険金等の据置

第4条 年金受取人または据置保険金等の受取人

第5条 年金証書および据置保険金等にかかる証

書

第6条 年金支払日

第7条 据置期間

第8条 年金の種類

第9条 据置の内容

第10条 年金の分割支払

第11条 年金または据置保険金等の一時支払

第12条 年金、死亡一時金および据置保険金等 の請求、支払の手続

第13条 法定相続人または死亡一時金受取人の

代表者

第14条 成年後見等の開始

第15条 特約の内容変更

第16条 特約の解約

第17条 特約の消滅

第17条の2 重大事由による解除

第 18 条 年金受取人および据置保険金等の受取

人に対する貸付

第19条 年齢の計算

第20条 年齢および性別の誤りの処理

第21条 契約者配当

第22条 管轄裁判所

第23条 主約款の規定の準用

第24条 積立利率変動型終身保険に付加された 場合の特則

第25条 低解約返戻金型積立利率変動型終身保

険に付加された場合の特則

第26条 米国ドル建終身保険に付加されている 場合の特則

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取 人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条(特約の締結)

- 1 この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人(以下、「保険金等の受取人」といいます。)の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結する ものとします。
- 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条(選択することができる支払方法)

- 1 この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。
- (1) 年金支払。ただし、つぎの種類に限ります。
 - ア. 保証期間付夫婦連生終身年金
 - イ. 保証期間付終身年金
 - ウ. 確定年金(年金支払期間指定型)
 - 工. 確定年金(年金額指定型)
- (2) 据置支払
- 2 前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める方法により計算される年金額または据え置かれる保険金等の額が、会社所定の金額以上であることを要します。
- 3 第1項第1号ア. に定める支払方法を選択するには、第8条(年金の種類)第1項第1号に定める配偶者の同意を得ることを要します。

第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または 一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそ れらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとします。ただし、第1号においてア.の保険金が支払

われない場合または第2号においてア. の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。

- (1) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
 - ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金(ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。)
 - イ. 主契約に付加された特約の給付金
 - ウ. 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
 - エ. その他、前ア. の保険金の支払時に会社が支払う金額
- (2) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計
 - ア. 主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)または特約条項の固有の解約または減額の規定により行われた主契約または主契約に付加されている特約の解約または減額による解約返戻金。ただし、それぞれつぎの日に行われる解約または減額による解約返戻金に限るものとします。
 - ① 主契約については、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後(主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後)に到来する主契約の契約応当日
 - ② 主契約に付加されている特約については、その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年経過後(その特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて5年よりもその特約の保険料払込期間が短い場合には、その特約の保険料払込期間経過後)に到来する主契約の契約応当日
 - イ. 前ア. に伴うまたは前ア. と同時に行われた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による 解約返戻金
 - ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金
 - エ. その他前ア. の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額
 - オ. 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
- 3 前項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険および米国ドル建年金支払型 特殊養老保険の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額 による解約返戻金は、据置支払については、前項第2号ア、に定める金額に当たりません。

第4条(年金受取人または据置保険金等の受取人)

- 1 この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第8条(年金の種類)第1項第1号に定める保証期間付夫婦連生終身年金および同条同項第2号に定める保証期間付終身年金の取扱をしません。
- (2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合 ……年金開始日において会社の定めた範囲内の年齢である主契約の保険契約者とします。
- 2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等(以下、「据置保険金等」といいます。)の受取人(以下、「据置保険金等の受取人」といいます。)は、その保険金等の受取人とします。
- 3 この特約の年金受取人および据置保険金等の受取人を前2項に定める者以外の者に変更することはできません。

第5条(年金証書および据置保険金等にかかる証書)

- 1 第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。
- 2 第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

第6条(年金支払日)

ます。

- 1 第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日(以下、「年金開始日」といいます。)を任意に定めることができます。
- 2 第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)第2項第2号ア.に定める解約または減額の日とします。
- 3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第7条(据置期間)

据置保険金等を据え置く期間(以下、「据置期間」といいます。)は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

第8条 (年金の種類)

- 1 年金の種類はつぎの各号のいずれかとし、この特約の締結の際、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の、保 険金等の支払事由発生後は年金受取人の申し出によって定めます。
- (1) 保証期間付夫婦連生終身年金 あらかじめ定めた一定期間(以下、「保証期間」といいます。)中、およびその期間経過後において年金受取人

の生存期間中、一定の年金(以下、「夫婦年金」といいます。)を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者(以下、「配偶者」といいます。)が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または 年金受取人が死亡 したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死
死亡	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡 時における年金基 金の価額		死亡一時金受取人の故意に よる年金受取人の致死
時金	年金受取人および配偶者のい ずれもが年金開始日以後保証 期間中の最後の年金支払日前 に死亡したとき	保証期間の残存期 間に対する未払の 年金額の現価	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意に よる年金受取人または配偶 者の致死

(2) 保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存し ているとき	年金額	年金受取人	
死亡	年金受取人が年金基金設定日以後 年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における 年金基金の価額		死亡一時金受
一 時 金	年金受取人が年金開始日以後保証 期間中の最後の年金支払日前に死 亡したとき	保証期間の残存期間に対する 未払の年金額の現価	死亡一時金受 取人	取人の故意に よる年金受取 人の致死

(3) 確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア. 確定年金(年金支払期間指定型)

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	
死亡	年金受取人が年金基金設定日以後年 金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時におけ る年金基金の価額	다는 남소교	死亡一時金受取 人の故意による 年金受取人の致 死
_	年金受取人が年金開始日以後かつ指	指定された年金支払期間の	死亡一時金受 取人	
時	定された年金支払期間中の最後の年	残存期間に対する未払の年	407	
金	金支払日前に死亡したとき	金額の現価		

イ. 確定年金(年金額指定型)

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金額に従い定まる年 金支払期間中において、年金受取人 が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後 年金開始日前に死亡したとき 年金受取人が年金開始日以後かつ 指定された年金額に従い定まる年 金支払期間中の最後の年金支払日 前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額 指定された年金額に従い定まる年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価	死亡一時金受 取人	死亡一時金受 取人の故意に よる年金受取 人の致死

- 2 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。
- 3 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡 一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 4 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡ー時金受取人に死亡ー時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡ー時金受取人から死亡ー時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 第3項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡

- 一時金受取人を変更することができます。
- 6 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7 第3項および前項の通知をするときは、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- 8 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第3項および第5項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 9 第3項または第5項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 13 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第1項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。
- (1) 年金受取人は、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- (2) 会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。
 - ア. 年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前 保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金
 - イ. 保証期間経過後

終身年金

- 14 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。
- (1) 年金受取人は、請求書類(別表4)を会社に提出してください。
- (2) 会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める方法により改めます。
- 15 第1項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。
- 16 前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第9条 (据置の内容)

- 1 第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)第1項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。
- 2 前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。
- 3 会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の1か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。
- 4 据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第2項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 5 前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第 10 項から第 12 項までの死亡 一時金受取人に関する規定を準用します。

第10条(年金の分割支払)

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。
- 3 第1項の場合、保証期間付終身年金および確定年金において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 4 第2項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに第3項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第8条(年金の種類)第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第 11 条 (年金または据置保険金等の一時支払)

- 1 年金受取人は保証期間中または確定年金の年金支払期間中の年金の支払にかえて、保証期間または確定年金の年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金(夫婦年金を含みます。)はそのまま 存続します。この場合、年金証書に表示します。
- 3 第1項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。

特

- 4 据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。
- 5 前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

第12条(年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続)

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第 13 条 (法定相続人または死亡一時金受取人の代表者)

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の 1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第14条(成年後見等の開始)

- 1 年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人(以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。)について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第 15 条(特約の内容変更)

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第16条(特約の解約)

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第17条(特約の消滅)

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第8条(年金の種類)の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第9条(据置の内容)第4項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

第17条の2(重大事由による解除)

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第18条(年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付)

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

第19条(年齢の計算)

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第20条(年齢および性別の誤りの処理)

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第21条(契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条(管轄裁判所)

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条(積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、積立金に付利する利率を定期的に更改する仕組みは適用しないものとします。この場合には、会社所定の利率を適用します。

第 25 条 (低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加された場合の特則)

この特約が低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、積立金に付利する利率を定期的に更改する仕組みは適用しないものとします。この場合には、会社所定の利率を適用します。
- (2) 第3条(年金基金の設定または保険金等の据置)第2項第1号ア. をつぎのとおり読み替えます。
 - 「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金(ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金 およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。また、主契約に生存給付金特則が付加されている場合、生存給付金を含むものとします。)」

第26条(米国ドル建終身保険に付加されている場合の特則)

この特約が米国ドル建終身保険に付加されている場合には、第3条(年金基金の設定または保険金等の据置) 第2項第1号ア. をつぎのとおり読み替えます。

「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金(主契約の生存給付金を含みます。ただし、この特約の締結または主契約の普通保険約款によって据え置かれた保険金または生存給付金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まないものとします。)」

変額保険(有期型)に付加されている場合の特則

この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、特別勘定による運用はしません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

団体扱特約(A)条項 目次

第1条特約の適用範囲第8条契約日の特則第2条団体の人員数第9条主約款の適用

第3条 保険料率 第10条 積立利率変動型終身保険または低解約

第4条 保険料の払込 返戻金型積立利率変動型終身保険に適用

第5条 保険料率の自動変更 されている場合の特則 第6条 特約の解除

第7条 特約の失効 変額保険(有期型)に適用されている場合の特則

団体扱特約(A)条項

第1条(特約の適用範囲)

この特約は、会社と生命保険団体扱契約(A)を締結した官公署、会社、工場その他の団体(以下、「団体」といいます。)に所属し、団体から給与(役員報酬を含みます。以下、同じとします。)の支払を受ける者(以下、「所属員」といいます。)を保険契約者または被保険者とする保険契約で、次条に定める人員数が10名以上の場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条 (団体の人員数)

団体の人員数とは、団体に所属するこの特約の適用を受ける保険契約の保険契約者数、団体または団体代表者を保険契約者とし当該団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者数または上記の保険契約者と被保険者とを名よせのうえ合算した人員数をいいます。

第3条 (保険料率)

- 1 この特約の適用を受ける保険契約の保険料率は、団体の人員数によりつぎのとおりとします。
- (1) 団体の人員数が 20 名以上の場合 団体扱保険料率
- (2) 団体の人員数が20名未満の場合 特別団体扱保険料率
- 2 前項において、所在を異にする事業所が2以上あり事業所ごとに保険料が払い込まれる場合、いずれか1の事業所に所属する団体の人員数が20名以上であるときは、他の事業所の保険契約についても団体扱保険料率を適用します。

第4条(保険料の払込)

- 1 第1回保険料(第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。)から団体代表者または事業所代表者(以下、「団体代表者等」といいます。)を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、つぎの各号の日に払込があったものとして取り扱います。
- (1) 第1回保険料は、つぎのいずれかの日
 - ① 団体代表者等が、保険契約者または被保険者に支払う給与から第1回保険料に相当する金額を控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を給与から控除した日(会社と団体とが取り決めた日であることを要します。)
 - ② 団体代表者等が、第1回保険料に相当する金額を保険契約者または被保険者の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を指定口座から団体の口座に振り替えた日(会社と団体とが取り決めた日であることを要します。)
 - ③ ①または②以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- (2) 第2回以後の保険料は、団体代表者等から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 2 第2回以後の保険料から団体代表者等を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、団体代表者等から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日に払込があったものとして取り扱います。
- 3 第1項第1号の①または②の場合、給与から控除された、または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料に相当する金額が、実際に第1回保険料として会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申し出により当該控除または振替が取り消された場合には、当該控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 4 団体代表者等から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、1通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第5条 (保険料率の自動変更)

団体扱保険料率が適用されている保険契約において、団体の人員数が 20 名未満に減少し6か月を経過しても 20 名以上に戻らないときは、半年払の保険契約は個別扱保険料率が適用される保険契約に、月払の保険契約は特

別団体扱保険料率が適用される保険契約に、それぞれ自動的に変更されます。この場合には、団体代表者等を通じて保険契約者に通知します。

第6条 (特約の解除)

団体の人員数が 10 名未満に減少し3か月(年払または半年払の保険契約の場合は6か月)を経過しても 10 名以上に戻らないときは、この特約を解除します。ただし、団体の人員数が 20 名以上に達していた場合には、20 名未満に減少した時から6か月間は解除しません。

第7条(特約の失効)

つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者(団体または団体代表者が保険契約者の場合は被保険者)がその所属する団体から離脱したとき。 ただし、団体代表者等を経由して保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約(A)が解除または解約されたとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更されたとき

第8条 (契約日の特則)

- 1 この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。
- 2 前項の場合において、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて 保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず契約年齢および保 険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、 不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第9条 (主約款の適用)

この特約に規定のない事項については主約款の規定によります。

第 10 条(積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合には、 この特約条項の第8条(契約日の特則)の規定は適用しません。

変額保険(有期型)に適用されている場合の特則

この特約が変額保険(有期型)に適用されている場合には、この特約条項の第8条(契約日の特則)の規定は適用しません。

約

団体扱特約(B)条項 目次

第1条 特約の適用範囲 第7条 主約款の適用

第2条 保険料率 第8条 積立利率変動型終身保険または低解約返

戻金型積立利率変動型終身保険に適用さ

れている場合の特則

変額保険(有期型)に適用されている場合の特則

団体扱特約(B)条項

第1条(特約の適用範囲)

第3条 保険料の払込

第4条 特約の解除

第5条 特約の失効

第6条 契約日の特則

この特約は、会社と生命保険団体扱契約(B)を締結した組合、連合会、同業団体等の団体(以下、「団体」といいます。)に所属する者(以下、「所属員」といいます。この場合、所属員が会社、商店等である場合には、当該所属員の役職員を含むものとし、所属員が組織である場合には、当該所属員の役職員および組織を構成している会社、商店等の役職員を含むものとします。)を保険契約者とする保険契約の保険契約者数が10名以上の場合、または団体もしくは団体代表者を保険契約者とし当該団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者数が10名以上の場合に、団体を通じて会社にこの特約の適用を申し出た保険契約に適用します。

第2条(保険料率)

この特約の適用を受ける保険契約の保険料率は、特別団体扱保険料率とします。

第3条 (保険料の払込)

- 1 第1回保険料(第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同じとします。)から団体代表者を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、つぎの各号の日に払込があったものとして取り扱います。
- (1) 第1回保険料は、つぎのいずれかの日
 - ① 団体代表者が、保険契約者または被保険者に支払う給与(役員報酬を含みます。以下、同じとします。)から第1回保険料に相当する金額を控除したうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を給与から控除した日(会社と団体とが取り決めた日であることを要します。)
 - ② 団体代表者が、第1回保険料に相当する金額を保険契約者または被保険者の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)から団体の口座に振り替えたうえで会社に払い込む場合には、第1回保険料に相当する金額を指定口座から団体の口座に振り替えた日(会社と団体とが取り決めた日であることを要します。)
 - ③ ①または②以外の場合には、会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- (2) 第2回以後の保険料は、団体代表者から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日
- 2 第2回以後の保険料から団体代表者を経由して払い込まれる場合には、会社は、その保険料について、団体代表者から会社または会社の指定した場所に払い込まれた日に払込があったものとして取り扱います。
- 3 第1項第1号の①または②の場合、給与から控除された、または指定口座から団体の口座に振り替えられた第1回保険料に相当する金額が、実際に第1回保険料として会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者または被保険者の申し出により当該控除または振替が取り消された場合には、当該控除または振替がされなかったものとして取り扱います。
- 4 団体代表者から保険料が一括して払い込まれた場合には、会社は、1通の保険料領収証を発行し、個々の領収証は発行しません。

第4条 (特約の解除)

この特約の適用を受ける保険契約の保険契約者数または被保険者数が 10 名未満に減少し3か月(年払または半年払の保険契約の場合は6か月)を経過しても 10 名以上に戻らないときは、この特約を解除します。

第5条 (特約の失効)

つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者(団体または団体代表者が保険契約者の場合は被保険者)がその所属する団体から離脱したとき。 ただし、団体代表者を経由して保険料を払い込むことのできる期間を除きます。
- (2) 会社と団体との間に締結された生命保険団体扱契約(B)が解除または解約されたとき
- (3) 保険契約が消滅または失効したとき
- (4) 保険料の自動振替貸付が行われたとき
- (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (6) 他の保険料の払込方法(経路)に変更されたとき

第6条 (契約日の特則)

1 この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日

- の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、会社が認めたときは、主約款の規定に基づいて契約日を定めることができるものとします。
- 2 前項の場合において、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて 保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず契約年齢および保 険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、 不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第7条(主約款の適用)

この特約に規定のない事項については、主約款の規定によります。

第8条(積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合には、 この特約条項の第6条(契約日の特則)の規定は適用しません。

変額保険(有期型)に適用されている場合の特則

この特約が変額保険(有期型)に適用されている場合には、この特約条項の第6条(契約日の特則)の規定は適用しません。

保険料口座振替特約(O1)条項 目次

第1条 特約の適用 第7条 主約款の適用

第2条 契約日の特則 第8条 積立利率変動型終身保険または低解約返

第3条 保険料の払込 戻金型積立利率変動型終身保険に適用さ

第4条 保険料口座振替不能の場合の取扱 れている場合の特則

第6条 特約の消滅 変額保険(有期型)に適用されている場合の特則

保険料口座振替特約(O1)条項

第1条(特約の適用)

第5条 諸変更

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、つぎに定める要件をみたす場合に適用します。

- (1) 保険契約者の指定する預金口座等(以下「指定口座」といいます。)が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関」といいます。)に設置されていること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、この特約を適用する保険契約の保険料(特約の保険料を含みます。以下同様とします。)を指定口座から会社の預金口座に振り替えるよう依頼すること

第2条 (契約日の特則)

- 1 この特約を適用し、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款(以下「主約款」といいます。) の責任開始期の規定中、「第1回保険料を受け取った」とあるのを「第1回保険料を振り替えた」と読み替えるも のとします。
- 2 月払契約において保険契約締結時からこの特約が適用される場合には、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を保険契約の保険期間の開始日および契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
- 3 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定にもとづいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生した場合には、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、不足分をその保険金または給付金から差し引きます。

第3条 (保険料の払込)

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日(ただし、第2回以後の保険料の口座振替を行なう場合は、払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日)に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。
- 2 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 4 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 5 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第4条(保険料口座振替不能の場合の取扱)

- 1 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。
- 2 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 月払契約の場合、翌月の振替日に再度翌月分とともに2カ月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2カ月分の保険料相当額に満たない場合には、1カ月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月を過ぎた保険料について払込があったものとします。
- (2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。
- 3 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、払込期月を過ぎた保険料を主約款に定める猶予期間中に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

第5条(諸変更)

- 1 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の預金口座等に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出て下さい。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て下さい。

- この場合には、保険契約者は、他の払込方法〈経路〉を選択して下さい。
- 3 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するかまたは他の払込方法〈経路〉を選択して下さい。
- 4 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条 (特約の消滅)

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 保険料の自動振替貸付が行なわれたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
- (5) 第1条に定める要件を欠いたとき

第7条(主約款の適用)

この特約に規定のない事項については、主約款の規定を適用します。

第8条(積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に適用されている場合には、 この特約条項の第2条(契約日の特則)第2項および第3項の規定は適用しません。

変額保険(有期型)に適用されている場合の特則

この特約が変額保険(有期型)に適用されている場合には、この特約条項の第2条(契約日の特則)第2項および第3項の規定は適用しません。

約

指定代理請求特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 特約の対象となる保険金等

第3条 指定代理請求人の指定および変更指定

第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求

第5条 告知義務違反による解除および重大事由

による解除

第6条 特約の解約

第7条 主契約またはこれに付加されている特約 に代理請求を認める規定がある場合の取

扱

第8条 主契約が更新される場合の特則

第9条 無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則

第 10 条 生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則

第11条 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約、年金特約、年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の被保険者(以下、「主たる被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、給付金または年金(保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。 以下、「保険金等」といいます。)は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等の うち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- (3) その他、会社の定める保険金等

第3条(指定代理請求人の指定および変更指定)

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この 特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求 人」といいます。)。ただし、保険金等の受取人(保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。) が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。
- (1) 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 主たる被保険者の3親等内の親族
- (3) 主たる被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
- (4) 前3号のほか、主たる被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類(以下、「請求書類」といいます。)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条(指定代理請求人等による保険金等の請求)

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合

には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。

- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がない場合にはその受取人と生計を一にする者)が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
- (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
- (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後 重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由(保険料の払込の免除事由を含みます。)を生じさせた者 または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定 める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 6 前5項に定めるほか、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求 に際しては、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)またはこれに付加されている特約の特約条項 における保険金等の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第5条(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および 重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違 反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被 保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める 保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条 (特約の解約)

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条(主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱)

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条(主契約が更新される場合の特則)

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日(以下、「更新日」といいます。)に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約(以下、「他の特約等」といいます。)に変更され継続するものとします。

第9条(無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則)

この特約を無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合には、第3条(指定代理請求 人の指定および変更指定)第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第 10 条(生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則)

この特約を生存保障付連生定期保険に付加した場合には、第3条(指定代理請求人の指定および変更指定)第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「第1被保険者」と読み替えます。

第 11 条 (保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則)

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)(以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。)による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
- (1) 第1条(特約の締結)の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
- (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第2条(特約の対象となる保険金等)をつぎのとおり読み替えます。

「第2条(特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)(以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。)による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

(2) 第3条(指定代理請求人の指定および変更指定)をつぎのとおり読み替えます。

「第3条(指定代理請求人の指定および変更指定)

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人(以下、「年金受取人」といいます。)は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください(本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。)。
- (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
- (2) 年金受取人の3親等内の親族
- (3) 年金受取人と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
- (4) 前3号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類(以下、「請求書類」といいます。)を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」
- (3) 第6条(特約の解約)第1項をつぎのとおり読み替えます。
 - 「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

保険証券等の電子化に関する特約条項 目次

第1条 特約の締結 第4条 特約の消滅

第2条 電子証券 第5条 主約款の規定の準用

第3条 特約の解約

保険証券等の電子化に関する特約条項

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際または主契約の責任開始期後、主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)の申出により主契約に付加して締結します。

第2条(電子証券)

会社は、この特約が付加された場合には、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険証券 $^{(*1)}$ もしくは証書 $^{(*2)}$ (以下、「保険証券等」といいます。)の発行または保険証券等への表示を省略することができます。 $^{(rac{(rac{1}{4})}{}}$
- (2) 保険証券の発行または保険証券への表示を省略した場合には、会社は、保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項(以下、「電子証券」といいます。)を、保険証券の記載事項とみなします。(^{補2)}
- (3) 保険契約者等 (*3) から申出があった場合には、会社は、すみやかに保険証券等の発行または保険証券等への表示を行います。

第2条の補則

補1 証書の省略については、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)または主契約に付加されている他の特約(以下、「主特約」といいます。)の特約条項に定めるところにより、証書を発行する時において、主契約または主特約の保険金等の受取人が保険契約者と同一である場合に限ります。

補2 保険契約の内容に変更が生じた場合には、新たに電子証券を提供します。

第2条の用語の意義

* 1 保険証券

主約款または主特約の特約条項に定める保険証券をいいます。本条において同じとします。

*2 証書

年金証書等の主約款または主特約の特約条項に定める証書をいいます。本条において同じとします。

*3 保険契約者等

保険契約者のほか、主契約または主特約の保険金等の受取人が保険契約者同一である場合には、 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等の受取人を含みます。

第3条 (特約の解約)

この特約を解約することはできません。

第4条(特約の消滅)

つぎの第(1)号から第(4)号までのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主約款の規定により、保険契約者が変更されたとき
- (2) 主約款の規定により、年金開始日以後に年金受取人が変更されたとき
- (3) 主約款の規定により、後継年金受取人が年金受取人の権利および義務を承継したとき
- (4) 主契約が消滅したとき

第5条(主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険契約の失効取消に関する特則(I) 目次

第1条 失効取消の適用

第2条 主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱

保険契約の失効取消に関する特則(I)

第1条(失効取消の適用)

- 1 この特則は、失効についての規定がある保険契約(特約を含みます。以下、同じとします。)に適用されます。
- 2 この特別が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
- (1) 主たる保険契約(以下、「主契約」と言います。)の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間(*1)中に失効取消にかかる延滞保険料(*2)の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
- (2) 失効取消可能期間中に保険金・給付金等^(*3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。^(補1)
- (3) 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等 (* 4) の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。死亡保険金等が、米国ドル建個人年金保険(19)の死亡保険金および災害死亡保険金の場合には、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引かないものとします。

第1条の用語の意義

* 1 失効取消可能期間

猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。

*2 失効取消にかかる延滞保険料

失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。

*3 保険金・給付金等

名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じと します。

*4 死亡保険金等

死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

第2条(主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱)

- 1 この特則の適用がある主契約が外国通貨建の保険で、主契約に円換算払込特約または円換算払込特約(外貨建養老保険用)が付加されている場合には、この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料(*1)の換算基準日(*2)は、払い込む日の属する月の前月末日とします。
- 2 この特則の適用がある主契約が米国ドル建個人年金保険(19)で、主契約に円換算払込特約(19)が付加されている場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。
- (1) この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料の換算基準日は、払い込む日の属する月の前月末日とします。
- (2) 円換算払込特約(19)条項第8条(円建払込額を定める場合の特則)の適用がある場合には、第(1)号の失効取消にかかる延滞保険料の払込については、円換算払込特約(19)条項第8条(円建払込額を定める場合の特則)第3項第(1)号に定める円建払込額により取り扱うものとし、保険料の払込がなかった各払込期月の前月末日を換算基準日として、それぞれの日の円換算払込特約(19)条項第2条(為替レート)に定める会社所定の為替レートを用いて、円建払込額を外国通貨建の保険料に換算した金額の合計額を主契約の保険料とします。

第2条の用語の意義

* 1 失効取消にかかる延滞保険料

失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。

*2 換算基準日

外国通貨建で定められた金額を円に換算する際の基準となる日をいいます。ただし、その日が 取引銀行の休業日に当たる場合には、その直前の取引銀行の営業日とします。なお、取引銀行と

別表1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(備考1.参照)
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(備考2.参照)
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの(備考3.参照)
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの(備考4.参照)
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの(備考4.参照)
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの (備考4.参照)
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(備考4.参照)

(備考)

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。 ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その 軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」 に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きま す。)。

表1 急激・偶発・外来の定義

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
用語	定義	
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、	
	持続性の強いものは該当しません。)	
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被	
	保険者の故意にもとづくものは該当しません。)	
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該	
	当しません。)	

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)		除外項目等	
1. 3	交通事故(VO1~V99)		
2. 不慮の損傷のその他の外因(WOO~X59)			
	転倒・転落(WOO~W19)		
	・生物によらない機械的な力への曝露(W2O~W	※つぎのものは除外します。	
	49)	• 騒音への曝露 (W42)	
		• 振動への曝露 (W43)	
	・生物による機械的な力への曝露(W50~W64)		
	・不慮の溺死および溺水(W65~W74)		
	その他の不慮の窒息(W75~W84)	※つぎのものは除外します。	
		•疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障	

		除外項目等
	万规项目(至个万规二 1 /	害の状態にある者の
		胃内容物の誤嚥<吸引> (W78)
		気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79)
		気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥く吸引>
		(W80)
	・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への	※つぎのものは除外します。
	曝露 (W85~W99)	・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
	煙、火および火炎への曝露(XOO~XO9)	
	・熱および高温物質との接触(X10~X19)	
	• 有毒動植物との接触(X20~X29)	
	自然の力への曝露(X30~X39)	※つぎのものは除外します。・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、 熱射病など)
	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40~X49)	※つぎのものは除外します。・疾病の診断、治療を目的としたもの
		※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚
		炎など
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50~X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど)・無重力環境への長期滞在(X52)・食糧の不足(X53)・水の不足(X54)
	• その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X	
	58~X59)	
3.	加害にもとづく傷害および死亡(X85~Y09)	
4.	法的介入および戦争行為(Y35~Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5.	内科的および外科的ケアの合併症(Y40~Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬	※つぎのものは含まれません。
	物、薬剤および生物学的製剤(Y40~Y59)によ	・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚
	るもの	炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する 医療事故(Y60~Y69)	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用	
	器具(Y70~Y82)によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的	
	およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記	
	載がないもの (Y83~Y84)	

備考

- 1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの(備考1.参照)
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(備考2.参照)
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(備考3.参照)
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(備考3.参照)
- (5) 10 手指の用を全く永久に失ったもの(備考4.(1)および(3)参照)
- (6) 1手の5手指を失ったか、または第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの(備考4.(1)および(2)参照)
- (7) 10足指を失ったもの(備考5.参照)
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(備考6.参照)
- (9) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの(備考7.参照)
- (10) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの(備考8.(1)参照)
- (11) 心臓に人工弁を置換したもの(備考8.(2)参照)
- (12) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの(備考9.参照)
- (13) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの(備考 10. (1)および(2)参昭)
- (14) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの(備考 10. (3)および(4)参照)

(備考)

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害 (聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオ・メーターで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}$$
 (a+2b+c)

の値が、90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全 運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節 関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の 1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「背柱の著しい奇形」とは、背柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「背柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

(1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

(2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

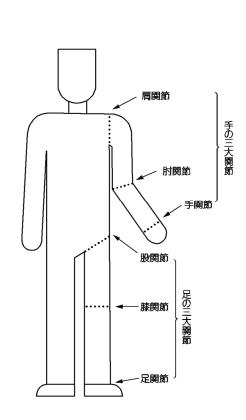
9. 腎臓の障害

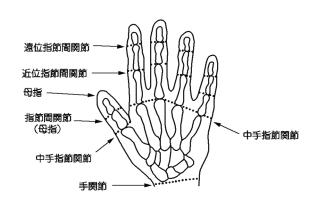
- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

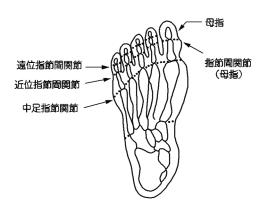
10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>







別表4 請求書類

[] 保険金・年金等の請求の場合

【] 保険金・年金等の請求の場合 手続書類		
明小块口	(1) 請求書*	
死亡保険金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	(1) 請求書本 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(災害死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票(配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本) (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (11) 最終の保険料領収証 (12) 保険証券	
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票(配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本) (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (12) 最終の保険料領収証 (13) 保険証券	
満期保険金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券	
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込 免除	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限ります。) (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券	

請求項目	手続書類
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金(入院による場合) 成人病入院給付金 5大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん入院給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(災害入院給付金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の診断書* (4) 入院した病院または診療所の入院証明書(通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書)* (5) 被保険者の住民票(配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
通院給付金 手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給 付金 見舞給付金(手術による場合) 成人病手術給付金 5大生活習慣病手術・放射 線治療給付金 がん手術給付金	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書* (4) 被保険者の住民票(配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
特定損傷給付金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
介護年金 特約介護年金 介護給付金	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (7) 介護保障証書
死亡給付金	(1) 請求書 * (2) 医師の死亡診断書または死体検案書 * (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (7) 介護保障証書
健康祝金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 介護保障証書

請求項目	手続書類
明小块口	(1) 請求書*
	(2) 年金受取人の戸籍抄本
	(3) 年金受取人の印鑑証明書
年金	(4) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を
	受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(5) 年金証書
	(1) 請求書*
	(1) 頭が音が (2) 医師の死亡診断書または死体検案書*
	(3) 年金受取人の住民票
	(4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本
死亡一時金	(5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書
	(6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意
	後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(7) 年金証書
	(1) 請求書*
	(2) 被保険者の住民票
 解約返戻金	(3) 保険契約者の印鑑証明書
NF N J J Z J Z J Z J Z J Z J Z J Z J Z J Z	(4) 最終の保険料領収証
	(5) 保険証券
	(1) 請求書*
	(1) 頭が音が (2) 保険契約者の印鑑証明書
契約者貸付	(3) 最終の保険料領収証
	(4) 保険証券 (1) 請求書*
(「你你你写 会 刑建立利索亦	(2) 被保険者の住民票
低解約返戻金型積立利率変	(3) 生存給付金の受取人の戸籍抄本
動型終身保険および米国ド	(4) 生存給付金の受取人の印鑑証明書
ル建終身保険の生存給付金	(5) 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任 意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	一息後兄を受けている場合よだは云社が特に旋山を水めた場合が (6) 保険証券
	(1) 請求書*
	(2) 被保険者の住民票
	(3) 給付金の受取人の戸籍抄本
	(4) 給付金の受取人の印鑑証明書
無事故給付金	(4)
	見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(6) 最終の保険料領収証
	(7) 保険証券
	(1) 請求書*
	(2) 医師の診断書*
	(3) 被保険者の住民票
	(4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本
特定疾病保険金	(5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書
特約特定疾病保険金	(6) 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしく
	は任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(7) 最終の保険料領収証
	(8) 保険証券
	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類
	(2) 指定代理請求人の戸籍抄本
	(3) 指定代理請求人の住民票
保険金等の指定代理請求	(4) 指定代理請求人の印鑑証明書
	(5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後
	見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)

請求項目	手続書類
保険料払込免除特約による 保険料払込免除・既払込保 険料相当額の支払	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本(既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。) (5) 保険契約者の印鑑証明書(既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。) (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合)
	(7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
死亡時支払金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
被保険者の死亡の報告および解約返戻金相当額の支払	(1) 死亡報告書および請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 最終の保険料領収証(第1回年金の場合のみ) (7) 年金証書(第1回年金の場合は保険証券)
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の死亡一時金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (7) 年金証書
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金の一括支払	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (6) 年金証書

(備考)

- 1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
- 2. 上記の書類は、会社に提出してください。
- 3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
- 4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。

- 5. 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人(家族年金受取人を含みます。)とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金(年金を含みます。)の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下、「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または労働基準法施行規則第42条(遺族補償を受ける者)等に規定する遺族補償を受けるべき者(以下「受給者」といいます。)に支払うときは、死亡保険金(家族年金を含みます。)または高度障害保険金(高度障害年金を含みます。)の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

「Ⅱ〕 その他手続請求の場合

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合			
請求項目	手続書類		
保険契約の復活	(1) 申込書* (2) 被保険者についての告知書*		
契約内容の変更 (1) 保険金額、基準保険金額、基本入院給付金日額または年金額の減額、増額(復旧) (2) 年金月額の減額 (3) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 延長定期保険への変更 (7) 延長定期保険への変更 (8) 生存給付金支払日の変更 (9) 年金開始日の繰上げ・繰下げ	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書*(会社が特に提出を求めた場合)		
会社への通知による保険金受取 人、家族年金受取人、死亡時支払金 受取人または死亡一時金受取人の 変更 会社への通知による後継年金受取 人の指定・変更	(1) 請求書 * (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書		
遺言による保険金受取人、家族年 金受取人、死亡時支払金受取人ま たは死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券または年金証書		
保険契約者の変更	(1)請求書*(2)変更前の保険契約者の印鑑証明書(3)保険証券		
年金種類の変更	(1) 請求書 * (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本(会社が特に提出を求めた場合)		
指定代理請求人の変更指定	(1)請求書*(2)保険契約者の印鑑証明書(3)保険証券(4)指定代理請求人の住民票		
受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書* (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類		

(備考)

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めること があります。

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病

表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病			
	身体部位の名称		
1	眼球		
2	耳(内耳、中耳、外耳を含む。)および乳様突起		
3	鼻(副鼻腔を含む。)		
4	咽頭および喉頭		
5	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺		
6	甲状腺		
7	胃および十二指腸(当該部位の手術にともない、空腸の手術を受けた場合、空腸を含む。)		
8	小腸および大腸		
9	盲腸(虫様突起を含む。)		
10	直腸および肛門		
11	肝臓、胆嚢および胆管		
12	膵臓		
13	肺臓、胸膜、気管および気管支(当該部位の手術にともない、胸郭の手術を受けた場合には、胸郭を		
	<u> </u> 含む。)		
14	腎臓および尿管		
15	膀胱および尿道		
16	睾丸および副睾丸		
17	前立腺		
18	卵巣、卵管および子宮付属器		
19	子宮(帝王切開を受けた場合に限る。)		
20	乳房(乳腺を含む。)		
21	鼠径部(鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。)		
22	頸椎部(当該神経を含む。)		
23	胸椎部(当該神経を含む。)		
24			
25	25 仙骨部および尾骨部 (当該神経を含む。)		
26			
27	右肩関節部		
28	左股関節部		
29	右股関節部		
30	左上肢(左肩関節部を除く。)		
31	右上肢(右肩関節部を除く。)		
32	左下肢(左股関節部を除く。)		
33	右下肢(右股関節部を除く。)		
34	子宮(異常分娩が生じた場合を含む。)		
35	皮膚		
36	眼球および眼球付属器		
特定疾病の名称			
37	異常妊娠、異常分娩		
38	外傷にともなう合併症、後遺症		

別表 10 感染症

「感染症」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目 の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年 版) 準拠」によるものとします。

灯		
分類項目	基本分類コード	
コレラ	A00	
腸チフス	A01.0	
パラチフスA	A01.1	
細菌性赤痢	A03	
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3	
ペスト	A20	
ジフテリア	A36	
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80	

分類項目	基本分類 コード
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

Memo

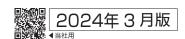
Memo

(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・ 来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国 各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)

・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した 後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合に ついては、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当 な利益の保護を図っております。





引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様

0120-37-2269 通話料無料

募集代理店を通じて ご加入されたお客様 0120-78-2269 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

https://www.gib-life.co.jp/

お問い合わせ先(担当者)